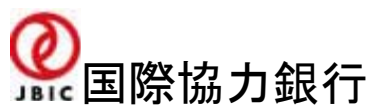


# OECD 公的輸出信用アレンジメント



協力：  財団法人海外投融資情報財団

—2010年—

**Originally published by the OECD in English under the title:**

**ARRANGEMENT ON OFFICIALLY SUPPORTED EXPORT CREDITS**

**- July 2009 REVISION -**

**© 2009 OECD**

**All rights reserved.**

**© 2009 Japan Bank for International Cooperation for this Japanese edition**

**Published by arrangement with the OECD, Paris.**

**The quality of the Japanese translation and its coherence with the original text is the responsibility of Japan Bank for International Cooperation.**

本冊子は、2009年7月より発効した「OECD 公的輸出信用アレンジメント」を、国際協力銀行（JBIC）が同機構の許可を得て、財団法人海外投資情報財団（JOI）の協力の下、翻訳・発行したものである。

## 目 次

### 第 I 章 一般条項

第 1 条	目的	4
第 2 条	本アレンジメントの位置付け	4
第 3 条	参加	4
第 4 条	非参加国が利用可能な情報	4
第 5 条	適用の範囲	4
第 6 条	セクター了解	5
第 7 条	プロジェクトファイナンス	5
第 8 条	脱退	5
第 9 条	モニタリング	5

### 第 II 章 輸出信用供与の諸条件

第 10 条	頭金、公的支援の上限、ローカルコスト	6
第 11 条	最長償還期間による国の分類	7
第 12 条	最長償還期間	7
第 13 条	原子力以外の発電プラントの償還期間	7
第 14 条	元本償還及び利払い	8
第 15 条	金利、プレミアム料率及びその他のフィー	9
第 16 条	輸出信用の有効期間	9
第 17 条	損失回避又は最小化のための行動	9
第 18 条	マッチング	9
第 19 条	公的金融支援の下での最低固定貸出金利	9
第 20 条	CIRR の構成	10
第 21 条	CIRR の有効期間	10
第 22 条	CIRR の適用	10
第 23 条	信用リスクプレミアム	11
第 24 条	カントリーリスク及びソブリン信用リスクに関する最低プレミアム料率	11
第 25 条	カントリーリスク分類	12
第 26 条	国際機関又は地域機関の分類	14
第 27 条	公的輸出信用のカバー率と質	14
第 28 条	特定カントリーリスク要素の排除とカントリーリスク緩和技術	14
第 29 条	カントリー及びソブリン信用リスクに対する最低プレミアム料率の有効性の見直し	15

### 第Ⅲ章 タイド援助条項

第 30 条	一般原則	16
第 31 条	タイド援助の形態	16
第 32 条	混合借款	16
第 33 条	タイド援助受入国の適格条件	17
第 34 条	対象プロジェクトの適格条件	18
第 35 条	最低コンセッションナリティレベル	19
第 36 条	国又はプロジェクトに対するタイド援助の適格条件の例外	19
第 37 条	タイド援助のコンセッションナリティレベルの計算	19
第 38 条	タイド援助条件の有効期間	21
第 39 条	マッチング	21

### 第Ⅳ章 手続き

#### 第 1 節 輸出信用と貿易関連援助に関する共通手続き

第 40 条	通報	22
第 41 条	公的支持情報	22
第 42 条	マッチングの手続き	22
第 43 条	特別協議	23

#### 第 2 節 輸出信用手続き

第 44 条	討議を伴う事前通報	23
第 45 条	事前通報	23

#### 第 3 節 貿易関連援助に係る手続き

第 46 条	事前通報	24
第 47 条	事後通報	24

#### 第 4 節 タイド援助についての協議手続き

第 48 条	協議の目的	25
第 49 条	協議の範囲と時期	25
第 50 条	協議結果	25

#### 第 5 節 輸出信用及び貿易関連援助に関する情報交換

第 51 条	連絡先	26
第 52 条	問い合わせの範囲	26
第 53 条	回答の範囲	26
第 54 条	会合形式の協議	27
第 55 条	コモンラインの手続きと体裁	27
第 56 条	コモンライン提案に対する回答	27
第 57 条	コモンラインの受諾	28

第 58 条	コモンラインにおける不一致	28
第 59 条	コモンラインの発効日	28
第 60 条	コモンラインの効力	28
第 6 節 最低貸出金利 (CIRR) の通知に関する運用規定		
第 61 条	最低貸出金利の連絡	29
第 62 条	適用金利の発効日	29
第 63 条	金利の即時変更	29
第 7 節 見直し		
第 64 条	本アレンジメントの定期的見直し	29
第 65 条	最低貸出金利の見直し	30
第 66 条	最低プレミアム料率と関連事項の見直し	30
別添 I	船舶輸出信用セクター了解	31
別添 II	原子力発電プラント輸出信用セクター了解	35
別添 III	民間航空機輸出信用セクター了解	38
別添 IV	再生可能エネルギー及び水事業プロジェクト輸出信用セクター了解	93
別添 V	通報に提供されるべき情報	97
別添 VI	最低プレミアム料率(MPR) の算出方法	103
別添 VII	第三国保証人、国際機関又は地域機関を反映したカントリーリスク分類の適用における基準と条件	105
別添 VIII	最低プレミアム料率の計算におけるカントリーリスク緩和／排除の適用に関する基準と条件	109
別添 IX	開発の質に係るチェックリスト	119
別添 X	プロジェクトファイナンス取引に適用する信用条件	121
別添 XI	定義一覧	124

## 第 I 章：一般条項

### 第 1 条 目的

- a) 公的輸出信用に関するアレンジメント（以下「本アレンジメント」という。）の主要な目的は、公的輸出信用の秩序ある利用のための枠組みを提供することである。
- b) 本アレンジメントは、輸出者間の競争が、公的支援を受けた最も有利な信用条件によるものではなく、財及びサービスの品質と価格に基づいたものになることを奨励するために、第 5 条 a) に定める公的支援についてのレベル・プレイング・フィールドを作り上げることを目標としている。

### 第 2 条 本アレンジメントの位置付け

OECD の枠組み内で作成された本アレンジメントは、1978 年 4 月に発効し、期限は付されていない。本アレンジメントは参加国間の紳士協定である。すなわち OECD 事務局（以下「事務局」という。）の事務的支援を受けるが、OECD の協定<sup>1</sup>ではない。

### 第 3 条 参加

本アレンジメントの参加国は、オーストラリア、カナダ、EC、日本、韓国、ニュージーランド、ノルウェー、スイス及び米国である。他の OECD 加盟国及び非加盟国は、現参加国の招請により、参加国となることができる。

### 第 4 条 非参加国が利用可能な情報

- a) 参加国は、第 5 条 a) に定める公的支援に関する通報につき、非参加国と情報を共有することとする。
- b) 参加国は、他の参加国からの要請に対するのと同様に、競争的な状況にある非参加国からの要請に対しても、相互主義に基づき、公的支援の信用条件について回答しなければならない。

### 第 5 条 適用の範囲

本アレンジメントは、政府又はそれに代わる機関が供与する財及び／又はファイナンスリースを含むサービスの輸出に対する償還期間 2 年以上の全ての公的支援に適用されるものとする。

- a) 公的支援は、様々な形態で供与することができる。
  - 1) 輸出信用保証又は保険（ピュア・カバー）
  - 2) 公的金融支援
    - －直接信用／融資及びリファイナンス（又は）

---

<sup>1</sup> OECD 協定（Convention）第 5 条の通り。

－利子補給

3) 上記を組み合わせたもの。

- b) 本アレンジメントはタイド援助にも適用される。また、第4章に示される手続きは、貿易関連のアンタイド援助にも適用されるものとする。
- c) 本アレンジメントは、軍事機器と農産物の輸出に関連する公的支持には適用されない。
- d) 公的支持は、より有利な償還期間を得ることを主な目的として当該契約が財の最終仕向地ではない国の購入者との間で締結されたという明らかな証拠がある場合には供与されないものとする。

## 第6条 セクター了解

- a) 下記セクター了解は、本アレンジメントの一部を為すものとする。
  - －船舶（別添Ⅰ）
  - －原子力発電プラント（別添Ⅱ）
  - －民間航空機（別添Ⅲ）
  - －再生可能エネルギー及び水事業（別添Ⅳ）
- b) 上記セクター了解の参加国は、各セクター了解で対象となる財及び／又はサービスの輸出に関しては、当該セクター了解の規定を適用することができる。セクター了解の中にアレンジメント本則に対応する規定がない場合、上記セクター了解の参加国は、アレンジメント本則の規定を適用するものとする。

## 第7条 プロジェクトファイナンス

- a) 参加国は、別添 X の付録 1 に定める基準を満たす取引に対する財及び／又はサービスの輸出に関して、別添 X に定める信用条件を適用することができる。
- b) 本条 a) は、原子力発電プラント輸出信用セクター了解、及び、再生可能エネルギー及び水事業セクター了解の規定が適用される財及びサービスの輸出に対して適用される。
- c) 本条 a) は、民間航空機輸出信用セクター了解、及び、船舶輸出信用セクター了解の規定が適用される財及びサービスの輸出については、適用されない。

## 第8条 脱退

参加国は、例えば OECD オンライン情報システム (OLIS) のような即時の通信手段で文書により事務局に通報することにより、本アレンジメントから脱退することができる。脱退は、事務局が当該通報を受け取ってから 180 暦日後に発効する。

## 第9条 モニタリング

事務局は、本アレンジメントの実施をモニタリングするものとする。

## 第II章：輸出信用供与の諸条件

輸出信用の諸条件は、本章に規定される全ての条文を包含するものであり、本章は、他の章と併せて解釈されるべきものとする。本アレンジメントは、公的支持を受ける可能性のある信用条件に制限を設けるものとする。参加国は、本アレンジメントによって規定されるよりも、より制限的な信用条件が、一定の貿易や産業セクターに伝統的に適用されていることを認識する。参加国は、そのような慣習的な信用条件、とくに、償還期間が当該財の耐用期間を超えてはならないとの原則に、引き続き尊重しなければならない。

### 第10条 頭金、公的支持の上限、ローカルコスト

- a) 参加国は、公的支持の対象となる財及びサービスのバイヤーに対し、別添XIに定義する起算点又はその前までに輸出契約額の最低 15%の頭金の支払いを求めるものとする。頭金の査定にあたり、当該取引が公的支持を受けない第三国からの財やサービスを含む場合、輸出契約額をその割合に応じて減額することができる。プレミアムについては 100%まで融資／保険を供与することができる。プレミアムは輸出契約額に含めても、含めなくともよい。起算点の後に行われるリテンション支払いは、本条にいう頭金とはみなさない。
- b) 頭金に対する公的支持は、通常の与信前リスク（pre-credit risk）に対する保険又は保証の形態のみを認めるものとする。
- c) 本条 b) 及び d) に定める場合を除き、参加国は公的支持を輸出契約額の 85%を超えて供与してはならないものとする。この輸出契約額には、第三国の供給品を含め、ローカルコストを除く。
- d) 参加国は、以下の条件の下で、ローカルコスト<sup>2</sup>に対して公的支持を供与することができる。
  - 1) ローカルコストに対して供与される公的支持の額は、輸出契約額の 30%を超えないものとする。
  - 2) ローカルコストに対する公的支持は、関連する輸出案件について合意された条件より優遇的であったり、制限の度合いが低かったりしてはならないものとする。
  - 3) ローカルコストに対する公的支持の額が輸出契約額の 15%を超える場合は、第 45 条

<sup>2</sup>

- a) 第 10 条 d) に定める信用条件は、2008 年 1 月 1 日から 2010 年 12 月 31 日を試行期間とし適用することとする。参加国は試行期間内に得た経験を検証し、当該規定の運用を見直すこととする。
- b) 第 10 条 d) に定める信用条件は、参加国が下記いずれかの項目に同意しない限り、試行期間終了後は継続せず、第 10 条 d) の文言は TAD/PG(2007)18 で定めた文言に戻すこととする。
  - i) 所要の改善／修正をした上で、試行期間を継続する、あるいは、
  - ii) 所要の改善／修正をした上で、当該信用条件を確定する。
- c) 事務局は第 10 条 d) に定める信用条件の実施状況につき、報告を行うこととする。



に従い、公的支援を受けるローカルコストの性質を明確にした上で事前通報を行うこととする。

## 第 11 条 最長償還期間による国の分類

- a) カテゴリ I の諸国とは、高所得 OECD 加盟国<sup>3</sup>とする。その他の諸国は全てカテゴリ II に属する。
- b) 国分類にあたっては、次の運用基準及び手続きを適用する。
- 1) 本アレンジメントのための国分類は、世界銀行が借入国の分類を行うために算出する 1 人当たり GNI によって決定される。
  - 2) 世界銀行が 1 人当たり GNI を公表するに足る十分な情報を有していない場合には、当該国がその時点での敷居値の上下いずれかの GNI であるかを推定するよう、世界銀行に依頼するものとする。参加国が他の方法により国分類を決定しない限り、この推定方法で当該国を分類されるものとする。
  - 3) 第 11 条 a) に従いある国の分類が変更となる場合、当該変更は、世界銀行から入手した上記データにより導かれた結論を事務局が全ての参加国に通知してから 2 週間後に発効するものとする。
  - 4) 世界銀行が数値を修正した場合、当該数値の修正は本アレンジメントに影響を与えないものとする。しかしながら、国分類はコモンラインの方法により変更することができ、参加国は、最初に事務局が通知したのと同じ暦年において数値の誤差及び遺漏が認められた場合は、これによる変更を前向きに検討するものとする。
- c) 当該国分類の変更は、世界銀行による分類が 2 年間連続し変更されなかった場合にのみ実施されるものとする。

## 第 12 条 最長償還期間

第 13 条に定める場合を除き、第 11 条の基準により定められる仕向国の分類により、異なる最長償還期間が適用される。

- a) カテゴリ I 国に対しては、最長償還期間は 5 年とするが、第 45 条に規定する事前通報の手続きに従う場合には、8.5 年とすることができる。
- b) カテゴリ II 国に対しては、最長償還期間は 10 年とする。
- c) 仕向国が複数ある契約の場合には、参加国は、第 55 条から第 60 条に定める手続きに従い、適切な条件につき合意すべくコモンラインを設定するよう努めなければならない。

## 第 13 条 原子力以外の発電プラントの償還期間

- a) 原子力以外の発電プラントについては、最長償還期間は 12 年とするものとする。参加国が第 12 条に定められるものより長い償還期間を支持する意向がある場合には、第 45

---

<sup>3</sup> 1 人当たり国民総所得 (GNI) に基づき毎年世界銀行が定義。

条の手続きに従って事前通報を行うものとする。

- b) 原子力以外の発電プラントとは、核燃料を使わない発電所設備一式、又は、その一部であって、そのような原子力以外の発電所の建設及びコミッショニングに直接必要な全ての構成物、機器設備、材料、サービス（要員研修を含む）を含む。これは、通常バイヤーが責任を負う項目、特に土地開発、道路、建設関係者用宿舎、電力線、開閉所、給水設備など、発電プラントのサイト外に存する項目の費用、及びバイヤー国における公的許認可の取得手続き（立地許可、建設許可、燃料装荷許可等）に際し発生する費用を含まない。但し、以下の場合には例外とする。

- 1) 当該開閉所のバイヤーが発電所のバイヤーと同一の場合、元の開閉所の最長償還期間は、原子力以外の発電プラントの最長償還期間（すなわち 12 年）と等しいものとする。
- 2) 最低電圧 100kv 以上の送電線、変電所、変圧器の最長償還期間は、原子力以外の発電プラントの最長償還期間（12 年）と等しいものとする。

#### 第 14 条 元本償還及び利払い

- a) 輸出信用の元本は、元本均等賦で償還されるものとする。
  - b) 元本償還及び利払いは、6 ヶ月に 1 回以上の頻度で行われなくてはならず、第 1 回目の元利払日は、起算点から 6 ヶ月以内とする。
  - c) リース取引に対する輸出信用では、本条 a) に定める元本均等賦の代わりに、元利均等賦による償還を適用することができる。
  - d) 例外的かつ正当な理由がある場合は、上記 a) から c) までの規定とは異なる条件で輸出信用を供与することができる。こうした支持供与は、債務者の財源が利用可能となるタイミングと均等半年賦での償還スケジュールの下での債務返済方式との間にミスマッチがある場合に限ることとし、以下の基準に沿うことを条件とする。
    - 1) 1 回の元本償還額あるいは 6 ヶ月以内に行われる一連の元本償還額は、元本総額の 25% を超えないこと。
    - 2) 元本償還は 12 ヶ月に 1 回以上の頻度でなくてはならない。第 1 回目の元本償還日は起算点から 12 ヶ月以内とし、起算点から 12 ヶ月以内に元本総額の 2% 以上が返済されること。
    - 3) 利払いは 12 ヶ月に 1 回以上の頻度で行われなくてはならず、第 1 回目の利払日は起算点から 6 ヶ月以内とする。
    - 4) 償還期間の加重平均期間（WAL）の上限は、以下を超えないこと。
      - －ソブリンバイヤーとの（もしくはソブリン返済保証のある）取引の場合：カテゴリ I 国は 4.5 年、カテゴリ II 国については 5.25 年。
      - －非ソブリンバイヤーとの（かつソブリン返済保証のない）取引の場合：カテゴリ I 国は 5 年、カテゴリ II 国は 6 年。
- －上記 2 点の規定にかかわらず、第 13 条に従い原子力以外の発電プラントに対し輸出

信用を供与する場合は 6.25 年。

- 5) 参加国は、本条 a) から c) に基づき支持を供与しない場合は、その理由につき説明を付し、第 45 条に従い事前通報を行わなければならない。
- e) 起算点以降の金利は元加してはならない。

#### **第 15 条 金利、プレミアム料率及びその他のフィー**

- a) 金利には以下のものを含まない。
- 1) サプライヤー・クレジット又はその他の信用供与に対する保険又は保証に要するプレミアム又はその他の費用支払い。
  - 2) 償還期間を通じて支払う年 1 回又は半年に 1 回の銀行手数料以外の輸出信用に関する銀行手数料、コミッションなどの支払い。
  - 3) 輸入国が徴収する源泉課税。
- b) 直接信用／融資又はリファイナンスの形態で公的支持が供与される場合、プレミアムは表面金利に上乗せしても別に徴求してもよい。金利とプレミアムの内訳は、それぞれ参加国に明示されるものとする。

#### **第 16 条 輸出信用の有効期間**

個別の輸出信用又はクレジットラインの信用条件は、第 21 条に定める「市場貸出基準金利 (CIRR : Commercial Interest Reference Rate)」の有効期間を除き、最終コミットメントに先立つ 6 ヶ月を超えて固定してはならない。

#### **第 17 条 損失回避又は最小化のための行動**

本アレンジメントは、契約締結後（輸出信用契約とその付随的な文書の発効後）であり、専ら不払いや保険金の支払いにつながりかねない事態から発生する損失を回避又は最小化するためである場合は、輸出信用機関や金融機関が本アレンジメントより非制限的な信用条件に合意することを妨げるものではない。

#### **第 18 条 マッチング**

参加国の国際的な義務を考慮し、本アレンジメントの目的に照らして、参加国は、第 42 条に定める手続きに従い、参加国又は非参加国が提示した信用条件にマッチングを行うことができる。本条の規定に基づく信用条件は、第 1 章と第 2 章、及び適用可能な場合は、別添 I、II、III、IV 及び X の諸規定と整合しているものとみなされる。

#### **第 19 条 公的金融支持の下での最低固定貸出金利**

- a) 固定金利による公的金融支持を供与する参加国は、最低貸出金利として、適切な CIRR を適用しなければならない。CIRR は、次の原則に従って設定される。

- 1) CIRR は、当該通貨の国内市場における対顧客商業貸出金利の典型であるべきである。
  - 2) CIRR は、最も信用力のある国内借入人に対する金利にほぼ相当するものであるべきである。
  - 3) CIRR は、固定金利による資金調達コストに基づくものであるべきである。
  - 4) CIRR は、国内競争条件に歪みをもたらすものであってはならない。
  - 5) CIRR は、最も信用力のある外国借入人に適用される金利にほぼ相当するものであるべきである。
- b) 第 23 条の規定に定める不払いのリスクに対しては適切な信用リスクプレミアムが課されるべきであり、公的金融支持の供与はこれを部分的もしくは全体的にも相殺又は補償すべきではない。

## 第 20 条 CIRR の構成

- a) CIRR を設定しようとする各参加国は、まず初めに、自国通貨について以下に示す 2 つの基準金利システムのいずれかを選択するものとする。
- 1) 償還期間 5 年以内については 3 年物国債流通利回り、同 5 年超 8.5 年以内は 5 年物国債流通利回り、同 8.5 年超は 7 年物国債流通利回り。
- 又は、
- 2) 償還期間を問わず、一律に 5 年物国債流通利回り。
- 基準金利システムに対する例外は、参加国によって合意されなければならない。
- b) CIRR は、参加国が別途同意する場合を除き、各参加国の基準金利に 100 ベースポイントの固定マージンを上乗せした金利とする。
- c) 参加国が他国通貨によるファイナンスを行う場合、当該通貨に関して設定された CIRR を用いるものとする。
- d) 参加国は、6 ヶ月前までの事前通報及び参加国間の協議を経て、自国通貨に関する基準金利システムを変更することができる。
- e) 参加国又は非参加国は、非参加国の通貨に関する CIRR の設定を要求することができる。当該非参加国との協議により、参加国又は事務局は、非参加国に代わり、第 55 条から第 60 条に定めるコモンラインの手続きによって、当該国の通貨に関する CIRR の設定案を作成することができる。

## 第 21 条 CIRR の有効期間

個別案件に適用する金利は、120 日を超えて固定してはならない。公的金融支持の信用条件を契約日前に固定する場合には、当該 CIRR に 20 ベースポイントを加えるものとする。

## 第 22 条 CIRR の適用

- a) 公的金融支持を変動金利融資に供与する場合、銀行及びその他の金融機関は、融資の全

期間を通じて、原契約の締結時における CIRR、又は、短期市場金利のいずれか低い方を適用金利とする選択肢を提供してはならない。

- b) 融資全体又は一部を任意に早期償還する場合、借入人は、当該早期償還によって生じる全てのコストと損失を、固定金利によるキャッシュフローの一部が早期償還により中断するのを代替するコストを含め、公的金融支持を供与する政府機関に対して補償しなければならない。

### 第 23 条 信用リスクプレミアム

参加国は、輸出信用に対する不払いのリスクをカバーするために、利子に加えてプレミアムを課すものとする。参加国が課すプレミアム料率は、リスクに基づかななくてはならず、長期的な運用経費や損失をカバーするのに不十分なものであってはならない。

### 第 24 条 カントリーリスク及びソブリン信用リスクに関する最低プレミアム料率

参加国は、バイヤー／借入人が民間か公的かに関わらず、当該カントリー・ソブリン信用リスクに対する適切な最低プレミアム料率（以下「MPR (Minimum Premium Rate) という。」より低い料率を課してはならない。

- a) 適切な MPR は、以下の要素によって決定される。
- －第 25 条に定める、適切なカントリーリスク分類
  - －公的輸出信用の対象範囲が、第 25 条 a) に定義されるカントリーリスクに厳密に限定されるか否か
  - －リスク対象期間（以下「HOR (Horizon of Risk)」という。）
  - －第 27 条に定める公的輸出信用形態のカバー率及び質
  - －第 28 条に定めるカントリーリスクを緩和／排除するために適用される全ての技術
- b) MPR は、第 1 回貸出日に全てのプレミアムを回収するとの前提で、信用供与の元本額に対する比率として表される。MPR を計算するために用いる数式については、別添 VI に掲載されている。
- c) 第 25 条で規定するカテゴリ 0 に分類される国については、MPR は設定されていないが、参加国は、民間市場で供与可能な料率を下回るようなプレミアム料率を課してはならない。
- d) カテゴリ 7 に分類される「最高リスク」国には、原則、当該カテゴリに対して設定された MPR を超えるプレミアム料率を適用するものとする。これらのプレミアム料率は、公的支持を供与する参加国によって決定されるものとする。
- e) 個別案件の MPR の計算にあたり適用されるカントリーリスク分類は、バイヤーの所在国の分類とする。但し、以下の場合はこの限りでない。
- －当該信用の全期間における全ての債務償還義務に対する、取消不能、無条件かつ要求払いで法的に有効かつ執行力のある保証が、被保証債務の規模に比して信用力が十分

である第三国機関によって提供された場合。この場合、第 25 条 a) に定めたカントリー信用リスク 5 点全てについて保証が提供されている場合は、保証人の所在国のカントリーリスク分類を適用することができる。もしくは、全てのカントリーリスクが保証でカバーされない場合は、バイヤーの所在国と保証人の所在国のカントリーリスク分類を混合し適用してもよい。

もしくは、

―第 26 条に定める国際機関又は地域機関が当該案件の借入人又は保証人である場合は、取引に関与する特定の国際機関又は地域機関のカントリーリスク分類を適用することができる。

f) 第 24 条 e) の第 1 ティレ及び第 2 ティレに示す状況に従ったカントリーリスク分類の適用に関する基準と条件については、別添 VII に定める。

g) もし、公的支持が、第 25 条 a) に定義されるカントリーリスクに厳密に限定される場合、すなわち、バイヤー／借入人のリスク範囲が完全に排除される場合、MPR は 10% 削減される。これは、別添 VI に示す MPR の計算に用いる数式から導かれる。

h) MPR の計算に用いられる HOR は、貸出期間の半分に全償還期間を足したものであり、通常の輸出信用の償還方法、すなわち、起算点から 6 ヶ月後に第 1 回償還日が到来する元本均等半年賦を想定している。通常の償還方法をとらない輸出信用については、等価の償還期間（均等半年賦の期間で表される）は、以下の式によって計算される。

等価償還期間 = (加重平均償還期間 - 0.25) / 0.5。

i) 本条 e) 第 1 ティレに定める、バイヤーの所在国に適用される MPR よりも低いプレミアム料率となるような MPR を適用しようとする参加国は、第 44 条 a) に従って事前通報を行わなければならない。第 24 条 e) 第 2 ティレ（当該機関が保証人となる場合のみ）又は第 24 条 g) で定められている MPR を適用しようとする参加国は、第 45 条 a) に従って事前通報を行わなければならない。

## 第 25 条 カントリーリスク分類

国は、対外債務償還の蓋然性（すなわち、カントリー信用リスク）に基づいて分類されるものとする。

a) カントリー信用リスクには、次の 5 つの要素がある。

―バイヤー、借入人、保証人の政府、又は、当該国の実施機関が宣言する、償還に影響を与えるような一般的な返済猶予。

―通報した参加国の国外で発生する政治的事件及び／又は経済的困難、又は、通報した参加国の国外で執られた立法上又は行政上の措置で、当該与信に関する資金の送金を妨げる、もしくは遅延させるもの。

―為替レート変動の結果、当該信用の建値通貨に交換すると送金日において債務額を下回ってしまう状況であるにもかかわらず、バイヤー又は借入人の所在国において採

- 扱された、現地通貨による償還をもって当該債務の有効弁済を宣言する法令。
- －信用を供与された債務の償還を妨げる外国政府のその他の措置又は決定。
  - －戦争（内乱を含む）、収用、革命、暴動、騒擾、台風、洪水、地震、噴火、津波、原子力事故のような、通報した参加国の国外で発生した不可抗力の場合。
- b) 国は、カントリーリスクカテゴリ 0 から 7 までの 8 つのうちいずれか 1 つに分類される。MPR は、カテゴリ 1 から 7 までの国について設定されているが、カテゴリ 0 の国については、カントリーリスクを無視できる水準と考えられるので、MPR を設定していない。
- c) 高所得 OECD 加盟国<sup>4</sup>及びユーロ圏諸国はカテゴリ 0 に分類される。
- －MPR の適用上、高所得であるためにカテゴリ 0 に分類される全ての OECD 加盟国及びユーロ圏諸国については、2 年間連続して高所得 GNI の敷居値を下回らない限り、カテゴリ 0 にとどまるものとする。敷居値を下回った場合には、第 25 条 d) から f) に従い、国分類の見直しを行わなければならない。
  - －2 年連続して高所得敷居値を上回る OECD 加盟国及びユーロ圏諸国については、定義上、カテゴリ 0 に分類されるものとする。当該分類は、事務局が世界銀行の決定する国ステータスを通知した後、直ちに効力を有するものとする。
  - －同様のリスク水準とみなされる他の国についても、カテゴリ 0 と分類できる。
- d) 本条 c) に従ってカテゴリ 0 と分類された国以外の全ての国は、以下のカントリーリスク分類方法によって分類される<sup>5</sup>。
- －カントリーリスク評価モデル（以下、「本モデル」という。）とは、各国のカントリー信用リスクの定量評価を、参加国への債務支払実績、財政状態、経済状態という 3 グループのリスク指標に基づいて行うもの。本モデルの方法論は、3 グループのリスク指標の評価や、リスク指標グループの組み合わせ及び柔軟なウェイトづけを含む異なる段階によって構成される。
  - －本モデル結果の定性的な評価とは、国ごとに、ポリティカルリスク及び／又は、本モデルでは完全に、又は部分的に考慮されていないその他のリスク要素を、総合的に考慮するもの。適切な場合には、この定量評価をもって本モデルの定量的な評価を調整し、当該カントリー信用リスクの最終的な評価に反映する。
- e) カントリーリスク分類は継続的にモニタリングされ、少なくとも年 1 回は見直しが行われるものとし、カントリーリスク分類方法に基づく変更は、直ちに事務局により通知されるものとする。ある国が、より低い又はより高いカントリーリスク分類に再分類された場合、参加国は、当該再分類が事務局により通知されてから 5 営業日以内に、新しいカントリーリスク分類に従った MPR と同等もしくはそれ以上のプレミアム料率を課さなければならない。
- f) 適用されるカントリーリスク分類は、事務局によって公表されるものとする。

---

<sup>4</sup> 脚注 3 の定義に拠る。

<sup>5</sup> 事務的理由で、公的輸出信用の供与を一般的に受けていない国は、分類されない場合もある。

## 第 26 条 国際機関又は地域機関の分類

国際機関又は地域機関は、適切に分類され、見直されなければならない。適用される分類は、事務局によって公表されるものとする。

## 第 27 条 公的輸出信用のカバー率と質

MPR は、別添 VI に従って参加国が供与する輸出信用形態の質とカバー率によって異なる。この差違は輸出者の立場に基づく（すなわち、輸出者や金融機関に供与される輸出信用形態の質の違いによって生じる競争効果を中立的にするため）。

- a) 輸出信用形態の質とは、その機能が保険か、保証か、又は直接信用／融資であるかと言うことであり、保険の場合、保険支払期間（すなわち、バイヤー／借入人の支払期日と保険機関が輸出者／金融機関に支払いをしなければならない期日との間の期間）の利子が、保険料の割増なしに付保されるか、といったことをさす。
- b) 参加国が供与する全ての輸出信用形態は、次の 3 つのカテゴリのうちのいずれかに分類されるものとする。

- －標準を下回る輸出信用形態（below standard）：保険支払猶予期間の利子カバーがないか、又は、保険支払猶予期間の利子カバーがあり、適当なプレミアムの割増を伴う保険
- －標準の輸出信用形態（standard）：保険支払猶予期間の利子カバーがあるがプレミアムの割増を伴わない保険と直接信用／融資
- －標準を上回る輸出信用形態（above standard）：保証

## 第 28 条 特定カントリーリスク要素の排除とカントリーリスク緩和技術

参加国は、別添 VIII に定める特定の基準と条件に従って、特定のカントリーリスク要素を排除するか、第 28 条 b) に列挙されるカントリーリスク緩和技術を使用することができる。その場合、MPR 公式における「カントリーリスク緩和／排除要素（MEF : Mitigation / Exclusion Factor）」の適用を通じて、より低い MPR が適用されることになる。MEF は、以下のように決定される。

- a) 公的輸出信用の対象範囲からの特定のカントリー信用リスク要素の排除：
- －第 25 条 a) に定めるカントリー信用リスク要素のうち最初の 3 要素のみが、全て対象範囲から排除される場合、MEF 0.5 を適用することができる。
  - －第 25 条 a) に定めるカントリー信用リスク要素のうち 4 番目と 5 番目の要素のみが、全て対象範囲から排除される場合、MEF 0.2 を適用することができる。
- b) 以下のカントリーリスク緩和技術に関して、適用可能な MPR 及び MEF が適用される基準や条件は、別添 VIII に定める。
- －オフショアエスクロウ口座を用いたオフショアの将来資金フローストラクチャー



- －オフショアのハードセキュリティ
  - －オフショアの資産担保
  - －オフショアの資産担保付き及びアセット・ベース融資
  - －国際金融機関（IFIs）との協調融資
  - －現地通貨建融資
  - －第三国保険又は条件付き保証
  - －ソブリンよりも低いリスクを有する債務者
- c) 第 28 条 b) に示されるカントリーリスク緩和技術を複数適用する場合、適用される MEF に対して直接に累積的な効果を及ぼすものではないものとする。カントリーリスク緩和技術の組み合わせを反映した適切な MEF の選択には、2 つ以上の緩和技術が、当該カントリー信用リスクに対し重複した効果を持つ可能性を考慮するものとする。重複した部分がある場合には、通常、最も効果的な緩和技術のみが適切かつ適用可能な MEF として検討されるものとする。
- d) 第 28 条 a) から c) に示される場合で MPR を適用する参加国は、第 44 条 a) に従って、事前通報を行わなければならない。
- e) 第 28 条 b) に列挙されるカントリーリスク緩和技術のリストは、限定列挙を意図するものではない。第 66 条に従って、参加国は、別添Ⅷに定める適用可能な基準、条件、状況、MEF も含めた技術の使用に関する、蓄積された経験をモニタリングし、見直すものとする。

## 第 29 条 カントリー及びソブリン信用リスクに対する最低プレミアム料率の有効性の見直し

- a) MPR の妥当性を評価し、必要であれば、上方又は下方に修正することができるようにするために、3 つのプレミアム フィードバック ツール (PFTs: Premium Feedback Tools) を、MPR のモニタリングと修正をするために並行して利用するものとする。
- b) MPR に従った輸出信用のカントリー及びソブリン信用リスクに関する参加国の実績に基づきカントリーリスクカテゴリ及び HOR ごとの MPR の有効性を評価する際の会計的なアプローチとしては、キャッシュ フロー PFT と発生主義 PFT が用いられる。
- c) 第三の PFT は、カントリー及びソブリン信用リスクの市場価格に関する情報を提供する 4 つの民間市場指標<sup>6</sup>で構成される。

<sup>6</sup> 民間市場指標とは、ソブリン債、read-across method、債権買取市場、シンジケートローンである。

### 第三章：タイド援助条項

#### 第 30 条 一般原則

- a) 参加国は、輸出信用及びタイド援助に関して補完的政策を持つことに合意した。輸出信用政策は、開かれた競争及び市場原理に基づく自由な活動に基づかなければならない。タイド援助政策は、市場金融にほとんどあるいは全くアクセスのない国、セクター、又はプロジェクトに必要とされる外部資金を提供しなければならない。タイド援助政策は、金額に見合う以上の価値を確保し、貿易の歪みを最小化し、これらの資金の開発に向けた効果的な利用に貢献するものでなければならない。
- b) 本アレンジメントのタイド援助条項は、国際機関又は地域機関の援助プログラムには適用されない。
- c) これらの原則は、タイド援助及びアンタイド援助の質に関する開発援助委員会（DAC）の見解を損なうものではない。
- d) 参加国は、いかなる形態の援助についても、タイピング・ステータスに関連する追加情報を要請することができる。ある融資の実施が、別添XIに定めるタイド援助の定義の範囲に含まれるか否かについて不明な場合、資金供与国は、その援助が事実上、別添XIの定義に基づく「アンタイド」援助であるという主張を支持する証拠を提供しなくてはならない。

#### 第 31 条 タイド援助の形態

タイド援助は次のような形態をとりうる。

- a) 『混合借款、並びにタイド及び部分アンタイドの政府開発援助（ODA）についての DAC ガイドライン原則』（1987年）に定義される ODA による融資。
- b) 『混合借款、並びにタイド及び部分アンタイドの政府開発援助（ODA）についての DAC ガイドライン原則』（1987年）に定義される ODA による贈与。
- c) 贈与や融資を含むが、本アレンジメントに整合的な公的輸出信用は含まないその他の公的資金（OOF）。
- d) 法律上又は事実上、資金供与国、貸付人又は借入人の管理下で行われる前述の形態の 2 つ以上の組合せ、及び／又は以下のファイナンス手法との組合せ。
  - 1) 本アレンジメントが適用される直接信用／融資、リファイナンス、利子補給、保証又は保険の方法で公的に支持する輸出信用。  
及び
  - 2) 市場条件又はそれに準ずる条件によるその他の資金、又はバイヤーが負担する頭金。

#### 第 32 条 混合借款

- a) 混合借款は、混合信用、混合融資、協同融資、並行融資、又は単一統合契約形態などの

多様な形態をとりうる。主たる特徴は、それらの形態が、以下の全ての側面を持つことである。

- －譲許的な部分が、法律上又は事実上、非譲許的な部分との関連をもつこと。
- －資金パッケージの一部又は全部が、事実上タイド援助であること。
- －資金受益国が、関連のある非譲許的な部分を受け入れる場合のみ、譲許的な部分の資金を利用できること。

b) 「事実上の」混合又は関連とは、次のような要素により決定される。

- －資金受益国と資金供与国の当局間の非公式な了解の存在。
- －ODA の利用により資金パッケージの受け入れを促す資金供与国の意向。
- －資金パッケージ全体が、資金供与国での調達に事実上、結びついていること。
- －ODA と入札方法あるいは個々の融資契約との間のタイピング・ステータス。
- －その他の慣行で、2つ又はそれ以上の資金要素間に事実上の連結があると DAC 又は参加国が認定したもの。

c) 次のような慣行は、「事実上の」混合又は関連の存在の認定を妨げるものではない。

- －1つの契約の構成部分を別個に通報することにより、当該契約を分割すること。
- －融資契約をいくつかの段階に分割すること。
- －1つの契約の相互関連のある部分を通報しないこと。及び／又は
- －資金パッケージの一部がアンタイドであるとの理由により、通報しないこと。

### 第 33 条 タイド援助受入国の適格条件

a) 世界銀行データに基づく 1 人当たり GNI が低中所得国の上限を超える国には、タイド援助を供与してはならない。世界銀行は、年 1 回、この数居値を再計算する<sup>7</sup>。国分類の変更は、世界銀行による分類が 2 年間連続し変更されなかった場合のみ実施されるものとする。

b) 国分類にあたっては、以下の運用基準及び手続きを適用する。

- 1) 本アレンジメントのための国分類は、世界銀行が借入国の分類を行うために算出する 1 人当たり GNI によって決定される。この分類は事務局によって公表されるものとする。
- 2) 世界銀行が 1 人当たり GNI を公表するに足る十分な情報を有していない場合には、当該国がその時点での数居値の上下いずれかの GNI であるかを推定するよう、世界銀行に依頼するものとする。参加国が他の方法により国分類を決定しない限り、この推定方法で当該国を分類されるものとする。
- 3) 第 33 条 a) に従いタイド援助受入適格国が変更となる場合には、当該変更は、世界

---

<sup>7</sup> タイド援助受入国の適格性を判断するための数居値には、毎年見直される世銀の国分類に基づく 1 人当たり国民総所得 (GNI) を使用するものとする。この数居値については OECD ウェブサイトを参照 ([www.oecd.org/ech/xcred](http://www.oecd.org/ech/xcred))。

銀行から入手した上記データにより導かれた結論を事務局が全ての参加国に通知してから2週間後に発効するものとする。分類変更の発効日以前には、新規適格国へのタイド援助は通報してはならず、発効日以降は、新規に適格外へ昇格する国へのタイド援助は通報してはならない。但し、従前にコミットメントをしていたクレジットラインの対象となる個別の案件については、当該クレジットラインの期限（発効日から1年を超えてはならない）まではタイド援助の通報をすることができる。

4) 世界銀行が数値を修正した場合、当該数値修正は本アレンジメントに影響を与えないものとする。しかしながら、国分類は、第 55 条から第 60 条に定める適切な手続きに従って、コモンラインの方法により変更することができ、参加国は、最初に事務局が通知したのと同じ暦年において数値の誤差又は遺漏が認められた場合は、これによる変更を前向きに検討するものとする。

5) タイド援助を受ける適格国の分類如何にかかわらず、参加国はベラルーシとウクライナに対しては、緊急的な贈与、食糧援助及び人道的援助並びに原子力事故や大規模な産業事故の影響を緩和するための援助、又は、それらの発生を防止するための援助を除き、いかなるタイド援助も提供してはならない。これらの国々の1人当たり GNI が、低中所得国としての上限を3年連続上回った場合には、これらの国の信用受入の適格条件については、本アレンジメントのタイド援助に関する他の全ての条項と同様に、上記第 33 条 a)、b) 1) から 4) が適用されるものとする<sup>8</sup>。

### 第 34 条 対象プロジェクトの適格条件

a) タイド援助は、市場条件又は本アレンジメントの条件に基づいた融資によって商業的に実行可能な公的又は民間プロジェクトに供与してはならない。

b) この援助の適格性のキーテストは、次の通りである。

一当該プロジェクトが金融的に実現可能でないかどうか、すなわち、当該プロジェクトが市場原理に基づいた適正な価格を以て、プロジェクトの運営費、及び使用資本の配当を賄うのに十分なキャッシュフローを生み出す能力が当該プロジェクトにないかどうかという点（すなわち、第1キーテスト）。

一他の参加国との情報交換に基づいた上で、当該プロジェクトが市場条件又は本アレンジメントの条件では資金調達できないと結論することが合理的かという点（すなわち第2キーテスト）。50 百万 SDR を超えるプロジェクトに関して、援助の適性を考慮する場合、市場条件もしくは本アレンジメント条件による資金調達の可能性に特別な重

---

<sup>8</sup> 第 33 条 b) 5) の目的達成のため、原子力発電プラントの廃炉は人道的援助と解釈されうる。国境を越えた深刻な公害発生の原因となる原子力又は大規模な産業事故の場合、影響を受ける全ての参加国は、その影響排除又は緩和のためのタイド援助を供与することができる。このような事故が発生し得るリスクが高まった場合、事故の発生を防止するために援助を行おうとする、事故の影響を受ける可能性のある参加国は、第 46 条に従い事前通報を行わなければならない。他の参加国は、特別な状況下におけるタイド援助手続きの促進に対して前向きに検討するものとする。

点が置かれなければならない。

- c) 本条 b) に定めるキーテストは、プロジェクトをかかるとして援助信用もしくは市場条件又は本アレンジメントの条件による輸出信用のいずれで供与すべきかを定めるための評価方法を示したものである。第 48 条から第 50 条に示す協議のプロセスを通じ、輸出信用機関及び援助機関双方のために、プロジェクトの 2 つのカテゴリを区分するための事前ガイダンスをより精緻に定義するため、長期的に経験を集積することが期待される。

### 第 35 条 最低コンセッションナリティレベル

参加国は、以下に定める場合を除き、コンセッションナリティレベル（譲許水準）が 35% 未満（受入国が後発開発途上国（LDC）の場合には 50% 未満）のタイド援助を提供してはならない。以下の場合、第 47 条 a) に定める通報手続きからも除外される。

- a) 技術支援：全取引額の 3%、あるいは 100 万特別引出権（SDR）のいずれかより低額の技術協力のみからなる ODA で構成されたタイド援助
- b) 小規模プロジェクト：100 万 SDR 未満であり、開発援助贈与で全て賄われている資本プロジェクト

### 第 36 条 国又はプロジェクトに対するタイド援助の適格条件の例外

- a) 第 33 条及び第 34 条の規定は、第 32 条に定める混合借款のパッケージの一部を構成する場合を除き、コンセッションナリティレベルが 80% 以上のタイド援助には適用しない。
- b) 第 34 条の規定は、第 32 条に定める混合借款のパッケージの一部を構成する場合を除き、200 万 SDR 未満のタイド援助には適用しない。
- c) 国連が定める LDC へのタイド援助には、第 33 条及び第 34 条の規定は適用しない。
- d) 第 33 条及び第 34 条の規定にかかわらず、参加国は、例外的に、以下のいずれか一つの方法により、支持を供与することができる。
- 一別添 XI に定義されている第 55 条から第 60 条に示されるコモンライン手続き。
  - 一第 48 条及び第 49 条に示される、参加国からの実質的な支持を通じた援助理由の正当性の説明。
  - 一第 50 条の手続きに従った OECD 事務局長に対する書簡の送付、但し、この手段は例外的かつ稀なものとする。

### 第 37 条 タイド援助のコンセッションナリティレベルの計算

タイド援助のコンセッションナリティレベルは、次の事項を除き、DAC（開発援助委員会）が用いるグラントエレメントと同様の方法で計算される。

- a) ある通貨建融資のコンセッションナリティレベルの計算に用いる割引率、すなわち「通貨別割引率（DDR : Differentiated Discount Rate）」は、毎年 1 月 15 日に改訂するものとし、次の通り計算される。

－CIRR の平均＋マージン

マージン (M) は、償還期間 (R) により次の通りとする。

償還期間 (R)	マージン (M)
15 年未満	0.75
15 年以上 20 年未満	1.00
20 年以上 30 年未満	1.15
30 年以上	1.25

－全ての通貨について、CIRR の平均は、前年 8 月 15 日から当年 2 月 14 日までの 6 ヶ月間有効であった月別 CIRR の平均により計算される。マージンも含めて計算された利率は、10 ベーシスポイント単位未満を四捨五入する。CIRR が複数ある通貨の場合には、第 20 条 a) に定める最長償還期間に対する CIRR をこの計算に用いるものとする。

- b) コンセSSIONナリティレベルの計算の基準日は、別添 XI に定める起算点とする。
- c) 混合借款のパッケージの総合的なコンセSSIONナリティレベルを計算する目的から、以下の信用、資金及び支払いのコンセSSIONナリティレベルはゼロとみなされる。
- －本アレンジメントに整合的な輸出信用
  - －市場金利又はこれに近い金利によるその他の資金
  - －マッチングの場合を除き、第 35 条で認められる最低コンセSSIONナリティレベルを下回る公的資金
  - －バイヤーから徴収する頭金
    - 頭金と見なされない、起算点時又はそれ以前の支払いは、コンセSSIONナリティレベルの計算に含むものとする。
- d) マッチングにおける割引率：援助のマッチングにおけるアイデンティカル・マッチングとは、マッチング時点において有効な割引率で再計算されるものと同一のコンセSSIONナリティレベルをもつマッチングをいう。
- e) ローカルコスト及び第三国調達、資金供与国がそれを融資する場合のみ、コンセSSIONナリティレベルの計算に含めるものとする。
- f) あるパッケージの総合コンセSSIONナリティレベルは、当該パッケージの各部分の額面にそれぞれの部分のコンセSSIONナリティレベルを乗じ、その結果の和を求め、これを各部分の額面総和で除して決定される。
- g) 供与される援助融資の割引率は、その通報時点において有効な料率とする。但し、事後通報の場合、割引率は当該援助融資の条件を定めた時点における有効な料率とする。融資期間中の割引率の変更は、そのコンセSSIONナリティレベルを変更するものではない。
- h) 契約締結前に建値通貨が変更された場合は、再通報しなければならない。コンセSSIONナリティレベルの計算に用いる割引率は、当該再通報日に適用される料率とする。当初の

通報に代替可能な通貨とコンセッショナリティレベルの計算に必要な情報全てが記載してある場合には、再通報は不要である。

- i) 本条 g) にかかわらず、援助クレジットラインを適用する個々の案件のコンセッショナリティレベルを計算するために用いる割引率は、当初クレジットラインについて通報した料率としなければならない。

### 第 38 条 タイド援助条件の有効期間

- a) 参加国は、タイド援助の条件を、それが個別案件に関するものか、援助プロトコル、援助クレジットライン又は同様の合意に関するものかであるかにかかわらず、2年を超えて固定してはならない。援助プロトコル、援助クレジットライン又は同様の合意の場合には、有効期間は署名日から開始するが、これは第 47 条に従って通報されなければならない。クレジットラインの延長は、それが延長であり、延長の通報時点において認められる条件で更新するとの注書きを付して、新しい案件と同じ方法で通報しなければならない。援助プロトコル、援助クレジットライン又は同様な合意の下で通報されたものを含め、個別案件の場合には、有効期間は、第 46 条又は第 47 条のいずれかに従いコミットメントの通報を行った時点に開始するものとする。
- b) ある国が償還期間 17 年の世界銀行融資の借入資格をはじめて失った場合は、既存及び新規に通報されるタイド援助プロトコル及びクレジットラインの有効期間は、第 33 条 b) 記載の手続きに従って定められた国分類変更日後 1 年間に限定されるものとする。
- c) かかる援助プロトコル及びクレジットラインの更新は、以下の場合においては本アレンジメントの第 33 条及び第 34 条の規定に従う限りにおいて可能とする。
- 国分類の変更、及び
  - 本アレンジメントの条項の変更
- かかる状況にあつては、既存の条件は、第 37 条に定める割引率の変更とは関係なく、維持することができる。

### 第 39 条 マッチング

参加国の国際的な義務を考慮し、本アレンジメントの目的に照らして、参加国は、第 42 条に定める手続きに従い、参加国又は非参加国が提示した信用条件にマッチングを行うことができる。

## 第IV章：手続き

### 第1節 輸出信用と貿易関連援助に関する共通手続き

#### 第40条 通報

本アレンジメントの手続きにより求められる通報は、別添Vに従い、また、同別添に示す情報を含めたうえで為されるものとする。なお、係る通報の写しは事務局宛に回付しなければならない。

#### 第41条 公的支持情報

- a) 参加国は、第44条から第47条の手続きに従い通報した公的支持を実施した場合には、関連のCRS＝債権者報告システム（CRS：Creditor Reporting System）の「Form1C」に通報参照番号を含めることにより、全ての参加国にその旨を通報しなければならない。
- b) 第52条から第54条に従い情報交換を行う場合は、参加国は、他の全ての参加国に対して、特定の取引に対する支援の信用条件について知らせなければならない。また、参加国は同様の情報を他の参加国に求めることができる。

#### 第42条 マッチングの手続き

- a) 参加国又は非参加国が提示していると推定される信用条件に対し、第18条及び第39条に従ってマッチングする前に、参加国は、当該供与の条件が公的支持によるものであるということを実証するために、適切な場合には第54条に示されている会合形式の協議を含む、あらゆる合理的努力を払わなければならない。以下を尊重しなければならない。
  - 1) 参加国は、他の全ての参加国に対し、マッチングされた信用条件に求められるものと同様の通報手続きに従い、支持しようとしている信用条件を通報するものとする。非参加国に対しマッチングを行う場合、マッチングを行う参加国は、参加国が提供した信用条件にマッチングを行う場合に求められる通報手続きと同様の手続きを踏まなければならない。
  - 2) 上記1)にかかわらず、適用すべき通報手続きによって、マッチングする参加国が最終入札締切日を超えてコミットメントを留保しなければならない場合、マッチングする参加国は当該マッチングの意向を直ちに通報しなければならない。
  - 3) 最初に信用条件を提示した参加国が、その通報した信用条件に対する支持の意向を緩和、又は、撤回をした場合、速やかに他の全ての参加国に対してその旨を通報しなければならない。
- b) 第44条及び第45条の規定に従って通報された信用条件と同一の条件を提示しようとする参加国は、規定の保留期間が経過次第、当該行為が可能となる。この参加国は、他の参加国に対して可及的速やかにその旨を通報しなければならない。



## 第 43 条 特別協議

- a) 他の参加国（最初に信用条件を提示した参加国）によって提示された信用条件が本アレンジメントで定められているものより緩やかであると信じる合理的根拠を持つ参加国は、その旨を事務局に知らせなければならない。事務局は、直ちにその情報を公表しなければならない。
- b) 最初に信用条件を提示した参加国は、その提示した信用条件を、事務局による情報が公表されてから 2 営業日以内に明らかにしなければならない。
- c) 最初に信用条件を提示した参加国による信用条件の公表後、どの参加国も、事務局が、5 営業日以内に特別協議会を準備し、問題点について討議するよう要求することができる。
- d) 参加国による特別協議会の結論を待つ間、公的支持に関する信用条件は発効しないものとする。

## 第 2 節 輸出信用手続き

### 第 44 条 討議を伴う事前通報

- a) 適用される最低プレミアム料率（MPR）が、第 24 条 e) の第 1 ティレ又は第 28 条に従い決定された場合、参加国は、本アレンジメント別添 V に従い、他の全ての参加国に対し、コミットメント発出の最低 10 暦日前に通報しなければならない。他のいずれかの参加国が上記の期間中に討議を要求する場合、最初に通報を行った参加国は、更に 10 暦日待たなければならない。リスク緩和／排除後の適用可能な MPR がいかなるリスク緩和や排除もせずにバイヤー国のカントリーリスク分類を適用して得られる MPR の 75% 以下である場合、通報を行った参加国は、他の全ての参加国に対してコミットメント発出の最低 20 暦日前に通報しなければならない。
- b) 参加国は、第 66 条に従った実績の見直しを容易にするために、他の全ての参加国に対し、討議を踏まえた最終決定を通報しなければならない。参加国は、上記 a) に従い通報されたプレミアム料率に関する記録を維持しなければならない。

### 第 45 条 事前通報

- a) 参加国は以下の事項を実施しようとする場合、他の全ての参加国に対して、いかなるコミットメント発出に先立つ最低 10 暦日前に、本アレンジメント別添 V に従い、その旨を通報しなければならない。
  - 1) カテゴリ I 国に対し元本償還期間 5 年を超える支持を供与すること。
  - 2) 第 10 条 d) 3) に則した支持を供与すること。
  - 3) 第 13 条 a) に則した支持を供与すること。

- 4) 第 14 条 d) に則した支持を供与すること。
  - 5) 第 24 条 e) 第 2 ティレに即したプレミアム料率を適用すること。
  - 6) 第 24 条 g) に即したプレミアム料率を適用すること。
- b) 最初に通報を行った参加国が、当該取引への支持供与の意向を変更もしくは撤回する場合、直ちに他の全ての参加国にその旨を通報しなければならない。

### 第 3 節 貿易関連援助に係る手続き

#### 第 46 条 事前通報

- a) 参加国は、次の各号の公的支持を供与しようとする場合、事前通報を行わなければならない。
- －200 万 SDR 以上で、コンセッショナリティレベル 80%未満の貿易関連アンタイド援助
  - －200 万 SDR 未満で、(DAC 定義の) グラントエレメント 50%未満の貿易関連アンタイド援助
  - －200 万 SDR 以上で、コンセッショナリティレベル 80%未満の貿易関連タイド援助
  - －200 万 SDR 未満で、コンセッショナリティレベル 50%未満の貿易関連タイド援助 (但し、第 35 条 a) 及び b) による場合を除く)
- b) 事前通報は、入札締切日ないしコミットメントの日のいずれか早い方の 30 営業日前までに行われなければならない。
- c) 最初の通報を行った参加国が通報された与信条件を支援する意図を変更もしくは撤回する場合、当該参加国は、直ちに他の全ての参加国に対しその旨を通報する必要がある。
- d) 本条の規定は、第 32 条に示す混合借款のパッケージを構成するタイド援助にも適用されるものとする。

#### 第 47 条 事後通報

- a) 参加国が、次のいずれかの価額を満たすタイド援助に公的支持を供与する場合、他の全ての参加国に対し、速やかに、すなわち、コミットメントから 2 営業日以内に、事後通報しなければならない。
- －200 万 SDR 以上で、コンセッショナリティレベル 80%以上のもの
  - －200 万 SDR 未満で、コンセッショナリティレベル 50%以上のもの
- 但し、第 35 条 a) 及び b) に規定する場合を除く。
- b) 参加国は、援助プロトコル、クレジットライン又は類似の合意に調印次第、他の全ての参加国に対して、同様に速やかに事後通報しなければならない。
- c) 事後通報の対象となる信用条件にマッチングしようとする意図する参加国は、事前通報する必要はない。

## 第4節 タイド援助についての協議手続き

### 第48条 協議の目的

- a) タイド援助に関して潜在的な貿易振興に用いることについて明確化を求めようとする参加国は、(別添IXに詳述する)「援助の質評価」の発給を要求することができる。
- b) 更に、参加国は、第49条に従い他の参加国との協議を要求することができる。この協議は、次の点を討議するための第54条に記載する会合形式の協議を含む。
- － 第一に、援助の供与が第33条及び第34条の要件に適合するかどうか、次に、
  - － 必要な場合には、仮に第33条及び第34条の要件に適合していない場合でも、援助の供与が正当化されるか。

### 第49条 協議の範囲と時期

- a) 協議において、参加国は、他の項目に併せて次の情報を要求することができる。
- － 詳細なフィージビリティスタディー／プロジェクト審査の評価結果
  - － 非譲許的融資又は援助による融資との競合の有無
  - － プロジェクトの外貨獲得又は外貨節約の見通し
  - － 世界銀行等の国際機関との協調の有無
  - － 国際競争入札(ICB)の存在、特に援助供与国のサプライヤーが最安価と評価されている場合
  - － 環境への影響
  - － 民間部門からの参加
  - － 譲許的信用又は援助信用の通報の時期(例えば、入札締切日又はコミットメントの6ヶ月前)
- b) 上記協議及び事務局が全ての参加国に通報する第48条記載の質問に対する回答は、入札締切日又はコミットメントの日のいずれか早い方の少なくとも10営業日前までに完了しなければならない。協議に参加した当事者間で合意に到らない場合、事務局は、5営業日以内に他の参加国に対し見解を述べるように求めるものとする。事務局はこれらの見解を通報を行った参加国に報告し、通報を行った参加国は、もし援助供与に対して実質的な支持がないと認められる場合は、援助すべきか否か再検討しなければならない。

### 第50条 協議結果

- a) 実質的な支持がないにもかかわらず、プロジェクトの実施を望む資金供与国は、協議の完了後、すなわち、議長の結論を受領した後60暦日以内に他の参加国に意思を表明する事前通報を行わなければならない。当該資金供与国は、OECD事務総長に対し、協議結果の概要をとりまとめ、実施を余儀なくさせる非貿易関連の国益について説明する書簡

を発出しなければならない。参加国はかかる事態の発生が例外的かつ稀であることを期待する。

- b) 当該資金供与国は、OECD 事務総長に上記書簡を発出した旨を速やかに他の参加国に通報しなければならない。この場合、書簡の写しを当該通報に添付しなければならない。上記通報が参加国に対して発出された後 10 営業日までの間、当該資金供与国も他の参加国もタイド援助のコミットメントを行ってはならない。協議の過程で商業条件との競合が確認されたプロジェクトについては、上記 10 営業日の期間は 15 営業日に延長されるものとする。
- c) 事務局は、協議の進展状況と結果をモニタリングしなければならない。

## 第 5 節 輸出信用及び貿易関連援助に関する情報交換

### 第 51 条 連絡先

全ての連絡は、各国の指定されたコンタクトポイントの間で、例えば OLIS のような即時の通信手段によって行われ、機密扱いとする。

### 第 52 条 問い合わせの範囲

- a) 参加国は、他の参加国に対し、第三国、第三国の機関又は個別の業務遂行方法に関する方針について問い合わせをすることができる。
- b) 公的支持の申請を受けた参加国は、自国が支持するにあたり適用する最惠与信条件を示して、他の参加国に対して問い合わせをすることができる。
- c) 2 ヶ国以上の参加国に対して問合せを行う場合、当該問い合わせには、問合せ先のリストを含まなければならない。
- d) 全ての問い合わせの写しを事務局宛てに送付しなければならない。

### 第 53 条 回答の範囲

- a) 問い合わせを受けた参加国は、7 暦日以内に回答するものとし、可能なかぎり多くの情報を提供しなければならない。当該回答は参加国が行う蓋然性の高い意思決定について与える最善の意思表示を含むべきである。必要があれば、完全な追加回答を速やかに行うべきである。回答の写しは同じ問い合わせを受けている他の参加国及び事務局に送付されなければならない。
- b) 後日、以下に例示するなんらかの理由により、照会への回答が無効となった場合は、その旨を遅滞なく回答すると共に、その写しは当該照会を受けている他の参加国及び事務局に送付されなければならない。
  - －公的支持の申請が行われた場合、変更された場合、あるいは撤回された場合
  - －他の信用条件が検討されている場合

## 第 54 条 会合形式の協議

- a) 参加国は会合形式の協議の要請に対し、10 営業日以内に同意しなければならない。
- b) 会合形式の協議の要請は、参加国及び非参加国によって行われるものとする。協議は、10 営業日が経過後、速やかに実施されることとする。
- c) 参加国会合議長は、コモンラインなどの必要なフォローアップについて、事務局と協議しなければならない。事務局は、協議の結果を直ちに公表しなければならない。

## 第 55 条 コモンラインの手続きと体裁

- a) コモンライン提案の仕向け先は、事務局に限られる。コモンライン提案は、事務局から全ての参加国に送付され、タイド援助を含む場合は、DAC の全コンタクトポイントにも送付されるものとする。OLIS 掲示板のコモンライン登録欄では、コモンライン提案国は明らかにされない。しかしながら、事務局は要求があれば、参加国又は DAC のメンバーに対して口頭で上記提案国を明らかにすることができる。事務局は係る要求の記録を保管しなければならない。
- b) コモンライン提案は日付を付し、次の様式によるものとする。
  - －参照番号の横に「Common Line」と明記
  - －輸入国名及びバイヤー名
  - －プロジェクトの名称もしくはプロジェクト特定のため、可能な限り正確なプロジェクト概要
  - －提案国が想定する与信条件
  - －コモンラインの提案内容
  - －確認されている競合入札者の国籍及び名称
  - －商業条件及び融資面における入札締切日並びに確認されている範囲での入札番号
  - －コモンラインを提案する理由、プロジェクト調査結果の入手可能性及び／又は特殊事情などを含む関連情報
- c) 第 33 条 b) 4) に従い提示されたコモンライン提案は、事務局に対して送付されると共に他の参加国に対しても写しが送付されなければならない。コモンライン提案を行う参加国は、仕向国分類が第 33 条 b) に定める手続きと異なるべきだとする理由を十分説明しなければならない。
- d) 事務局は、合意に達したコモンラインについて公表しなければならない。

## 第 56 条 コモンライン提案に対する回答

- a) 参加国は、コモンライン提案に対し 20 暦日以内に回答することとするが、速やかに対応することが奨励される。
- b) 回答は、追加情報の要請、受諾、拒否、コモンラインの修正提案又はコモンラインの代

替案がありうる。

- c) 輸出者あるいはプロジェクト向け援助の場合は被援助国当局からのアプローチがないことを理由に、回答する立場にない旨通知する参加国は、当該コモンライン提案を受諾したものとみなされるものとする。

#### **第 57 条 コモンラインの受諾**

- a) コモンライン提案から20暦日後、事務局は全ての参加国に対してコモンライン提案の現状を通知しなければならない。当該コモンラインを必ずしも全ての参加国が受諾していないが、これを拒否する参加国もない場合、当該コモンライン提案への結論は、更に8暦日の間、回答を待たなければならない。
- b) 上記延長期間の経過後、コモンライン提案を明示的に拒否しなかった参加国は、当該コモンラインを受諾したとみなされる。しかしながら、最初にコモンライン提案を行った国を含む参加国は、1ヶ国以上の参加国の明示的な受諾を、当該コモンラインの受諾条件とすることができる。
- c) 参加国がコモンラインの1つ以上の要素につき受諾しないと表明した場合、他の要素については暗黙裡に全て受諾しているものとする。かかる部分的受諾は、提案されているコモンラインに対する他の参加国の姿勢の変更をもたらすものと理解される。全ての参加国はコモンラインの対象となっていない信用条件を提示、又は、マッチングしてもよい。
- d) 受諾されなかったコモンラインは、第 55 条及び第 56 条の手続きに従い再検討することができる。この場合、参加国は自国の当初の意思決定に拘束されない。

#### **第 58 条 コモンラインにおける不一致**

コモンラインを最初に提案した参加国と修正案又は代替案を提案した参加国が追加的な8暦日以内にコモンラインに係る合意に到らなかった場合、相互の合意により期間を延長しうる。事務局は、かかる期間延長につき全ての参加国に通知しなければならない。

#### **第 59 条 コモンラインの発効日**

事務局は、全ての参加国に対し、当該コモンラインが発効するか、又は、拒否されたかの通知を行わなければならない。当該コモンラインは、通知の日から3暦日後に発効するものとする。事務局は、合意又は未決状態にある全てのコモンラインについて常に更新された記録を OLIS 上で入手可能にしておかねばならない。

#### **第 60 条 コモンラインの効力**

- a) コモンラインは、一旦合意されると、その発効日から2年間有効とする。但し、当該コモンラインがその重要性を既に失い、そのことについて全ての参加国が受け入れている

旨を、事務局が通知を受けたときはこの限りとしない。現行の失効日に先立つ 14 暦日以内に参加国が延長を求めれば、当該コモンラインは、更に 2 年間効力を維持するものとする。その後の延長も同様の手続きを経て合意することができる。第 33 条 b) 4) に従い合意が行われたコモンラインは、翌年に世界銀行のデータが入手可能になるまで効力を持つものとする。

- b) 事務局は、コモンラインの状況を把握し、OLIS 上に「現在有効なコモンラインの状況」のリストを更新することによって、全ての参加国に情報提供することとする。就中、事務局は、以下に挙げる事項を行わなければならない。

すなわち

- －参加国が受諾した新規コモンラインの追加
- －参加国が延長を要求した場合、有効期間の更新
- －失効したコモンラインの削除、及び
- －四半期毎に、翌四半期中に失効するコモンラインリストの発行

## 第 6 節 最低貸出金利 (CIRR) の通知に関する運用規定

### 第 61 条 最低貸出金利の連絡

- a) 第 20 条の規定に従い決定される通貨毎の CIRR は、少なくとも毎月、事務局に対して送付され、即時通信手段により全ての参加国に回付されることとする。
- b) この通報は、当該情報の対象となる各月末日から 5 日以内に事務局に提出しなければならない。到着後事務局は、速やかに全ての参加国に適用利率を通知すると共に外部 HP に公表しなければならない。

### 第 62 条 適用金利の発効日

CIRR の変更は、各月末から 15 日目に発効することとする。

### 第 63 条 金利の即時変更

市場の展開により、ある月の途中で CIRR の改訂通報が必要となる場合、当該改訂金利は、事務局が当該改訂金利の通知を受けてから 10 日後に実施されるものとする。

## 第 7 節 見直し

### 第 64 条 本アレンジメントの定期的見直し

- a) 参加国は、アレンジメントの機能について定期的に見直しを行うものとする。この見直しにおいて、参加国は特に、通報手続き、DDR システムの実施と運用、タイド援助の規則と手続き、マッチングの問題、事前コミットメント、及びアレンジメントへの幅広い

参加の可能性を考察することとする。

- b) この見直しは、参加国の経験に基づく情報やアレンジメントの運用及び効率性の向上にかかわる提案に基づくものとする。参加国は、このアレンジメントの目的及びその時点でも有効な経済・金融情勢を考慮しなければならない。参加国がこの見直しのために提出することを望む情報と提案は、見直し日の 45 暦日前までに事務局に提出されなければならない。

#### 第 65 条 最低貸出金利の見直し

- a) 参加国は、通報された金利が現在の市場動向を反映し、現在の適用金利の設定目的に合致していることを確保するため、CIRR を定める現行制度を定期的に見直さなければならない。金利適用の際に加算されるマージンについても、かかる見直しを行わなければならない。
- b) 参加国は、1 ヶ以上の通貨の CIRR が現在の市場動向をもはや反映していないと認められる場合、参加国会合の議長に対して、証拠と共に特別見直しの実施要請を提出することができる。

#### 第 66 条 最低プレミアム料率と関連事項の見直し

参加国は、プレミアム規則と手続きに関するあらゆる側面につき、定期的にモニタリング及び見直しを行わなければならない。これは、次の各号を含むものとする。

- a) カントリーリスク評価モデルの方法論：経験に照らし、その有効性を見直す。
- b) カントリー及びソブリン信用リスクに対する最低プレミアム料率：リスクの正確な指標であり続けることを確保すべく、時間の経過に応じて調整する。その際 3 つの PFT、すなわちキャッシュフロー、発生主義アプローチ、及び妥当とみなされる場合には民間市場指標を考慮に入れる。
- c) 輸出信用商品の質や供与されるカバー率の違いを考慮した MPR の差異。
- d) 第 28 条に定める、リスク緩和と排除の利用に関連する経験の蓄積と、特定の正当なリスク緩和・排除要素の継続的な妥当性と適切性。見直しを補助するため、事務局は、全ての通報についての報告書を提供しなければならない。



## 別添 I : 船舶輸出信用セクター了解

### 第 I 章 : セクター了解の範囲

#### 第 1 条 参加

本セクター了解の参加国はオーストラリア、EC、日本、韓国、ニュージーランド、及びノルウェーである。

#### 第 2 条 適用範囲

本セクター了解は、アレンジメント本則を補完するものであり、以下の輸出契約に関連する、公的支援を受けた輸出信用に対する特別なガイドラインを規定する。

- a) 人や財の運搬、あるいは特別なサービス（例えば外洋で自力で航海することができる全ての操舵性と推進力を持った釣り舟、漁業船、砕氷船、浚渫船）に使われる 100gt 以上の新規海洋船、365Kw 以上のタグボートと海上にあり移動可能な未完成の船体。本セクター了解に軍用船舶は含まれない。また、海上ドックと移動可能なオフショアユニットもセクター了解に含まれないが、これらの構造物に対する輸出信用に関連した問題が発生した場合、本セクター了解の参加国（以下、「参加国」という。）は全ての参加国によって実証化された要請を考慮し、それらが本セクター了解の適用対象であるかを決定することができる。
- b) 船舶のあらゆる改造。船舶の改造とは、船荷計画、船体、推進システムに対する大幅な変更を伴う改造作業を必要とするような、1,000gt 以上の海洋船舶に関するあらゆる改造を指す。
- c) 1) ホバークラフト型の船舶は本セクター了解の対象外とするが、参加国は、本セクター了解と同等の条件で、ホバークラフト型船舶に対する輸出信用を供与することができる。参加国はこの適用に細心の注意を払い、本セクター了解の条件に基づく競争が行われていない場合には、ホバークラフト型船舶に対する本セクター了解に基づく信用条件は供与しないものとする。  
2) 本セクター了解において、「ホバークラフト」は以下のように定義される。100 トン以上の水陸両用の船舶であり、本体から排出される空気によって船舶の縁辺部と船舶の下の地表あるいは水面に作られる高圧状態の柔軟な膜によって完全に支えられ、ファンやそれに類似する装置によって取り込まれる空気あるいはエアスクリーによって推進、コントロールされるもの。  
3) 本セクター了解によるものと同等の条件下での輸出信用の供与は、海上航路及び非陸路で使用されるホバークラフト型船舶に限られるものとする。但し、水辺から 1 キロメートル以内のターミナル施設に向かうものは除くものとする。

## 第Ⅱ章：輸出信用とタイド援助に関する規定

### 第3条 最長償還期間

最長償還期間は、国分類にかかわらず、引渡しから12年とする。

### 第4条 現金支払い

参加国は、頭金として契約金額の最低20%を現金払いにて引渡しまでに求めるものとする。

### 第5条 元本償還及び利払い

- a) 輸出信用の元本は、通常6ヶ月、最長12ヶ月の間隔で、元本均等賦により償還されるものとする。
- b) 利払いは6ヶ月に1回以上の頻度で行われなくてはならず、第1回目の利払日は起算点から6ヶ月以内とする。
- c) リース取引に対する輸出信用では、パラグラフ a) に定める元本均等賦の代わりに、元利均等賦による償還を適用することができる。
- d) 起算点以降の金利は元加してはならない。
- e) 本セクター了解参加国は、パラグラフ b) の定めとは異なる利払いによる支持供与をする場合、別添Vに従い、いかなるコミットメント発出の少なくとも10暦日前までに、事前通報を行うものとする。

### 第6条 最低プレミアム

最低プレミアムの基準に関するアレンジメント本則の規定は、本セクター了解の参加国によって、当該規定が更に見直されるまで適用されないものとする。

### 第7条 プロジェクトファイナンス

アレンジメント本則第7条及び別添Xの規定は、本セクター了解の参加国によって当該規定の更なる見直しが行われるまで適用されないものとする。

### 第8条 援助

援助を提供したいと考える全ての参加国は、アレンジメント本則の規定に加え、当該船舶が償還期間に便宜置籍船として運行されていないこと、又船舶の最終所有者が信用受入国に居住していること、外国の利益のための非営業子会社でないこと、同国政府の承認なしには当該船舶を売却しないと保証していること、を確認しなければならない。

### 第Ⅲ章：手続き

#### 第9条 通報

透明性の確保のため、各参加国は、アレンジメント本則の規定と IBRD／ベルン・ユニオン／OECD 債権者報告システムの規定に加え、公的支持や本セクター了解の実施方法の規定、施行中の支持のスキームに関する各参加国の制度についての情報を、毎年提出しなければならない。

#### 第10条 見直し

- a) 本セクター了解は毎年、又は、参加国から要請があった場合、OECD 造船作業部会の枠組みの中で見直されるものとし、アレンジメント本則への参加国に報告される。
- b) 造船産業の特性を考慮し、アレンジメント本則と本セクター了解の間に首尾一貫性を持たせ、矛盾をなくすために、本セクター了解とアレンジメント本則への参加国は、適切に協議、調整を行うものとする。
- c) アレンジメント本則の参加国により本則改訂の決定がなされた場合、本セクター了解の参加国は当該決定と本セクター了解との関連性について検証を行うものとする。この検証を経ずして、アレンジメント本則の改訂は本セクター了解に適用されないものとする。本セクター了解の参加国がアレンジメント本則に対する改訂に同意することができる場合、文書でアレンジメント本則の参加国に通知しなければならない。本セクター了解の参加国がアレンジメント本則に対する改訂に同意することができない場合、当該改訂の適用が本セクター了解に係わる場合に限り、アレンジメント本則の参加国に反対の意思を通知し、問題解決に向けた協議に入るものとする。この二者の間で合意に達しなかった場合、本セクター了解参加国の意見が優先するものとする。
- d) 「商業造船・修繕産業における通常競争条件遵守協定」が発効次第、1994年船舶輸出信用[C/WP6(94)6]了解の適用が法的に求められる参加国に対しては当該セクター了解の適用は停止されるものとする。これらの参加国は、1994年了解を本セクター了解に沿わせるよう、速やかに見直しをするものとする。

#### 付属：将来の作業へのコミットメント

本アレンジメントの将来の作業に加え、本セクター了解への参加国は、以下の通り合意する。

- a) アレンジメント本則に規定されているタイド援助の規律を考慮した、一般的に非商業的とみなされている船舶タイプの一覧表を作成する。
- b) アレンジメント本則にある最低プレミアム基準に係る規定を本セクター了解に盛り込むという方向で見直す。
- c) 関連する国際交渉の進展に従い、特別 CIRR や変動金利を含む他の最低金利に関する規

定の導入について協議する。

d) アレンジメント本則のプロジェクトファイナンス関連規定の本セクター了解への適用可能性を見直す。

e) 以下の点について、本セクター了解第5条に記載の償還方式に関して使用可能かどうか、議論する。

－元本の第1回償還日

－加重平均期間（WAL）の概念

## 別添Ⅱ：原子力発電プラント輸出信用セクター了解

### 第Ⅰ章：本セクター了解の範囲

#### 第1条 適用の範囲

- a) 本セクター了解は、以下の契約について公的輸出信用を供与する際の信用条件を定める。
- 1) 原子力発電所設備一式、又は、その一部であって、当該原子力発電所の建設及びコミッショニングに直接必要な全ての構成物、機器設備、材料、及び要員研修を含むサービス等の輸出。
  - 2) 既存の原子力発電所の近代化で、かかる近代化の総費用が 80 百万 SDR 以上であり、かつ、経済耐用年数が少なくとも最終償還期間まで延長が見込まれるもの。これらの基準のいずれかに適合しない場合は、アレンジメント本則が適用される。
  - 3) 核燃料の供給及び濃縮
  - 4) 使用済核燃料の管理
- b) 本セクター了解は以下には適用しない。
- 1) 通常バイヤーが責任を負う原子力発電所のサイト外に存する項目、特に、土地開発、道路、建設関係者用宿舍、電力線、開閉所<sup>1</sup>、給水設備の費用、及びバイヤー国における公的許認可の取得手続き(立地許可、建設許可、燃料装荷許可等)に際し発生する費用。
  - 2) 原子力発電所のサイト外にある変電所、変圧器、送電線。
  - 3) 原子力発電所の廃炉に供与される公的支持。

### 第Ⅱ章：輸出信用と貿易関連援助に関する規定

#### 第2条 最長償還期間

- a) 第1条 a) 1) 及び 2) の規定に含まれる財及びサービスにかかる最長償還期間は、18 年とする。
- b) 初期装荷用燃料にかかる最長償還期間は、引き渡しから 4 年とする。その後の燃料再装荷にかかる最長償還期間は、引き渡しから 2 年とする。
- c) 使用済核燃料の廃棄にかかる最長償還期間は、2 年とする。
- d) 濃縮及び使用済核燃料管理にかかる最長償還期間は、5 年とする。

#### 第3条 元本償還及び利払い

- a) 参加国は、下記 1) 又は 2) に示す元本償還及び利払いの方法を適用するものとする。

---

<sup>1</sup> 但し、開閉所のバイヤーが発電所のバイヤーと同一で、かつ、契約がその発電所独自の開閉所に関して締結されていた場合、その独自の開閉所に対する信用条件は、当該原子力発電所に対する信用条件より有利なものであってはならない。

- 1) 元本均等賦による償還
  - 2) 元利均等賦による償還
- b) 元本償還及び利払いは、6ヶ月に1回以上の頻度で行われなくてはならず、第1回目の元利払日は、起算点から6ヶ月以内とする。
- c) 例外的かつ正当な理由がある場合は、上記 a) 及び b) の規定とは異なる条件で、本セクター了解第1条 a) 1) 及び 2) で言及する財及びサービスに対し、公的支持を供与することができる。こうした支持供与は、債務者の財源が利用可能となるタイミングと均等半年賦での償還スケジュールの下での債務返済方式との間にミスマッチがある場合に限ることとし、以下の基準に沿うことを条件とする。
- 1) 最長償還期間は、15年とする。
  - 2) 1回の元本償還額あるいは6ヶ月以内に行われる一連の元本償還額は、元本総額の25%を超えないこと。
  - 3) 元本償還は12ヶ月に1回以上の頻度でなくてはならない。第1回目の元本償還日は起算点から12ヶ月以内とし、起算点から12ヶ月以内に元本総額の2%以上が返済されること。
  - 4) 利払いは12ヶ月に1回以上の頻度で行われなくてはならず、第1回目の利払日は起算点から6ヶ月以内とする。
  - 5) 償還期間の加重平均期間 (WAL) の上限は、9年を超えないこと。
- d) 起算点以降の金利は元加してはならない。

#### 第4条 CIRRの構成

本セクター了解の規定に従い供与される公的金融支持に適用される CIRR は、以下の基準金利及びマージンを用いて構成される。

償還期間 (年)	新規の原子力発電所 <sup>2</sup>		その他全案件 <sup>3</sup>	
	基準金利 (国債)	マージン (bps)	基準金利 (国債)	マージン (bps)
～11年	アレンジメント本則第20条で定める関連CIRR			
11年～12年	7年	100	7年	100
13年	8年	120	7年	120
14年	9年	120	8年	120
15年	9年	120	8年	120
16年	10年	125	9年	120
17年	10年	130	9年	120
18年	10年	130	10年	120

<sup>2</sup> 第1条 a) 1) を参照。

<sup>3</sup> 第1条 a) 2)～4) を参照。

## 第5条 適格通貨

公的金融支持の適格通貨は、完全に兌換可能かつ、上記第4条に示す最低金利の構成データが入手可能な通貨とする。また、償還期間11年未満の場合はアレンジメント本則第20条で示すものとする。

## 第6条 核燃料及び核燃料関連サービスに対する公的支持

参加国は、下記第7条の規定にかかわらず、無償で核燃料又はサービスを提供してはならない。

## 第7条 援助

参加国は、コモンライン手続きを要するアレンジメント本則の脚注8に該当する人道目的の援助を除き、援助による支持を提供してはならない。

## 第III章：手続き

### 第8条 事前通報

- a) 本セクター了解の規定に基づき支持供与を意図する参加国は、アレンジメント本則第45条に従い、いかなるコミットメント発出の少なくとも10暦日前までに、事前通報を行うものとする。
- b) 通報を行った参加国が償還期間15年超、及び／又は、上記第3条c)に従い支持供与を意図する場合、最初の10暦日の間に他の参加国から協議の要求があった場合には、更に10暦日延長しなければならない。
- c) 参加国は、経験を含蓄し、見直しを行うために、協議による最終決定内容を他の全ての参加国に通知しなければならない。

## 第IV章：見直し

### 第9条 将来の作業

参加国は2009年末までに以下の事項を検討することに合意する。

- a) 最低変動金利体系
- b) ローカルコストに対する公的支持の上限額

### 第10条 モニタリング及び見直し

参加国は、本セクター了解の規定を定期的に見直すものとし、遅くとも、2013年末まで、すなわち本セクター了解発効日より4暦年後までに見直しを行うこととする。

## 別添Ⅲ：民間航空機輸出信用セクター了解

### 目次

#### 第1部：一般条項

第1条	目的	41
第2条	本セクター了解の位置付け	41
第3条	参加	41
第4条	適用の範囲	41
第5条	非参加国が利用可能な情報	42
第6条	援助	42
第7条	損失の回避又は最小化のための行動	42

#### 第2部：新規航空機

##### 第I章：対象

第8条	新規航空機	44
第9条	航空機の種類	44

##### 第II章：信用供与の諸条件

第10条	適格通貨	45
第11条	頭金及び公的支援の上限	45
第12条	最低プレミアム料率	45
第13条	最長償還期間	45
第14条	元本償還及び利払い	46
第15条	最低貸出金利	46
第16条	利子補給	47
第17条	各種フィー	47
第18条	協調融資	47

#### 第3部：中古航空機、スペアエンジン、スペア部品、保守及びサービス契約

##### 第I章：対象

第19条	中古航空機、その他機器及びサービス	48
------	-------------------	----

##### 第II章：信用供与の諸条件

第20条	中古航空機	48
第21条	スペアエンジン及びスペア部品	48
第22条	貨物機への改造／大幅な改良／改修	49
第23条	保守及びサービス契約	49



第24条 エンジン部品	49
第4部：透明性確保の手続き	
第1節：情報提供の要請	
第25条 公的支持に関する情報	50
第2節：情報交換	
第26条 情報の要請	50
第27条 会合形式の協議	51
第28条 特別協議	51
第3節：コモンライン	
第29条 コモンラインの手続きと体裁	51
第30条 コモンライン提案に対する回答	52
第31条 コモンラインの受諾	52
第32条 コモンラインにおける不一致	52
第33条 コモンラインの発効日	52
第34条 コモンラインの効力	52
第4節：マッチング	
第35条 マッチング	53
第5部：モニタリング及び見直し	
第36条 モニタリング	54
第37条 見直し	54
第6部：最終規定	
第38条 発効及び経過措置	55
第39条 脱退	55
付録Ⅰ 航空機セクター了解への参加	56
付録Ⅱ 2008年9月24日付 航空機機種リスト	57
リスト1：カテゴリ1航空機	
リスト2：カテゴリ2航空機	
リスト3：カテゴリ3航空機	
付録Ⅲ 最低プレミアム料率	68
第1節：リスク分類に係る諸手続き	68

I. リスク分類一覧の作成	68
II. リスク分類一覧の更新	68
III. 合意に達しない場合の解決方法	70
IV. 分類の有効期間	70
V. バイヤー／借入人のリスク分類要請	71
第2節：カテゴリ1 航空機に課す最低プレミアム料率	71
第3節：カテゴリ2 及びカテゴリ3 航空機に課す最低プレミアム料率	75
第4節：本セクター了解第3部で対象とする機器及びサービスに課す最低プレミアム料率	79
付属書1：適格宣言	81
付録IV 最低貸出金利	83
第1節：カテゴリ1 航空機に対する最低固定貸出金利	83
1. 最低固定貸出金利	83
2. CIR-1 の構成	83
3. CIR-1 の有効期間	83
4. CIR-1 の早期償還	84
5. 金利の即時更新	84
第2節：カテゴリ2 及びカテゴリ3 航空機に対する最低貸出金利	84
6. 最低変動貸出金利	84
7. 最低固定貸出金利	84
8. CIR-2 の構成	85
9. CIR-2 の有効期間	85
10. CIR-2 の適用	86
11. 金利の即時更新	86
付録V 通報様式	87
付録VI 定義一覧	89

## 別添Ⅲ：民間航空機輸出信用セクター了解

### 第1部：一般条項

#### 第1条 目的

- a) 本セクター了解の目的は、本セクター了解第4条 a) に示す航空機、その他機器及びサービスの販売又はリースに係る公的輸出信用において、予見可能性、一貫性及び透明性のある利用枠組みを提供することである。本セクター了解は、輸出者間の競争が、公的支援を受けた最も有利な信用条件によるものではなく、財及びサービスの品質と価格に基づいたものになることを奨励するために、輸出信用についてのレベル・プレイング・フィールドを作り上げることを目標としている。
- b) 本セクター了解は、公的輸出信用が供与される場合において最も有利な条件を定めるものである。
- c) このため、本セクター了解の目的は全ての市場においてバランスのとれた均衡を確立することにある。すなわち、
- 1) 参加国間の競合する信用条件を等しくし、
  - 2) 参加国間で本セクター了解第4条 a) に示す、競合する機器及びサービスを選択するための一要因としての公的支援を中立化する、
  - 3) 本セクター了解参加国と他の資金ソース間の競合における歪みを回避する。
- d) 本セクター了解の参加国（以下「参加国」という。）は、本セクター了解に含まれる規定が本セクター了解のために策定されたものであり、本公的輸出信用アレンジメント（以下「本アレンジメント」という。）の他の規定及びその改訂に影響するものではないことを確認する。

#### 第2条 本セクター了解の位置付け

本セクター了解は参加国間の紳士協定であり、本アレンジメントの別添Ⅲを為すものである。本セクター了解は、本アレンジメントの不可欠な構成要素であり、1986年3月に発効した旧・セクター了解を継承するものである。

#### 第3条 参加

本セクター了解の参加国は現在、オーストラリア、ブラジル、カナダ、EC、日本、韓国、ニュージーランド、ノルウェー、スイス及び米国である。非参加国は、付録Ⅰに定める手続きに従って参加国となることができる。

#### 第4条 適用の範囲

- a) 本セクター了解は、政府又はそれに代わる機関が供与する以下品目の輸出に対する償還

期間2年以上の全ての公的支持に対して適用されるものとする。

- 1) 付録Ⅱの一覧に示す新規の民間航空機及びその装着済エンジン（バイヤーによる供給機器を含む）
  - 2) 中古、改造済、改修済の民間航空機及びその装着済エンジン（それぞれにつきバイヤーによる供給機器含む）
  - 3) スペアエンジン
  - 4) 民間航空機及びエンジンのスペア部品
  - 5) 民間航空機及びエンジンの保守及びサービス契約
  - 6) 民間航空機の貨物機への改造、大幅な改良及び改修
  - 7) エンジン部品
- b) 公的支持は様々な形態で供与することができる。
- 1) 輸出信用保証又は保険（ピュアカバー）
  - 2) 公的金融支持
    - －直接信用／融資、リファイナンス（又は）、
    - －利子補給
  - 3) 上記を組み合わせたもの
- c) 本セクター了解は以下の公的支持には適用されないものとする。
- 1) 新規又は中古の軍用航空機に加え、本セクター了解第4条 a) に示すその他機器及びサービスで、軍事利用されるものの輸出。
  - 2) 新品又は中古のフライトシミュレーター。

## 第5条 非参加国が利用可能な情報

参加国は、他の参加国からの要請に対するのと同様に、競争的な状況にある非参加国からの要請に対しても、相互主義に基づき、公的支持の信用条件について回答しなければならない。

## 第6条 援助

参加国は、コモンライン手続きを経た人道目的の場合を除き、援助信用を供与してはならない。

## 第7条 損失回避又は最小化のための行動

本セクター了解は、参加国が専ら不払いや保険金の支払いにつながりかねない事態から発生する損失を回避又は最小化する目的で、輸出信用契約とその付随的な文書の発効後に、本セクター了解より非制限的な信用条件に合意することを妨げるものではない。参加国は、修正した信用条件を、バイヤー／借入人との契約締結後、20営業日以内に他の全ての参加国及び OECD 事務局（以下「事務局」という。）に対し、通報しなければならない。通報

には、付録 V に示される通報様式を用い、新しい信用条件と修正理由に関する情報を含めるものとする。

## 第2部：新規航空機

### 第I章：対象

#### 第8条 新規航空機

- a) 本セクター了解における新規航空機とは以下に相当するものである。
- 1) 製造者の所有する航空機(バイヤーによる供給機器を含む)及びその装着済エンジン。航空機は引き渡し前で旅客輸送及び／又は貨物輸送の用途にまだ供されたことがないもの。
  - 2) 航空機本体の注文の一部と考えられるような、本セクター了解第21条a) に定めるスペアエンジン及びスペア部品。
- b) 本条a) の定めにかかわらず、公的支持の供与が18ヶ月を超えない範囲で遅れたため、暫定的な融資が行われたことを参加国が事前に認識している場合、当該参加国は、新規航空機の取引に則した信用条件を支持することができる。このような場合、償還期間及び最終償還日は、当該航空機の販売又はリースが、当該航空機が本来引き渡される日から公的輸出信用を供与されていた場合と同じものとする。

#### 第9条 航空機の種類

- a) 航空機は、以下の3つのカテゴリに分類されるものとする。
- 1) カテゴリ1航空機：付録Ⅱのリスト1に分類されるもの
  - 2) カテゴリ2航空機：付録Ⅱのリスト2に分類されるもの
  - 3) カテゴリ3航空機：付録Ⅱのリスト3に分類されるもの
- b) 市場に新しい機種を投入しようとする参加国は、当該機種が付録Ⅱのいずれかのリストに追加されるよう、参加国間で決定すべく、分類についての提案をしなければならない。この決定は、当該要請がなされてから90暦日以内に行われなくてはならない。既存の機種で当該リストのいずれにも記載がない航空機に公的支持を供与する場合も同様の手続きを適用しなければならないが、輸出価額が500万ドル又はそれ以下の場合には、当該機種はカテゴリ3航空機に分類することとし、当該航空機に公的支持を供与する参加国は、取引承認から30暦日以内に、当該機種を付録Ⅱカテゴリ3リストに追加すべく、他の参加国に通報しなければならない。
- c) 本セクター了解の諸条件を適用しようとする非参加国は、自国の航空機機種を付録Ⅱのいずれかのリストに追加すべく要請することができる。当該要請に対し、参加国及び非参加国は、共同で90暦日以内にその決定を行わなければならない。
- d) 事務局は付録Ⅱのリストを公表しなければならない。

## 第II章：信用供与の諸条件

輸出信用の諸条件は、本章に規定される全ての条文を包含するものであり、本章は、他の章と併せて解釈されるべきものである。

### 第10条 適格通貨

公的金融支持の適格通貨は、ユーロ、日本円、英ポンド、米ドル、及び付録IVに示す最低金利の構成データが入手でき、完全に兌換可能なその他の通貨とする。

### 第11条 頭金及び公的支援の上限

- a) 参加国は、航空機のネット価格の最低15%を頭金として、起算点又はその前までに徴収しなくてはならない。従って、参加国は航空機のネット価格の85%を超える公的支援を供与してはならない。
- b) 本セクター了解第8条b)の適用を受ける参加国は、起算点以降の各償還回に返済される元本の額だけ、公的支援の上限を減額するものとする。これは貸出時に、引き渡し時点で公的輸出信用が提供された場合と、残高が同等額になることを確実にするためである。このような場合、参加国は引き渡し以前に公的支援供与の申請を受領していなければならない。

### 第12条 最低プレミアム料率

- a) 公的支援を供与する参加国は、その公的支援の信用総額について、付録IIIの手続きに従って定められる最低プレミアム料率以上のプレミアムを課さなければならない。
- b) 参加国は、必要に応じて、元々の公的支援総額から計算した一括前払いのプレミアム料率と公的支援残高から計算した年間スプレッドとを換算するために、プレミアム料率変換モデル（PRCM：Premium Rate Conversion Model）を使用しなければならない。参加国はこのプレミアム料率変換モデルとその合意された変数（例：割引率）を利用できるものとする。

### 第13条 最長償還期間

- a) 最長償還期間は以下の通りとする。
  - 1) カテゴリ1 航空機：12年
  - 2) カテゴリ2 航空機：15年
  - 3) カテゴリ3 航空機：10年
- b) 公的輸出信用については、担保を民間金融機関とパリパスで配分することにより、償還期間の延長をしてはならない。

#### 第14条 元本償還及び利払い

- a) 参加国は、元本償還及び利払いにつき、本条1)又は2)に示す方式を適用するものとする。
- 1) 元利均等賦による償還
- －カテゴリ1航空機については、元利払いは、3ヶ月に一度以上の頻度で行われなくてはならず、第1回目の償還日は、起算点から3ヶ月以内とする。
  - －カテゴリ2及びカテゴリ3航空機については、元利払いは、6ヶ月に一度以上の頻度で行われなくてはならず、第1回目の償還日は、起算点から6ヶ月以内とする。
  - －変動金利による取引では、貸出日の5営業日以前に、その時点での変動金利に基づく全期間分の元本返済金額が決定されなければならない。
- 2) 元本均等賦による償還
- －カテゴリ1航空機については、元本償還及び利払いは、3ヶ月に一度以上の頻度で行われなくてはならず、第1回目の元利払日は、起算点から3ヶ月以内とする。
  - －カテゴリ2及びカテゴリ3航空機については、元本償還及び利払いは、6ヶ月に一度以上の頻度で行われなくてはならず、第1回目の元利払日は、起算点から6ヶ月以内とする。
- b) 本条a)にかかわらず、カテゴリ2及び3航空機への間接融資の場合は、以下の条件で公的支援を供与することができる。
- 1) 6ヶ月以内に行われる1回もしくは一連の元本償還の上限額は、各回につき、元本総額を100として、当該数値を償還期間(年で表示)で割ったものの割合(パーセンテージ)として計算する。
  - 2) 元本償還は、6ヶ月に一度以上の頻度で行われなくてはならず、第1回目の償還日は、起算点から12ヶ月以内とする。
  - 3) 利払いは、6ヶ月に一度以上の頻度で行われなくてはならず、第1回目の利払日は、起算点から6ヶ月以内とする。
  - 4) 償還期間の加重平均の上限が、償還期間全体の3分の2を超えないものとする。
- c) 起算点以降の金利は元加してはならない。

#### 第15条 最低貸出金利

- a) カテゴリ1航空機の標準的な公的支援の形態はピュアカバーとする。
- b) 参加国は、例外的な事情があり(例:ソブリン借入人が要請する場合)、かつ、本セクター了解第25条b)に従い事前通報をしている場合、カテゴリ1航空機に対し公的金融支援を供与することができる。但し、この場合は、付録IV第1節に定める最低固定金利を適用するものとする。
- c) カテゴリ2及びカテゴリ3航空機に公的金融支援を供与する参加国は、付録IV第2節に定める最低変動貸出金利又は最低固定貸出金利を適用するものとする。



- d) 金利には、本セクター了解第12条に示したプレミアム、及び同第17条に示す各種フィーの支払いは含まないものとする。

### 第16条 利子補給

利子補給を行う参加国は、本セクター了解における信用条件を遵守しなければならない。また、当該参加国は、利子補給の取引に参加する銀行や他の金融機関に対して、本セクター了解の信用条件と全面的に整合的な場合にのみ当該取引に参加することを要請しなければならない。

### 第17条 各種フィー

- a) ピュアカバーの形態で公的支持を供与する参加国は、プレミアム維持期間中、公的支持の未貸出残高について以下の通り、プレミアム維持フィーを徴求しなければならない。
- 1) 維持期間中、最初の6ヶ月間：年率ゼロ・ベシスポイント
  - 2) 維持期間中、次の6ヶ月間：年率12.5ベシスポイント
  - 3) 維持期間中、三度目の6ヶ月間：年率25ベシスポイント
- b) 直接信用／融資の形態で公的支持を提供する参加国は、以下の通りフィーを徴求しなければならない。
- 1) アレンジメント／ストラクチャリング・フィー：各貸出時において各貸出額の25ベシスポイント。
  - 2) コミットメント及びプレミアム維持フィー：プレミアム維持期間中、公的輸出信用の未貸出残高に対し、後払いで年率20ベシスポイント。
  - 3) 事務手数料：公的支持の貸付残高に対し、後払いで年率5ベシスポイント。もしくは、参加国は本セクター了解第12条b) に従い、各貸出時に、貸出額に応じて、本手数料をアップフロントフィーとして徴求することもできる。

### 第18条 協調融資

本セクター了解第15条及び第17条にかかわらず、公的支持が直接融資とピュアカバーによる協調融資でかつ、公的支持総額の35%以上がピュアカバーによる場合、直接融資を供与する参加国は、ピュアカバー供与者と直接融資者との間でオールインコストを同等とすべく、各種フィーを含めた信用条件を、ピュアカバーを供与する金融機関の信用条件と同一にするものとする。このような場合、参加国は、付録Vの通報様式に従い、各種フィーを含めた信用条件を報告するものとする。

### 第3部：中古航空機、スペアエンジン、スペア部品、保守及びサービス契約

#### 第I章：対象

##### 第19条 中古航空機、その他機器及びサービス

本セクター了解の第3部は、中古航空機、スペアエンジン、スペア部品、貨物機への改造、大幅な改良及び改修、新規及び中古航空機並びにエンジン部品の保守及びサービス契約を適用対象とする。

#### 第II章：信用供与の諸条件

適用される信用条件は、最長償還期間を除いて、本セクター了解第2部で定める航空機のカテゴリ及び償還期間に基づくこととする。

##### 第20条 中古航空機

- a) 機齢4年未満の中古のカテゴリ1航空機に対しては、公的支持を供与してはならない。
- b) 中古航空機、並びに改造、改良又は改修された航空機における最長償還期間は以下の通りとする。
  - 1) カテゴリ1航空機で機齢が4年以上15年未満：5年
  - 2) カテゴリ2及びカテゴリ3航空機は以下の通り。

機齢（年）	カテゴリ2 航空機	カテゴリ3 航空機
1	13	8
2	12	7
3	11	6
4	10	6
5年～8年	9	6
8年超	8	5

##### 第21条 スペアエンジン及びスペア部品

- a) スペアエンジンへの公的支持は、新規航空機の装着済エンジンと共に購入又は発注される場合、当該新規航空機と同様の信用条件で供与することができる。新規航空機と一緒に購入されるスペア部品への公的支持は、当該新規航空機及びその装着済エンジンのネット価格の5%を上限とし、当該航空機と同様の信用条件で供与してもよい。5%の上限を超えるスペア部品については本条c)を適用するものとする。
- b) 新規航空機と共に購入されないスペアエンジンについては、最長償還期間は以下の通り

とする。

- 1) カテゴリ 1 航空機：8年
  - 2) カテゴリ 2 及びカテゴリ 3 航空機：7年
- c) 新規航空機と共に購入されないその他のスペア部品については、最長償還期間は以下の通りとする。
- 1) 契約額500万ドル以上の場合：5年
  - 2) 契約額500万ドル未満の場合：2年

#### **第22条 貨物機への改造／大幅な改良／改修**

参加国による公的支持の最長償還期間は以下の通りとする。

- a) 契約額500万ドル以上の場合：5年
- b) 契約額500万ドル未満の場合：2年

#### **第23条 保守及びサービス契約**

参加国による公的支持の最長償還期間は3年とする。

#### **第24条 エンジン部品**

参加国による公的支持の最長償還期間は5年とする。

#### 第4部：透明性確保の手続き

全ての連絡は、各参加国の指定されたコンタクトポイントの間で、例えばOECDオンライン情報システム（OLIS）のような即時の通信手段によって行われるものとする。別途合意による場合を除き、本セクター了解第4部に関する全ての情報交換については、機密扱いとする。

#### 第1節：情報提供の要請

##### 第25条 公的支持に関する情報

- a) 参加国はファイナルコミットメントの日付から1ヶ月以内に、全ての参加国に対し、事務局へ同報の上、付録Vに記載の必要情報を提出しなくてはならない。
- b) 本セクター了解第15条b) に従い、カテゴリ1航空機に公的金融支持を供与しようとする参加国は、コミットメントの少なくとも20暦日前までに、全ての参加国に対して、借入人の明示及び当該取引の特殊性に関する説明を通報しなくてはならない。
- c) 非ソブリンでかつ資産担保されていない航空機の輸出に対して公的支持を供与しようとする参加国は、コミットメントの少なくとも20暦日前までに、全ての参加国に対して、借入人の明示及び当該取引の特殊性に関する説明を通報しなくてはならない。公的支持の信用条件は、本セクター了解第29条から第34条のコモンライン手続きに従い定めるものとする。
- d) 本条c) にかかわらず、付録III第30条に従い、非ソブリンでかつ資産担保されていない航空機の輸出に対して公的支持を供与しようとする参加国は、速やかに、つまりコミットメントの2営業日後までに、全ての参加国に対して、借入人の明示及び当該取引に関する説明を通報しなくてはならない。

#### 第2節：情報交換

##### 第26条 情報の要請

- a) 参加国は、本セクター了解の対象となる航空機の販売又はリースへの公的輸出信用の使用につき、他の参加国に情報の提供を要請することができる。
- b) 公的支持の申請を受けた参加国は、自国が支持するにあたり適用する最惠与信条件を示して、他の参加国に対して問い合わせをすることができる。
- c) 問い合わせを受けた参加国は、7暦日以内に回答するものとし、可能なかぎり多くの情報を提供しなければならない。当該回答は参加国が行う蓋然性の高い意思決定について与える最善の意思表示を含むべきである。必要があれば、完全な追加回答を速やかに行うべきである。
- d) 全ての問い合わせとその回答は、事務局に同報されるものとする。

## 第27条 会合形式の協議

- a) 競合状況にある場合、参加国は、1カ国以上の参加国に対し、会合形式の協議を要請することができる。
- b) 当該要請に対し、参加国は、10営業日以内に同意するものとする。
- c) 当該協議は、上記10営業日の後、速やかに開始されるものとする。
- d) 参加国議長は、事務局と協調して、必要なフォローアップを行わなければならない。事務局は協議の結果を速やかに全ての参加国に公表しなければならない。

## 第28条 特別協議

- a) 他の参加国（回答国）によって提示された信用条件が本セクター了解で定められているものより緩やかであると信じる合理的根拠を持つ参加国（問い合わせ国）は、その旨を事務局に知らせなければならない。事務局は、直ちにその情報を、回答国に通知しなければならない。
- b) 回答国は、事務局による通知から5営業日以内に、その提示した公的支持の信用条件を明らかにしなければならない。
- c) 問い合わせ国は、回答国による開示後5営業日以内に、事務局が回答国との特別協議を組織し、本件について討議するよう、要請することができる。
- d) 回答国は、特別協議の結果が出るまで、当該取引をそれ以上進めずに待つものとする。

## 第3節：コモンライン

### 第29条 コモンラインの手続きと体裁

- a) コモンライン提案の仕向先は、事務局に限られる。OLIS掲示板のコモンライン登録欄では、コモンライン提案国は明らかにされない。しかしながら、事務局は要求があれば、参加国に対して、口頭で上記提案国を明らかにすることができる。事務局は係る要求の記録を保管しなければならない。
- b) コモンライン提案は日付を付し、次の様式によるものとする。
  - 1) 参照番号の次に「Common Line」と明記
  - 2) 輸入国名及びバイヤー／借入人名
  - 3) プロジェクトの名称もしくはプロジェクト特定のため、可能な限り正確なプロジェクト概要
  - 4) コモンラインとして提案する最優遇与信条件
  - 5) 確認されている競合入札者の国籍及び名称
  - 6) 入札締切日及び確認されている範囲での入札番号
  - 7) コモンラインを提案する理由及び適宜特殊事情などを含む上記以外の関連情報

### 第30条 コモンライン提案に対する回答

- a) 参加国は、コモンライン提案に対し20暦日以内に回答することとするが、速やかに対応することが奨励される。
- b) 回答は、受諾、拒否、追加情報の要請、コモンラインの修正提案又はコモンラインの代替案がありうる。
- c) 回答しない参加国又は回答する立場にない旨を通知する参加国は、当該コモンライン提案を受諾したものとみなされる。

### 第31条 コモンラインの受諾

- a) コモンライン提案から20暦日後、事務局は全ての参加国に対してコモンライン提案の現状を通知しなければならない。当該コモンラインを必ずしも全ての参加国が受諾していないが、これを拒否する参加国もない場合、当該コモンライン提案への結論は、更に8暦日の間、回答を待たなければならない。
- b) 上記延長期間の経過後、コモンライン提案を明示的に拒否しなかった参加国は、当該コモンラインを受諾したとみなされる。しかしながら、最初にコモンライン提案を行った国を含む参加国は、1カ国以上の参加国の明示的な受諾を、当該コモンラインの受諾条件とすることができる。
- c) 参加国が、コモンラインの1つ以上の要素につき受諾しないと表明した場合、他の全ての要素については暗黙裡に受諾しているものとする。

### 第32条 コモンラインにおける不一致

- a) コモンラインを最初に提案した参加国と修正案又は代替案を提案した参加国が、本セクター了解の第31条に定める追加的な8暦日以内にコモンラインに係る合意に到らなかった場合、相互の合意により期間を延長しうる。事務局は、かかる期間延長につき全ての参加国に通知しなければならない。
- b) 受諾されなかったコモンラインは、本セクター了解第29条から第31条の手続きに従い再度検討することができる。この場合、参加国は自国の当初の意思決定に拘束されない。

### 第33条 コモンラインの発効日

事務局は、全ての参加国に対し、当該コモンラインが発効するか、又は、拒否されたかの通知を行わなければならない。当該コモンラインは、通知の日から3暦日後に発効するものとする。

### 第34条 コモンラインの効力

- a) 別途合意される場合を除いて、コモンラインは一旦合意されると、その発効日から2年

間有効とする。但し、当該コモンラインがその重要性を既に失い、そのことについて全ての参加国が受け入れている旨を、事務局が通知を受けたときはこの限りとしない。

- b) 現行の失効日に先立つ14暦日以内に参加国が延長を求め、またそれに対する反対がない場合、当該コモンラインは、更に2年間効力を維持するものとする。その後の延長も同様の手続きを経て合意することができる。
- c) 事務局は、コモンラインの状況を把握し、OLIS上に「現在有効なコモンラインの状況」のリストを更新することによって、全ての参加国に情報提供することとする。また、事務局は、四半期毎に、翌四半期中に失効するコモンラインリストの発行をしなければならない。
- d) 競合する航空機を生産する非参加国から要請がある場合、事務局は、当該非参加国に対して、現在発効中のコモンラインの情報を提供するものとする。

#### 第4節：マッチング

##### 第35条 マッチング

- a) 参加国の国際的な義務を考慮し、参加国は、非参加国が提示した公的支持の信用条件にマッチングを行うことができる。
- b) 非参加国による不整合な信用条件にマッチングを行う場合、
  - 1) マッチングを行う参加国は、上記の信用条件を確認するために、あらゆる努力をするものとする。
  - 2) マッチングを行う参加国は、コミットメント発出の少なくとも10暦日前までに、自国が支持しようとする信用条件及び上述の確認の結果を、事務局及び全ての参加国に対して通知しなければならない。
  - 3) 上記10暦日の期間内に競合する参加国から協議が要求された場合、マッチングを行う参加国は、上記条件でのコミットメント発出を更に10暦日待たなくてはならない。
- c) マッチングを行う参加国は、当初提示した信用条件を修正又は撤回する場合、他の全ての参加国に速やかにその旨を通知しなければならない。

## 第5部：モニタリング及び見直し

### 第36条 モニタリング

事務局は、本セクター了解の実施をモニタリングし、毎年、全ての参加国に実施状況につき報告するものとする。

### 第37条 見直し

参加国は、基準に照らし、適切な時期に、本条a) 及びb) に従い、本セクター了解の手続き及び規定につき見直しを行うものとする。

- a) 参加国は、本セクター了解の見直しを以下の通り実施するものとする。
- 1) 本セクター了解の発効日から4暦年目、そして以降、4暦年目毎に、事務局による3ヶ月前の通知を得て、定期的に実施する。
  - 2) 参加国がしかるべき協議を経た上で要請する場合。但し、事務局が3ヶ月前通知を發出し、かつ、見直し要請国が書面にて事前協議内容の要約とともに、見直しの目的と理由を説明することを条件とする。
  - 3) カテゴリ2及びカテゴリ3航空機については、毎年、各種フィー及び最低プレミアム料率（年次プレミアム改訂）の見直しと更新の観点から、見直しを実施する。この目的のために本セクター了解発効日に続く第1暦年時にリセット・モデルを構築するものとする。
- b) 本条a) 1) に示す見直しにあたっては、以下の点を検討するものとする。
- 1) 本セクター了解第1条に定められる本セクター了解の目的がどの程度達成されたか、並びに、参加国による討議が要望されているその他の諸問題。
  - 2) 本条b) 1) の要素の観点から、本セクター了解の修正が妥当であるか否かという点。
- c) 本見直し手続きの重要性を認識し、本セクター了解の信用条件が参加国のニーズに合致し続けることを担保するため、各参加国は、本セクター了解第39条に定められる、本セクター了解からの脱退権利を保有する。



## 第6部：最終規定

### 第38条 発効及び経過措置

- a) 本セクター了解の発効日は、2007年7月1日とする。
- b) 本条a)にかかわらず、カテゴリ1航空機については、
- 1) 2007年4月30日までに締結され、2007年6月30日までに事務局に通報された確定契約 (firm contracts) に関しては、参加国は、2010年12月31日までに予定される機器設備 (エンジン及びスペアエンジンを含む) の納入又はサービス提供について、本セクター了解の発効日以前に有効であった旧・航空機セクター了解の定める条件で公的輸出信用を供与することができる。
  - 2) 本条b)1)に示す機器設備 (エンジン及びスペアエンジンを含む) の納入、又はサービス提供にあたっては、ピュアカバー供与者と直接融資者との間でオールインコストを同等とすべく、直接融資者は、ピュアカバーを供与する金融機関の信用条件と同一の条件にて、協調融資を行うことができる。
- c) カテゴリ2及びカテゴリ3航空機に関しては、参加国は、本セクター了解の発効以前にコミットメントが存在し、2009年12月31日までに機器設備 (エンジン及びスペアエンジンを含む) の納入又はサービス提供が予定されており、かつ2007年6月30日までに事務局への通報が済んでいる場合には、本セクター了解の発効日以前に有効であった条件で公的輸出信用を供与することができる。

### 第39条 脱退

参加国は、例えばOLISのような即時の通信手段で文書により事務局に通報することにより、本セクター了解から脱退することができる。脱退は、事務局が当該通報を受け取ってから6ヶ月後に発効する。脱退日に先立ち合意された個別の取引に関する合意については、脱退による影響はないものとする。

## 付録 I 航空機セクター了解への参加

1. 本セクター了解への参加に関心を寄せる非参加国に対し、事務局は、当該非参加国が本セクター了解の参加国となるための諸条件に関する全ての情報を提供しなければならない。
2. 当該非参加国は、本セクター了解の規定を暫定的に適用することを同意する旨を、しかるべきレベルにて確約するものとする。
3. 当該非参加国は、参加国の招聘によりオブザーバーとして関連会合に出席し、本セクター了解の活動に参加するものとする。オブザーバーとしての参加期間は最長 2 年間とし、更新は 1 度限りにつき、可能とする。
4. 上記期間の終了時に、当該非参加国は本セクター了解の参加国となり規定を遵守するか否かにつき、意思表示をしなければならない。参加意思を表明した非参加国は、年次で、本セクター了解の実施に伴う費用を負担するものとする。
5. 本セクター了解への参加に関心のある非参加国は、本付録第 4 条に示す参加の意思表示の後、30 営業日以降に参加国となるものとする。

付録Ⅱ 2008年9月24日付 航空機機種リスト

リスト1：カテゴリ1航空機

注：\*印は現在製造中止の機種。

メーカー	機種名
Airbus	A 300
Airbus	A 310*
Airbus	A 319
Airbus	A 320
Airbus	A 321
Airbus	A 330
Airbus	A 340
Airbus	A 350
Airbus	A 380
Boeing	B 707*, 717*, 727*
Boeing	B 737-700, 800, 900
Boeing	B 747
Boeing	B 757
Boeing	B 767
Boeing	B 777
Boeing	B 787
British Aerospace	BAe146*
Lockheed	L-100*
Lockheed	L-1011*
McDonnell Douglas	DC-9*
McDonnell Douglas	DC-10*
McDonnell Douglas	MD-11*
McDonnell Douglas	MD-80 series*
McDonnell Douglas	MD-90 series*
Ramaero	1.11-495

## リスト 2 : カテゴリ 2 航空機

注：\*印は現在製造中止の機種。

メーカー	機種名
Airbus	A 318
Alenia	C27J
Alenia	G222
Alenia/Sukhoi	Superjet 100
ATR	ATR 42-300*
ATR	ATR 42-320*
ATR	ATR 42-400*
ATR	ATR 42-500
ATR	ATR 72-200*
ATR	ATR 72-210*
ATR	ATR 72-500
Boeing	737-600
Bombardier	CRJ 100 *
Bombardier	CRJ 200*
Bombardier	CRJ 440*
Bombardier	CRJ 700
Bombardier	CRJ 705
Bombardier	CRJ 900
Bombardier	CRJ 1000
Bombardier	Multi-Mission Q Series
Bombardier	Q 200
Bombardier	Q 300
Bombardier	Q 400
British Aerospace	BAe ATP*
British Aerospace	BAe Jetstream 41*
British Aerospace	BAe 748*
British Aerospace	RJ70*
British Aerospace	RJ85*
British Aerospace	RJ100*

British Aerospace	RJ115*
Broman (U.S.)	BR 2000
Casa	CN235
De Havilland	Dash 8 – 100 *
EADS/MBB	C160 Transall
Embraer	EMB 120
Embraer	Embraer 170
Embraer	Embraer 175
Embraer	Embraer 190
Embraer	Embraer 195
Embraer	ERJ 135
Embraer	ERJ 140
Embraer	ERJ 145
Embraer	ERJ 145 XR

メーカー	機種名
Fokker	F 27*
Fokker	F 28*
Fokker	F 50*
Fokker	F 70*
Fokker	F 100*
Gulfstream America	Gulfstream I-4
Mitsubishi	MRJ-70
Mitsubishi	MRJ-90
Saab	SF 340
Saab	2000
Short	SD 3-30*
Short	SD 3-60*

### リスト 3 : カテゴリ 3 航空機

注 1 : \*印は現在製造中止の機種。

注 2 : ヘリコプターは本カテゴリに含むものとする。

メーカー	機種名
Adam Aircraft	A700
AERO	AT3
Agusta Westland	A109K2
Agusta Westland	A 109 GRAND
Agusta Westland	A 109 POWER
Agusta Westland	A 119 KOALA
Agusta Westland	EH 101
Agusta Westland	AB 139
Agusta Westland	AB 412
Agusta Westland	AW 139
Airbus	A318-112
Airbus	A319-133 (ACJ)
Airbus	A319-133 (Executive)
Aircraft Investor Resources	Escape
Aircraft Investor Resources	Victory
Avcraft	Envoy 3
Aviation Technology Group	MK-10
Beech	1900
Beech	Super King Air 300
Beech	Starship 1
Bell/Agusta Aerospace	BA609
Bell Helicopter	206 series
Bell Helicopter	212, 206T *
Bell Helicopter	214 *
Bell Helicopter	230 *
Bell Helicopter	407
Bell Helicopter	412 series
Bell Helicopter	430

Bell Helicopter Textron	Bell Eagle Eye UAS
Bell Helicopter Textron	UN-IN Twin Huey
Bell Helicopter Textron	427
Bell Helicopter Textron	429
Boeing	717-200* (Business Express)
Boeing	737-700 (BBJ)
Boeing	737-800 (BBJ 2)
Boeing Vertol	234 Chinook

メーカー	機種名
Bombardier	BD-700
Bombardier	Challenger 300
Bombardier	Challenger 600 *
Bombardier	Challenger 601 *
Bombardier	Challenger 601-3A*
Bombardier	Challenger 601-3R*
Bombardier	Challenger 604*
Bombardier	Challenger 605
Bombardier	Challenger 800
Bombardier	Challenger 850
Bombardier	Challenger 870
Bombardier	Challenger 890
Bombardier	Challenger SE
Bombardier	Global 5000
Bombardier	Global Express XRS
Bombardier	Learjet 40 / 40XR
Bombardier	Learjet 45 / 45XR
Bombardier	Learjet 60 / 60XR
Bombardier	215T
Bombardier	415
Bombardier	417
Brandtly	B-2B
British Aerospace	BAe Jetstream 31*
British Aerospace	BAe Jetstream Super 31*

British Aerospace	BAe 125*
British Aerospace	BAe 1000*
Britten Norman	BN2AMkIII - Trislander
Britten Norman	BN2B Islander
Britten Norman	BN2T Islander
Britten Norman	BN2T-4S Defender 4000
Bush Caddy Canada	L160
Bush Caddy Canada	L162
Bush Caddy Canada	L164
Bush Caddy Canada	R80
Bush Caddy Canada	R120
Canadair	CL-44 *
Canadair	CL-215 *
Casa	C 212 series
Cessna	C-208B
Cessna	CE-208
Cessna	CE-525
Cessna	CE-525A
Cessna	CE-525B
Cessna	CE-550

メーカー	機種名
Cessna	CE-560XL
Cessna	CE-750
Cessna	Citation - Encore
Cessna	Citation - Sovereign
Cessna	Citation - XLS
Cessna	Mustang
Cessna	441 Conquest III and Caravan 208 series
Chichester-Miles Consultants	Leopard SIX
Claudius Dornier	CD2
Convair	5800 *
CSL-T Krosno	FK-9 Mark



CSL-T Krosno	FK-12 Comet
CSL-T Krosno	FK-14 Polaris
Dassault Falcon	7X
Dassault Falcon	50*
Dassault Falcon	50 EX
Dassault Falcon	900 A, B, C*
Dassault Falcon	900 DX
Dassault Falcon	900 EX
Dassault Falcon	2000
Dassault Falcon	2000 DX
Dassault Falcon	2000 EX
Dassault Falcon	2000 LX
De Havilland	Dash 6 *
De Havilland	Dash 7 *
De Havilland	DHC4 –Caribou *
De Havilland	DHC5 – Buffalo *
De Havilland	DHC6 – Twin Otter *
De Havilland	DHC1 – Chipmunk*
De Havilland	DHC2 – Beaver *
De Havilland	DHC3 – Otter *
De Havilland	DH.82 Tiger Moth *
De Havilland	DH.104 Dove *
De Havilland	DH.114 Heron *
Diamond Aircraft	DA20
Diamond Aircraft	DA40
Diamond Aircraft	DA42
Diamond Aircraft	D-Jet
Diamond Aircraft	HK36 Super Dimona
Dornier DO	228-200*
EADS PZL Okecie	PZL-104MA “Wilga” 2000
EADS PZL Okecie	PZL-106 BT 601 Turbo
EADS PZL Okecie	PZL-106 BTU-34 Turbo
EADS PZL Okecie	PZL-130 “Orlik” TC II
Eclipse	Eclipse 500
Embraer	EMB 110

Embraer	Legacy 450
---------	------------

メーカー	機種名
Embraer	Legacy 500
Embraer	Legacy 600
Embraer	Lineage 1000
Embraer	Phenom 100
Embraer	Phenom 300
Embraer/FAMA	EMB 121
Enstrom	F-28F
Enstrom	280FX
Enstrom	480
Epic Air	Dynasty *
Epic Air	Elite *
Epic Air	LT *
Eurocopter	AS 332
Eurocopter	AS 350
Eurocopter	AS 355
Eurocopter	AS 365
Eurocopter	EC120
Eurocopter	EC130
Eurocopter	EC 135
Eurocopter	EC 145
Eurocopter	EC 155
Eurocopter	EC 225
Eurocopter	EC 635 P2
Eviation	EV-20
EWS Manufacturing	Flight Design CT
Fairchild	Merlin/300
Fairchild	Merlin IVC-41
Fairchild	Metro 25
Fairchild	Metro III
Fairchild	Metro III A
Fairchild	Metro III V
Fairchild-Dornier Aeroindustries	Envoy 7

Found Aircraft	Bush Hawk XP
Found Aircraft	E350 *
Found Aircraft	E350 XC *
Grob	G 160
Grob	G 180 SP
Gulf Aircraft Partnership	JP-100
Gulfstream	G100
Gulfstream	G150
Gulfstream	G200
Gulfstream	G300/400
Gulfstream	G350/450
Gulfstream	G500/550
Gulfstream	G-1159C
Gulfstream America	Gulfstream II, III, IV and V
Hawker Beechcraft	Beechjet 400 series

メーカー	機種名
Hawker Beechcraft	Hawker 400XP
Hawker Beechcraft	Hawker 450
Hawker Beechcraft	Hawker 800
Hawker Beechcraft	Hawker 850 XP
Hawker Beechcraft	Hawker 900 XP
Hawker Beechcraft	Hawker 1000
Hawker Beechcraft	Hawker 4000
Hawker Beechcraft	King Air B200
Hawker Beechcraft	King Air 350
Hawker Beechcraft	King Air C90B
Hawker Beechcraft	King Air C90GT
Hawker Beechcraft	Starship 2000A
Hiller	UH-12E3
Hiller	UH-12E3T
Honda	HA-420
IAI Arava	101 B
IAI Astra	SP and SPX

Ibis Aerospace	Ae 270 series
Kaman	K-1200
KARI	Firefly
Learjet	31 *
Learjet	35 *
LET	410
LET	420
Marganski & Myslowski	EM-11 Orka
Marganski & Myslowski	EM-10 Bielik
MBB	BK 117 C*
MBB	BO 105 *
MBB	BO 105 CBS*
McDonnell Helicopter	MD 902, MD 520, MD 600
Mitsubishi	Mu2 Marquise
Piaggio	P 180
Pilatus	PC-12
Piper	Cheyenne II
Piper	PA-42-100 (Cheyenne 400)
Piper	PA-42-720 (Cheyenne III A)
Piper	PA-46-500TP
Piper	PiperJet
Piper	T 1040
Piper	400 LS
PZL-Mielec	PZL M18 Dromader
PZL-Mielec	PZL M26 Iskierka
PZL-Mielec	PZL M28 Bryza
PZL-Mielec	PZL M28 Skytruck
PZL-Swidnik	PZL-Kania

メーカー	機種名
PZL-Swidnik	PZL-Mi-2
PZL-Swidnik	PZL-Sokol
PZL-Swidnik	PZL SW-4

PZL-Swidnik	PZL SW-5
PZL-Swidnik / Instytut	I-23 Manager
Lotnictwa	
Quest	Kodiak 100
Reims	Cessna-Caravan II
Reims	F406
Robinson	R-22
Robinson	R-44
Saunders	ST-27*
Safire	S-26
Schweizer	330
Schweizer	333
Schweizer	3000C series
SIAI-Marchetti	SF 600 Canguro*
Sikorsky	S-64
Sikorsky	S-69
Sikorsky	S-76 series
Sikorsky	S-92
Sino Sweringen	SJ30-2
Socata	TB20
Socata	TBM 700 series
Socata	TBM 850
Symphony	S-160 *
Viking	Beaver *
Viking	DHC-2T Turbo Beaver
Viking	DHC-6 Twin Otter 400
Watson Flight Services	Yukon
Westland	W30*
3Xtrim	450 Ultra
3Xtrim	495 Ultra Plus
3Xtrim	550 Trener

## 付録Ⅲ 最低プレミアム料率

### 最低プレミアム料率

本付録では、本セクター了解で対象となる取引における公的支持のプライシング決定にあたり使用する手続きを定める。第1節ではリスク分類に係る諸手続き、第2節ではカテゴリ1航空機に課される最低プレミアム料率、第3節ではカテゴリ2及びカテゴリ3航空機に課される最低プレミアム料率、また、第4節では中古航空機、スペアエンジン、スペア部品、貨物機への改造／大幅な改良／改修、保守及びサービス契約、並びにエンジン部品に課される最低プレミアム料率を定める。

### 第1節：リスク分類に係る諸手続き

1. 参加国は、バイヤー／借入人に関して、リスク分類一覧（以下「本一覧」という。）を作成することに合意した。リスク分類にあたっては、格付機関（CRA）が用いるような一般的な尺度を用いたバイヤー／借入人のシニア無担保信用格付けを反映する。
2. 本リスク分類は、本付録の表1（カテゴリ1航空機）及び表2（カテゴリ2及びカテゴリ3航空機）に示すリスク分類等級に従い、参加国間で指名された専門家が作成するものとする。
3. 本一覧は、本付録第18条に従い、取引における全ての段階（例：商談及び納入時）で拘束力を持つものとする。

#### I. リスク分類一覧の作成

4. 本一覧は、本セクター了解の発効に先立って参加国間で作成及び合意されるものとする。本一覧は事務局によって管理され、極秘扱にて全ての参加国の利用に供するものとする。
5. 非参加国からの要請に応じて、事務局は極秘扱にて、航空機を製造する非参加国にバイヤー／借入人のリスク分類につき情報提供をすることができる。この際、事務局は、当該要請があった旨を全ての参加国に通知しなければならない。非参加国は、事務局に対し、いつでも本一覧に対する追加提案を行うことができる。本一覧に追加提案を行う非参加国は、当該追加に関心のある参加国と同様に、リスク分類の手続きに参加することができる。

#### II. リスク分類一覧の更新

6. 下記目的のため、カテゴリ1航空機のバイヤー／借入人に対するリスク分類については、本一覧を継続的に更新するものとする。
  - a) 参加国がプレミアム料率のインディケーションあるいはコミットメントを要請する新規バイヤー／借入人の本一覧への追加提案に応じるため。

- b) 本一覧に掲載されたバイヤー／借入人のリスク分類の変更提案に応じるため。
- c) 既存のバイヤー／借入人のリスク分類に対する、参加国による再評価結果を反映するため（例：当該バイヤー／借入人に関する最新状況分析による再評価）。
7. カテゴリ 1 航空機のバイヤー／借入人のリスク分類一覧に関し、参加国はいつでも変更を提案することができる。当該変更提案に対して、関心のある参加国は、10 営業日以内に、合意又は異議申し立てをするのかを決めなければならない。上記期間中に意思表示がされない場合、当該提案は合意されたものとみなされる。もし当該 10 営業日の終了時に、当該提案に対する異議申立がなければ、本一覧への変更提案は合意されたものとみなされる。その後、事務局は本一覧にしかるべき修正を加え、5 営業日以内に OLIS で通知するものとする。修正された本一覧は、当該通知の日付をもって拘束力を持つものとする。
8. カテゴリ 2 及びカテゴリ 3 航空機のバイヤー／借入人のリスク分類は、事務局により 6 ヶ月毎に更新されるものとする。このため、参加国は、既存もしくは新規バイヤー／借入人のリスク分類に関し新提案がある場合、毎年 6 月末及び 12 月末までに提出することができる。
9. 本一覧の修正提案が事務局によって回付された後、10 営業日以内に当該提案に関心のある参加国からの異論がなければ、本一覧の修正は承認されたものとみなされる。事務局は、カテゴリ 2 及びカテゴリ 3 航空機のバイヤー／借入人のリスク一覧へしかるべき修正を加え、5 営業日以内に OLIS を通じて通知するものとする。修正された本一覧は、当該通知の日付をもって拘束力を持つものとする。
10. 本付録第 18 条に従い、カテゴリ 2 及びカテゴリ 3 航空機に関する本一覧は、定期的な更新に加え、随時更新することができる。これは、本一覧と異なるリスク分類を参加国が適用したい旨を形式によらず表明した場合、又は、現在、本一覧に未掲載のバイヤー／借入人のリスク分類を参加国が必要とする場合となる<sup>1</sup>。この場合、新しいリスク分類を適用する前に、当該参加国は、代替もしくは新規のリスク分類をもって本一覧を更新すべく、事務局に要請を行うものとする。事務局は当該要請を、要請国を明示することなく、5 営業日以内に全ての参加国に対して回付するものとする。
11. カテゴリ 2 及びカテゴリ 3 航空機に関する当該要請が、事務局によって回付された後 10 営業日以内<sup>2</sup>に、当該要請に関心のある参加国からの異論がなければ、本一覧の修正は承認されたものとみなされる。事務局は本一覧にしかるべき修正を加え、5 営業日以内に OLIS を通じて通知するものとする。修正された本一覧は、当該通知の日付をもって拘

---

<sup>1</sup> 2008 年 1 月 1 日以降 2 年間の試行期間では、輸出契約額 500 万ドル未満の取引について、本付録第 10 条及び第 11 条に定めるリスク分類手続きを希望しない参加国は、当該取引のバイヤー／借入人に対し、リスク分類「C」を付与するものとし、当該取引につき、本セクター了解第 25 条 a) に従い通報を行わなければならない。

<sup>2</sup> 2008 年 1 月 1 日以降 2 年間の試行期間では、輸出契約額 500 万ドル未満の取引については、5 営業日以内とする。

束力を持つものとする。

### III. 合意に達しない場合の解決方法

12. 提案されたリスク分類に対し異議がある場合、当該提案に関心のある参加国は、合意不成立の通知後10営業日以内に、当該提案のリスク分類合意に向けて最善の努力を専門家レベルにて行わなければならない。必要に応じて事務局による支援（例：電話会議や会合形式の協議）も得ながら、意見の不一致を解消するため、全ての必要な手段を講じなければならない。上記10営業日以内に、参加国間で当該提案のリスク分類に合意が得られた場合、当該提案に関心のある参加国は協議結果を事務局に報告し、事務局はしかるべき更新を本一覧に加え、5営業日以内にOLISを通じて通知するものとする。修正された本一覧は、当該通知の日付をもって拘束力を持つものとする。
13. 専門家による協議で10営業日以内に意見の不一致が解消されない場合、本件は参加国に回付され、5営業日を越えない期間において、適切なリスク分類に関する助言を求めるものとする。
14. 最終的な合意が得られない場合、参加国は、当該バイヤー／借入人のリスク分類を格付機関（CRA）の決定に委ねてもよい。この場合、参加国議長は、10営業日以内に、当該参加国に代わり、当該バイヤー／借入人へ連絡しなければならない。当該連絡には、参加国間で合意されたリスク評価の協議の委任事項を含むものとする。格付機関（CRA）より提出されたリスク分類結果は本一覧に登録され、事務局が5営業日以内に発出する改定手続き確定のOLIS通信により、直ちに、拘束力を持つものとする。
15. 別途合意がない限り、格付機関（CRA）に対する費用支払いは、当該バイヤー／借入人の負担とする。
16. 本付録第12条から第14条に定める手続きが実行されている間は、既存のリスク分類を適用するものとする。

### IV. 分類の有効期間

17. カテゴリ1航空機については、有効なリスク分類とは、事務局が管理する本一覧に登録された、既存のリスク分類とする。当該リスク分類に従ってのみ、プレミアム料率のインディケーション及びコミットメントを行うこととする。
18. カテゴリ2及びカテゴリ3航空機について、リスク分類の有効期間は、プレミアム料率提示及び最終コミットメントを行う参加国のため、事務局が本一覧への記録を行った日付以降、12ヶ月間とする。特別な取引における有効期間は、最終コミットメントが発出されプレミアム維持フィーが課されてから、更に18ヶ月間、延長することができる。破産申請や支払い不能（もしくは関連する司法管轄における同等の事由）がない限り、上記12ヶ月の間に分類の変更はされないものとする。もし同期間内に、本付録第6条及び第7条に従い、特定のバイヤー／借入人に対して異なる分類が導入された場合、当該カ



テゴリ 2 及びカテゴリ 3 航空機での適用分類は、当該変更に関心のある参加国の合意を得た上で、しかるべき更新をすることができる。

## V. バイヤー／借入人のリスク分類要請

19. もし、商談中の段階で、バイヤー／借入人が自身のリスク分類の提示を求め、かつ本一覧に当該バイヤー／借入人が未掲載の場合、当該バイヤー／借入人は、自身の費用負担にて、格付機関（CRA）から、リスク分類のインディケーションを得ることができる。当該リスク分類は本一覧には掲載されないものの、参加国は当該リスク分類を自身の行うリスク評価において使用することができる。

### 第 2 節：カテゴリ 1 航空機に課す最低プレミアム料率

20. 本節では、カテゴリ 1 航空機に対する公的輸出信用の最低プレミアム料率を決定する。
- a) 本付録第 21 条は、バイヤー／借入人（もしくは異なる主体が当該取引の主要返済人の場合はその主体）のシニア無担保信用格付けに対応する基準プレミアムを決定するための諸条件を定める。
  - b) 本付録第 22 条から第 24 条及び本付録付属書 1 では、ケープタウン条約割引の使用に関する諸条件につき示す。
  - c) 表 1 a) では、基準プレミアムとして、又はケープタウン条約割引後に適用される最低プレミアム料率について定める。
  - d) 本付録第 25 条及び第 26 条では、ソブリンバイヤー／借入人のリスク分類に応じた、資産担保の無いプレミアム決定に係る諸条件を定める。
21. 参加国は、以下の全ての条件が満たされた場合にのみ、基準プレミアム以上の水準で、公的支持を供与することができる。
- a) リスク分類 1 の場合：
    - 1) 資産担保されている取引。
    - 2) 当該航空機に対する第一順位抵当権。
    - 3) 当該航空機ネット価格に対する 85% 以内の担保掛目（アドバンスレート）。
    - 4) 元利均等で四半年賦以上の返済。
  - b) リスク分類 2 及びリスク分類 3 の場合、本条 a) に定める諸条件に加え、本条 e) に挙げるリスク緩和措置のうち、いずれか 1 つが講じられていること。
  - c) リスク分類 4 の場合、本条 a) に定める諸条件に加え、本条 e) に挙げるリスク緩和措置のうち、2 つが講じられていること。
  - d) リスク分類 5 の場合、本条 a) に定める諸条件に加え、本条 e) に挙げるリスク緩和措置の 3 つ全てが講じられていること。

- e) 参加国は本条の目的に即し、下記に挙げるリスク緩和措置を選択することができる。
- 1) 本付録第21条a) 3) で示す85%の担保掛目から5%ずつ削減すること。例えば、e項に示す3つ全てのリスク緩和措置を講じる場合、掛目を70%とする。この場合、参加国は削減した掛目以上の公的支援を供与してはならないものとする。
  - 2) 本セクター了解第14条a) 2) に従い、元本均等償還とすること。
  - 3) 償還期間が10年を超えないこと。

22. 本付録第21条に定める基準プレミアムへのケープタウン条約割引は、以下の諸条件を全て満たした場合にのみ、適用するものとする。

- a) 当該航空機のオペレーターがケープタウン条約の締結国に本拠地が有る場合、及び、当該取引に適用される領土区域が同条約の適用地域であること。(加えて、取引の構造に鑑みて、参加国の見解において、正当な理由がある場合は、主体が当該航空機のオペレーターでは無い場合は、借入人/バイヤー又はレッサーでも本適用を可能とする。)
- b) 本条a) で言及した国(又は国々)による、適格宣言が行われ、かつ、適用されていること。
- c) 本条a) で言及した国家が、ケープタウン条約割引の条件を満たす国として合意リストに掲載されていること(適格国)。

23. 本セクター了解の発効に先立ち、参加国は、事務局に適格国の当初合意リストを提供しなければならない。参加国は当該適格国リストへのいかなる修正提案に対しても、当該修正案の提出から30営業日以内に合意しなければならない。本付録第22条a) 及びb) の諸条件に合致する国があるとき、又は、既にリストにある国が本付録第22条a) 又はb) に定める諸条件に合致しなくなった場合、又は、ケープタウン条約下の責務に違反した場合、参加国は事務局に通知しなければならない。

当該リスト掲載国が、本付録第22条a) 又はb) に定める諸条件に合致しなくなった場合は、本一覧から削除するものとする。

24. 事務局は、参加国からの通報に基づき、ケープタウン条約割引の適格国リストを維持管理するものとする。

25. ソブリン相手又はソブリン保証付きである資産担保の無い取引の場合、参加国は、本付録第26条に定める最低プレミアム料率以上の水準にて、公的支援を供与することができる。但し、これは本付録第21条に定める諸条件(同21条a) 1) 及び2) を除く) を全て満たした場合のみとする。表1c) はソブリンバイヤー/借入人の格付けが格付機関であるスタンダード&プアーズから得られない場合のOECDカントリーリスク分類と本セクタ

一了解のリスク分類の対照表である。

26. 表 1 b) は、ソブリン相手又はソブリン保証付き資産担保の無い取引で適用する最低プレミアム料率を定める。

表 1 a)

カテゴリ 1 航空機

償還期間12年の最低プレミアム料率  
資産担保取引

(アップフロント料率、公的輸出信用総額に対するパーセンテージ)

リスク分類	基準プレミアム ケープタウン条約割引 適用がない場合	プレミアム ケープタウン条約割引 適用の場合
1 (AAA)	4.00	3.80
1 (AA)	4.00	3.80
1 (A)	4.00	3.80
1 (BBB+)	4.00	3.80
1 (BBB)	4.00	3.80
1 (BBB-)	4.00	3.80
2 (BB+)	4.75	4.27
2 (BB)	4.75	4.27
3 (BB-)	5.50	4.95
3 (B+)	5.50	4.95
4 (B)	6.25	5.31
4 (B-)	6.25	5.31
5 (CCC)	7.50	6.00
5 (CC)	7.50	6.00
5 (C)	7.50	6.00

表 1 b)

カテゴリ 1 航空機

償還期間12年の最低プレミアム料率  
資産担保の無いソブリン取引

(アップフロント料率、公的輸出信用総額に対するパーセンテージ)

リスク分類	最低プレミアム料率
1 (AAA)	4.80
1 (AA)	4.80
1 (A)	4.80
1 (BBB+)	5.20
1 (BBB)	5.20
1 (BBB-)	5.20
2 (BB+)	6.40
2 (BB)	6.40
3 (BB-)	7.70
3 (B+)	7.70
4 (B)	9.40
4 (B-)	9.40
5 (CCC)	12.40
5 (CC)	12.40
5 (C)	12.40

表 1 c)

リスク分類対照表

OECDリスク カテゴリ 分類	バイヤー／借入人 リスク分類	カテゴリ 1 航空機 リスク分類
0	(AAA)	1
1	(AA)	1
2	(A)	1
3	(BBB+)	1
3	(BBB)	1
3	(BBB-)	1
4	(BB+)	2
4	(BB)	2
5	(BB-)	3
5	(B+)	3
6	(B)	4
6	(B-)	4
7	(CCC)	5
7	(CC)	5
7	(C)	5

第 3 節：カテゴリ 2 及びカテゴリ 3 航空機に課す最低プレミアム料率

27. 本節では、カテゴリ 2 及びカテゴリ 3 航空機に対する公的輸出信用における最低プレミアム料率を決定する。

- a) 本付録第28条では、バイヤー／借入人（もしくは異なる主体の場合は、当該取引の主要な返済源、すなわち借入人又はその他の主体）のシニア無担保信用格付けに対応する最低プレミアム料率を決定するための諸条件を定める。
- b) 本付録第22条から第24条では、本付録付属書 1 に定める適格宣言が行われたケープタウン条約の適用に基づく取引に関して、本条a) に示す最低プレミアム料率を調整する手法につき説明する。
- c) 最低プレミアム料率の引き下げ調整は、本付録第22条の諸条件を満たす国のバイヤー／借入人、もしくは、参加国の管轄領域に所在するバイヤー／借入人に対して許可さ

れるものとする。

d) 下記表 2 a) は、本条c) に言及される調整がない場合に適用すべき最低プレミアム料率を定める。

e) 下記の表 2 b) は、本条c) に言及される調整がある場合に適用すべき最低プレミアム料率を定める。

28. 本セクター了解第 2 部の関連規定の遵守に加え、公的輸出信用は資産担保とする。例えば、同時購入のスペアエンジンを含む航空機の全部又はパリパスで共有された第一順位抵当権が設定されていること、又はソブリン保証があること、もしくはその両方があるということとする。

29. カテゴリ 3 航空機に適用すべき最低プレミアム料率は、償還期間10年で下記表 2 a) 及び表 2 b) の通りとする。

30. 本付録第28条の定めにかかわらず、参加国は以下の条件を満たす場合には、機体に第一順位抵当権が設定されないカテゴリ 3 航空機を含む非ソブリン取引、又は、ソブリン政府の十分な信頼と信用の裏付けを欠く取引に対し、公的輸出信用を供与することができる。

a) 公的支持を受ける輸出契約額の上限が、1,500万ドル以下の場合。

b) 最長償還期間が8.5年以下の場合。

c) ファイナンスされる航空機に対して担保権を持つ第三者が存在しない場合。

d) 下記表 2 a) に示す償還期間10年の最低プレミアム料率に、30%又は30ベースポイントのいずれか低い方を最低追加料率として課す場合。

表 2 a)

カテゴリ 2 及びカテゴリ 3 航空機  
最低プレミアム料率、調整なしの場合

(年率、公的輸出信用総額に対するベースポイント)

リスク 分類	償還期間		
	10年	12年	15年
AAA	13	18	31
AA	24	33	51
A	34	43	61
BBB+	42	52	72
BBB	50	61	84
BBB-	61	73	97
BB+	74	87	111
BB	91	106	131
BB-	114	128	154
B+	134	147	172
B	155	166	190
B-	179	189	211
CCC	201	209	231
CC	228	232	252
C	273	274	288

表 2b)

カテゴリ 2 及びカテゴリ 3 航空機  
最低プレミアム料率、調整のある場合

(年率、公的輸出信用総額に対するベースポイント)

リスク 分類	償還期間		
	10年	12年	15年
AAA	12	16	28
AA	22	30	46
A	31	39	55
BBB+	38	47	65
BBB	45	55	76
BBB-	55	66	88
BB+	67	79	101
BB	83	96	119
BB-	104	116	140
B+	122	134	156
B	141	151	173
B-	163	171	192
CCC	12	16	28
CC	22	30	46
C	31	39	55

31. 上記表 2 a) 及び表 2 b) に定めた最低プレミアム料率の調整は、以下のように適用することができる。

- a) 条件付き保険カバーの形態で公的支持を供与する取引については、上記表 2 a) 及び表 2 b) に定める最低プレミアム料率から5ベースポイントの割引を適用することができる。
- b) カバーされた元本額に対しては、最低プレミアム料率を適用しなければならないものとする。



#### 第4節：本セクター了解第3部で対象とする機器及びサービスに課す最低プレミアム料率

32. 本セクター了解第3部が対象とする中古のカテゴリ2航空機に対し公的支援を供与する場合、参加国は以下の通り、最低プレミアム料率を適用するものとする。
- a) バイヤー／借入人が上記表2 a) のリスク分類のいずれかに分類済みの場合、参加国は、同表に定める最低プレミアム料率を適用するものとする。
  - b) バイヤー／借入人が、上記表2 a) のリスク分類のいずれにも分類されておらず、上記表1 a) のリスク5分類のいずれかに分類されている場合、参加国は、下記表3の定める最低プレミアム料率を適用するものとする。

表3

(年率、公的輸出信用総額に対するベースポイント)

表1 a) に定める リスク分類	最低プレミアム料率		
	償還期間 10年以下	償還期間 10年超～ 12年以下	償還期間 12年超～ 13年以下
1	35	43	62
2	77	91	116
3	117	130	156
4	157	168	192
5	221	226	246

33. 本セクター了解第3部で対象とする中古のカテゴリ2航空機以外の全ての機器及びサービスに対して公的支援を供与する場合、以下表4に定める最低プレミアム料率を適用するものとする。
34. 中古のカテゴリ1航空機に対する公的支援を除き、条件付き保険カバーの形態で供与される公的支援取引には、本付録第32条及び第33条に言及する最低プレミアム料率に、5ベースポイントの割引を適用することができる。

表 4

(年率、公的輸出信用総額に対するベースポイント)

表 1 a) の定める リスク分類	最低プレミアム 料率
1	35
2	77
3	117
4	157
5	221

## 付属書1：適格宣言

1. 本付録Ⅲ第2節の目的及び本セクター了解の他の全ての参照に即して、「適格宣言」とはケープタウン条約の締約国（以下「締約国」という。）が次に該当する場合を意味する。
  - a) 本付属書第2条の宣言を行っている場合。及び、
  - b) 本付属書第3条の宣言を行っていない場合。
  
2. 本付属書の第1条a) に示す宣言とは以下の事項を指す。但し、本付属書第2条d) 及びe) に示す双方の宣言が行われていることが推奨されるが、どちらか一方の宣言（付属書第2条a) からc) の宣言が行われ、かつ本付属書第3条が非宣言であることについても要するものとする。）でも、ケープタウン条約割引の申請が許可される。
  - a) 破産：当事者政府が、航空機議定書のXI条に基づきAlternative A全体を全ての種類の破産処理手続きに適用する旨を宣言し、同AlternativeのXI条(3)の趣旨に即し、待機期間が60暦日を超えない旨を宣言する場合。
  - b) 登録抹消：当事者政府が航空機議定書のXIII条を適用する旨を宣言する場合。
  - c) 法の選択：当事者政府が航空機議定書のVIII条を適用する旨を宣言する場合。
  - d) 権利実行の方法：当事者政府が、ケープタウン条約第54条(2)に基づき、裁判所への（当該権利実行）申請が必要であることが述べられていない同条約の全ての条項を受けて、債権者が利用できる権利実行が裁判所の許可無くもなされても良い旨を宣言する場合（「裁判所の許可」という文言の前に「訴訟提起を伴わない」と挿入することが推奨される（しかし必須ではない））。
  - e) 適時の救済：当事者政府が航空機議定書X条を全て適用すると宣言し、航空機議定書X条(2)の時間制限の趣旨に即して、使用される営業日数を以下の通りとする旨を宣言した場合。
    - 1) ケープタウン条約第13条(1)(a)、(b) 及び(c) に明示された救済策（航空機本体及びその価値の保全、航空機本体の所有、支配又は保管、並びに航空機本体の固定）については10暦日以内とする。及び、
    - 2) 同条約第13条(1)(d) 及び(e) に明示された救済策（航空機本体のリース又は管理及びそれによる収入、並びに、航空機器の販売及び収入の利用）については30暦日以内とする。
  
3. 本付属書第1条b) に示す宣言とは以下事項を指す。
  - a) 最終決定延期救済：当事者政府はケープタウン条約第13条又は第43条を適用しない同条約第55条の宣言を行っていない。但し、本付属書第2条d) に定める宣言を当事者政府が行っている場合、同条約第55条の宣言はケープタウン条約割引の適用

を阻むものではない。

b) ローマ条約：当事者政府は航空機議定書のXXIV条を適用しない同議定書のXXII条宣言を行っていない。

c) リースによる権利実行：当事者政府は権利実行策としてのリースを防止する同条約第54条(1)の宣言を行っていない。

4. 航空機議定書のXI条に関して、欧州共同体（EC）の加盟国においては、加盟各国の国内法が航空機議定書のXI条Alternative Aの条項を反映すべく修正された場合（待機期間は60暦日を上限とする。）、本付属書第2条a)に定める適格宣言はその各加盟国によってなされたものとみなされるものとする。本付属書第2条c)及びd)に定める適格宣言については、欧州共同体又は関連加盟国の法律が本付属書の同条項の規定と実質的に類似している場合、本セクター了解の目的に即して、満たしたものとみなされるものとする。

## 付録Ⅳ 最低貸出金利

### 第1節：カテゴリ1航空機に対する最低固定貸出金利

#### 1. 最低固定貸出金利

- a) 最低固定貸出金利として、カテゴリ1航空機に対する市場貸出基準金利（CIRR-1：Commercial Interest Reference Rate for Category 1 aircraft）を、本付録第2条から第5条に従い設定するものとする。
- b) 本付録Ⅲの規定に定める不払いのリスクに対しては適切な信用リスクプレミアムが課されるべきであり、公的金融支持の供与はこれを部分的もしくは全体的にも相殺又は補償すべきではない。

#### 2. CIRR-1の構成

- a) CIRR-1は、本セクター了解第10条に定めるいずれかの適格通貨の7年物国債流通利回り基準金利に120ベースポイントの固定マージンを上乗せすることで設定される。
- b) CIRR-1は、前月時点のデータを用いて毎月算出されるものとし、算出されたCIRR-1は、各月末から5営業日以内に、電子的に事務局に通報されるものとする。事務局は、各適用レートを速やかに全ての参加国へ通知し、公表するものとする。CIRR-1は、各月15日に発効するものとする。
- c) 参加国もしくは非参加国は、非参加国の通貨にてCIRR-1の設定を要求することができる。当該非参加国との協議により、参加国又は当該非参加国に代わり事務局が、本セクター了解第29条から第34条に定めるコモンライン手続きに従って、当該非参加国の通貨にてCIRR-1の設定を提案することができる。

#### 3. CIRR-1の有効期間

- a) CIRR-1の維持：取引に適用するCIRR-1は、当該取引が選択された日（輸出契約日又ははそれ以降の適用日）から融資契約日までについて、3ヶ月を超えて維持してはならない。当該融資契約が上記期限内に締結されなければ、当該CIRR-1は次の3ヶ月間分を再設定し、再設定日のレートによる新しいCIRR-1を適用するものとする。
- b) 融資契約の締結日以降、3ヶ月を超えない貸出期間については、当該CIRR-1を適用するものとする。最初の貸出期間から3ヶ月目以降は、次期3ヶ月のレートは再設定され、新しく始まる3ヶ月間の初日のレートにより新しいCIRR-1を適用するものとする（以降、貸出の3ヶ月間毎に同様の手続きを取る）。

#### 4. CIRR-1の早期償還

融資全体又は一部を任意に早期償還する場合、借入人は、当該行為によって生じる全てのコストと損失を、固定金利によるキャッシュフローの一部が早期償還で中断することによる政府機関のコストを含め、公的金融支持を供与する機関に対し補償しなければならない。

#### 5. 金利の即時変更

市場動向により、ある月の途中でCIRR-1の改訂通報が必要となる場合、当該改訂金利は、事務局が当該改訂の通知を受けてから10営業日後に実施されるものとする。

### 第2節：カテゴリ2及びカテゴリ3航空機に対する最低貸出金利

#### 6. 最低変動貸出金利

- a) 最低変動貸出金利は、公的輸出信用の利払い頻度に対応する支払期間及びその通貨に対して英国銀行協会（BBA）が算出するロンドン銀行間取引金利（LIBOR）とする。
- b) 変動貸出金利の構築メカニズムは、選択された償還方法により、以下の通り異なるものとする。
  - 1) 元利均等返済の場合、（当該返済に）関連する通貨と支払い頻度に応じて、融資実行の2営業日前に有効な（当該返済に）関連のあるLIBORを、固定レートのようにして、全体の償還スケジュールを計算するのに利用するものとする。これにより、償還スケジュールと同時に第1回利払日を固定するものとする。第2回目以降の利払いは、最初に設定された未払い元本残高に対する利払い日の2営業日前に有効な（当該返済に）関連のあるLIBORを基にして算出されるものとする。
  - 2) 元本均等返済の場合、（当該返済に）関連する通貨と支払い頻度に応じて、融資実行の2営業日及び各利払い日の前に有効な（当該返済に）関連のあるLIBORを、元本残高に対する次の利払いの計算に利用するものとする。
- c) 公的金融支持を変動金利融資に適用する場合には、銀行及びその他の金融機関は、融資の全期間を通じて、原契約時におけるCIRR-2、又は、短期市場金利のいずれか低い方を適用金利とする選択肢を提供してはならない。

#### 7. 最低固定貸出金利

- a) 最低固定貸出金利は以下のいずれかとする。
  - 1) 各貸出日2営業日前に決定されるスワップレート（公的輸出信用の供与される通貨で、満期期間は以下表5に示す。）

表 5

償還期間	スワップレート期間
8年まで	5年
10年まで	6年
12年まで	7年
15年まで	9年

- 2) 本付録第 8 条から11条に従い決定された、カテゴリ 2 及びカテゴリ 3 航空機に対する市場貸出基準金利 (CIRR-2 : Commercial Interest Reference Rate for Category 2 and Category 3 aircraft) 。
- b) 本付録Ⅲの規定に定める不払いのリスクに対しては適切な信用リスクプレミアムが課されるべきであり、公的金融支持の供与はこれを部分的もしくは全体的にも相殺又は補償すべきではない。

#### 8. CIRR-2 の構成

- a) CIRR-2 は、本セクター了解第10条に定めるいずれかの適格通貨で構成され、以下の 2 つの利回り (基準金利) のいずれかに対し、100 ベーシスポイントの固定マージンを上乘せして計算される。
- 1) 償還期間10年以下の場合 : 5年物国債流通利回り
  - 2) 償還期間10年超15年以下の場合 : 7年物国債流通利回り
- b) CIRR-2 は、前月時点のデータを用いて毎月算出されるものとし、算出された CIRR-2 は、各月末から 5 営業日以内に、電子的に事務局に通報されるものとする。事務局は各適用レートを速やかに全ての参加国に通知し、公表するものとする。CIRR-2 は、各月 15 日に発効するものとする。
- c) 参加国もしくは非参加国は、非参加国の通貨にて CIRR-2 の設定を要求することができる。当該非参加国との協議により、参加国又は当該非参加国に代わり事務局が、本セクター了解第29条から第34条に定めるコモンライン手続きに従って、当該非参加国の通貨にて CIRR-2 の設定を提案することができる。

#### 9. CIRR-2 の有効期間

- a) CIRR-2 の維持期間 : 取引に適用する CIRR-2 は、当該取引が選択された日 (輸出契約日又はそれ以降の適用日) から融資契約日までについて、180日を超えて維持してはならない。当該融資契約が上記期限内に締結されなければ、当該 CIRR-2 は次の 6 ヶ月間分を再設定し、再設定日のレートによる新しい CIRR-2 を適用するものとする。

- b) 融資契約の締結日以降、6ヶ月を超えない期間の貸出については、当該CIRR-2を適用するものとする。最初の貸出期間から6ヶ月目以降は、次期6ヶ月のレートは再設定され、新しく始まる6ヶ月間期間の初日のレートにより新しいCIRR-2を適用するものとする。また、新しいCIRR-2は当初選択されたCIRR-2より低くならない（以降、貸出の6ヶ月間期間毎に同様の手続きを取る）。

## 10. CIRR-2の適用

- a) 融資契約の規定において、借入人は公的支持の適用金利を変動金利から事前選択されたCIRR-2に変更するという選択、又は、事前選択されたCIRR-2といずれかの利払い日に提示された短期市場金利との変更のいずれも、全融資期間中にわたって認められないものとする。
- b) 融資全体又は一部を任意に早期償還する場合、又は、融資契約に適用されたCIRR-2を変動金利やスワップレートに修正する場合、借入人は、当該早期償還によって生じる全てのコストと損失を、固定金利によるキャッシュフローの一部が早期償還により中断することによる政府機関のコストを含めて、公的金融支持を供与する機関に対し補償しなければならない。

## 11. 金利の即時変更

市場動向により、ある月の途中でCIRR-2の改訂通報が必要となる場合、当該改訂金利は事務局が当該改訂の通報を受けてから10営業日後に実施されるものとする。



## 付録V 通報様式

### a) 基本情報

1. 通報を行う国
2. 通報の日付
3. 通報を行う官庁・通報機関の名称
4. 参照番号

### b) バイヤー／借入人／保証人の情報

5. バイヤーの名称及び国籍
6. 借入人の名称及び国籍
7. 保証人の名称及び国籍
8. バイヤー／借入人／保証人のステータス（例：ソブリン、民間銀行、その他民間企業）
9. バイヤー／借入人／保証人のリスク分類

### c) 信用の諸条件

10. 公的支持の供与形態（例：ピュアカバー、公的金融支持）
11. 公的金融支持供与の場合、直接信用／リファイナンス／利子補給のいずれに相当するか
12. 支持する取引に係る説明（航空機カテゴリ、製造者、機体数を含む）
13. ファイナルコミットメントの日付
14. 承諾通貨
15. 下記表に従い百万米ドル単位の尺度で示した融資額。

融資額に対応する カテゴリ	カテゴリ 1 及び カテゴリ 2 航空機	カテゴリ 3 航空機
I	0-200	0-100
II	200-400	100-200
III	400-600	200-300
IV	600-900	300-400
V	900-1200	400-500
VI	1200-1500	500-600
VII	1500-2000*	600-*

\*2000 百万米ドル超については 300 百万米ドルの倍数（カテゴリ 1 及びカテゴリ 2 航空機）及び 600 百万米ドル超については 100 百万米ドルの倍数（カテゴリ 3 航空機）で表示。

16. 公的支持のパーセンテージ
17. 償還期間
18. 償還方法及び頻度（必要に応じ、加重平均期間を含める）
19. 起算点から元本償還の第 1 回目までの期間

20. 適用金利
21. 以下の徴求プレミアム総額
  - ーアップフロントフィー（融資額に対する%）、又は、
  - ースプレッド（適用金利に上乗せする年率ベースポイント）
22. 直接信用／融資の場合、以下の徴求フィー総額
  - ーアレンジメント／ストラクチャリング・フィー
  - ーコミットメント／プレミアム維持フィー
  - ー事務手数料
23. プレミアム維持期間
24. ピュアカバーの場合、プレミアム維持フィー
25. 取引ストラクチャー条件：リスク緩和策

## 付録VI 定義一覧

### オールインコストベースでの同一の金融条件 (All-In Cost Equivalence)

直接信用に課されるプレミアム料率、金利コスト、各種フィーのネット現在価値の直接信用額に対するパーセンテージと、ピュアカバーに課されるプレミアム料率、金利コスト、各種フィーのネット現在価値のピュアカバーに対するパーセンテージが等しいこと。

### バイヤー／借入人

航空会社及びレッサーなどの商業主体に加え、ソブリン主体（もしくは異なる主体の場合は、当該取引の主要な返済源）を含むものとする（但し、上記バイヤー／借入人に限定されない）。

### バイヤーによる供給機器

バイヤーにより供給された機器であり、納入日以前に製造／改修の工程を経て航空機に組み込まれ、製造者の売買証書によって証明されるもの。

### ケープタウン条約

可動物件の国際権益に関するケープタウン条約及び航空機設備に特有な事項に関する議定書を表すものとする。

### 貨物機改造

旅客機から商業貨物機への改造に関する費用のこと。

### コミットメント

形式のいかんを問わず、受入国、バイヤー、借入人、輸出者あるいは金融機関に対して公的支持を供与する旨の意志ないし意向を伝達すること（適格レターや営業レターを含むがこれに限定されるものではない）。

### コモンライン

特定の案件又は特定の状況下における、当該公的支持の信用条件に関する参加国間の合意。当該コモンラインの規定は、コモンラインで特定された案件又は特定の状況下でのみ本セクター了解の規定に優先する。

### 条件付き保険カバー

定められたリスクに関する支払不履行の際、所定の待機期間の後に、受益者に補償を提供する公的支持のこと。当該待機期間中、受益者は参加国から支払いを受ける権利を保有

しないものとする。条件付き保険カバーによる支払は、妥当性及び関連文書並びに当該取引に示す除外規定に基づいて行われるものとする。

### **カントリーリスク分類**

OECD ウェブサイトに公表される公的輸出信用アレンジメントへの参加国の現行のカントリーリスク分類のこと。

### **信用格付機関 (CRA)**

国際的に著名な格付機関又は参加国間で受容されたその他の格付け機関のこと。

### **エンジン部品**

信頼性、耐久性及び／又は翼上性能の向上を技術導入で取り入れるための部品一式。

### **輸出信用**

輸出された財及び／又はサービスの海外バイヤーに対して、一定期間、支払繰り延べを可能にする保険、保証、又は融資のこと。輸出信用は、輸出者から供与されるサプライヤークレジット、又は、輸出者側の銀行又はその他金融機関がバイヤー（もしくは当該銀行）に対して貸出を行うバイヤークレジットの形態をとるものとする。

### **ファイナルコミットメント**

ファイナルコミットメントは、双務契約あるいは一方的行為かに関わらず、参加国が正確かつ完結した信用条件をコミットした時点とする。

### **確定契約**

製造者及びバイヤーとして航空機やエンジンの納入を受ける者との間で締結される契約のこと。又は、セール・リースバック契約に関しては、契約不履行に伴う法的責任がある場合、拘束力あるコミットメント（その時点で未行使のオプション関連を除く）の規定がある、期間5年以上のリースにおけるレシーとして締結される契約のこと。

### **間接融資**

航空会社及び民間金融機関の利益のためだけに航空機を購入することを目的とした当該民間金融機関が、直接的又は間接的に支配権を持つ特別目的会社 (SPC) への融資のこと。このような SPC は当該航空機の法的な権利／所有権を保持し、抵当権者としての権利を有する。

### **関心のある参加国**

実質的に商業的関心を持っている参加国又は当該バイヤー／借入人と取引経験がある参加国、もしくは製造者／輸出者から公的支助供与を要請された参加国のこと。

### **利子補給**

当事者の一方が政府もしくは政府を代行又は代表する機関で、もう一方が銀行あるいはその他の金融機関である、取極めの形態を取りうるものであり、最低固定金利以上の固定金利での輸出信用供与を可能にするもの。

### **大幅な改良／改修**

旅客機又は貨物機に対する機体の再構築あるいは設備更新の施工のこと。

### **ネット価格**

製造者もしくはサプライヤーにより請求される品目の価格で、全ての価格割引や（その他の）キャッシュクレジットを勘案し、その他のクレジット又は当該品目に係るあらゆる種類の割引を控除したものであり、航空機メーカー、エンジンメーカー、サービスプロバイダーのそれぞれから拘束力を持つ表明がされ、公的支助供与者がネット価格を確認するために要求する文書により支助をうけているもの（カテゴリ 2、3 の航空機の場合は、エンジンメーカーの表明は、購入契約の形態により関連ある場合のみ）

### **新規航空機**

本セクター了解第 8 条を参照する。

### **プレミアム維持期間**

取引でオファーされたプレミアム料率が維持される期間のこと。ファイナルコミットメントの日付から 18 ヶ月を超えないものとする。

### **プレミアム料率変換モデル**

本セクター了解の目的に即して使われるモデルで、アップフロントプレミアムフィーとスプレッドの変換に使用される。その際に適用される金利と割引率は、取引通貨における CIRR 基準レートとする。

### **事前通報**

別添 V に定める報告様式を使用して発出される通報で、コミットメントの 10 暦日以前までに発出される通報のこと。

### ピュアカバー

政府あるいは政府の代理として輸出信用保証もしくは輸出信用保険の形態で供与される公的支持のこと（すなわち、公的金融支持（訳注：アレンジメント本則第5条 a) 2) 参照）を伴わない公的支持のこと）。

### 償還期間

起算点に始まり、契約上の元本最終支払日までの期間とする。

### 起算点

航空機（ヘリコプター、スペアエンジン及び部品を含む）の販売において、バイヤーが物理的に財の所有者となった実際の日付、又は加重平均された日付。サービスについては、顧客への請求書提出日又は顧客によるサービス受領日を最も遅い起算点とする。

### スワップレート

変動金利債務を固定金利債務にスワップするための6ヶ月払いの固定金利（オファー側）であり、Telerate、Bloomberg、Reuters 又はそれらと同等の独立系市場指標提供者により、融資実行日の2営業日前のニューヨーク時間 11:00AM に公表されるレートのこと。

### ソブリン相手又はソブリン保証付きの取引

ソブリン政府による十分な信頼と信用の裏付けがある取引のこと。

### 加重平均期間

信用元本の半分を回収するのにかかる期間。起算点から各償還日までの期間（単位：年）につき、各償還期日までに回収される元本金額の割合を加重し、（訳注：元本回収額が半分に至るまでの）合計年を算出する。

## 別添Ⅳ：再生可能エネルギー及び水事業プロジェクト輸出信用セクター了解

### 第Ⅰ章：本セクター了解の範囲

#### 第1条 適用の範囲

- a) 本セクター了解は、アレンジメント本則を補完するものであり、以下の契約について公的輸出信用を供与する際の信用条件を定める。
- 1) 再生可能エネルギー及び水事業プラント設備一式、又は、その一部であって、当該プラントの建設及びコミッショニングに直接必要な全ての構成物、機器設備、材料、及びサービス（要員研修を含む）等の輸出。対象となるセクター範囲は付録Ⅰに規定。
  - 2) 既存の再生可能エネルギー及び水事業プラントの近代化で、当該プラントの経済耐用年数が少なくとも最終償還期間まで延長が見込まれるもの。  
この基準に適合しない場合はアレンジメント本則が適用される。
- b) 通常バイヤーが責任を負う発電プラントのサイト外に存する項目、特に、発電プラントと直接リンクしない給水設備、また、土地開発、道路、建設関係者用宿舎、電力線及び開閉所の費用、及びバイヤー国における公的許認可の取得手続き（立地許可、建設許可等）に際し発生する費用に対しては、本セクター了解は適用しない。但し、以下の場合は例外とする。
- 1) 当該開閉所のバイヤーが発電所のバイヤーと同一で、かつ、契約がその発電所独自の開閉所に関して締結されていた場合、その独自の開閉所に対する信用条件は、当該再生可能エネルギー発電所に対する信用条件より有利なものであってはならない。また、
  - 2) 当該再生可能エネルギー発電所のサイト外にある最低電圧 60kV 以上の送電線、変電所、変圧器については、その信用条件が再生可能エネルギー発電所の信用条件より緩和されてはならないものとする。

### 第Ⅱ章：輸出信用規定

#### 第2条 最長償還期間

最長償還期間は 18 年とする。

#### 第3条 元本償還及び利払い

- a) 参加国は、下記 1) 又は 2) に示す元本償還及び利払いの方法を適用するものとする。
- 1) 元本均等賦による償還
  - 2) 元利均等賦による償還
- b) 元本償還及び利払いは、6 ヶ月に 1 回以上の頻度で行われなくてはならず、第 1 回目の元利払日は、起算点から 6 ヶ月以内とする。

- c) 例外的かつ正当な理由がある場合、上記 a) 及び b) の規定とは異なる条件で公的サポートを供与することができる。こうしたサポート供与は、債務者の財源が利用可能となるタイミングと、均等半年賦での償還スケジュールの下での債務返済方式との間にミスマッチがある場合に限ることとし、以下の基準に沿うことを条件とする。
- 1) 1回の元本償還額あるいは6ヶ月以内に行われる一連の元本償還額は、元本総額の25%を超えないこと。
  - 2) 元本償還は12ヶ月に1回以上の頻度でなくてはならない。第1回目の元本償還日は起算点から18ヶ月以内とし、起算点から18ヶ月以内に元本総額の2%以上が返済されること。
  - 3) 利払いは12ヶ月に1回以上の頻度で行われなくてはならず、第1回目の利払日は起算点から6ヶ月以内とする。
  - 4) 償還期間の加重平均期間（WAL）の上限は、以下を超えないこと。
    - － 償還期間15年以内：9年
    - － 償還期間15年超18年以内：11年
- d) 起算点以降の金利は元加してはならない。

#### 第4条 CIRRの構成

本セクター了解の規定に従い供与される公的金融サポートに適用される CIRR は、以下の基準金利及びマージンを用いて構成される。

償還期間 (年)	新規の大型ダム建設案件 <sup>1</sup>		その他全案件	
	基準金利 (国債)	マージン (bps)	基準金利 (国債)	マージン (bps)
～11年	アレンジメント本則第20条で定める関連 CIRR			
11年～12年	7年	100	7年	100
13年	8年	120	7年	120
14年	9年	120	8年	120
15年	9年	120	8年	120
16年	10年	125	9年	120
17年	10年	130	9年	120
18年	10年	130	10年	120

<sup>1</sup> 国際大規模ダム会議（ICOLD：International Commission on Large Dams）の定義に従う。ICOLD 定義では大規模ダムは基礎部から高さ15メートル以上のダムと定義。高さが5～15メートルでも3百万立法メートルを超える貯水量を保有するダムは、大規模ダムに分類。



## 第5条 適格通貨

公的金融支持の適格通貨は、完全に兌換可能かつ、上記第4条に示す最低金利、の構成データが入手可能な通貨とする。また、償還期間11年未満の場合はアレンジメント本則第20条で示すものとする。

## 第6条 ローカルコスト

アレンジメント本則第10条の規定を適用する。但し、ローカルコストに対する公的支持は輸出契約額の30%を超えないものとする。

## 第III章：手続き

### 第7条 事前通報

- a) 本セクター了解の規定に基づき支持供与を意図する参加国は、アレンジメント本則第45条に従い、いかなるコミットメント発出の少なくとも10暦日前までに、事前通報を行うものとする。
- b) 通報を行った参加国が償還期間15年超、及び／又は上記第3条c)に従い支持供与を意図する場合、最初の10暦日の間に他の参加国から協議の要求があった場合は、更に10暦日延長しなければならない。
- c) 参加国は、経験を含蓄し、見直しを行うために、協議による最終決定内容を他の全ての参加国に通知しなければならない。

## 第IV章：見直し

### 第8条 将来の作業

参加国は2009年末までに以下の事項を検討することに合意する。

- a) 最低変動金利体系
- b) ローカルコストに対する公的支持の上限額
- c) 本セクター了解の範囲

### 第9条 モニタリング及び見直し

- a) 事務局は、これらの信用条件の実施に関し、年次で報告を行うものとする。
- b) 参加国は、本セクター了解の規定を定期的に見直すものとし、遅くとも2013年末まで、すなわち本セクター了解発効日より4暦年後までに見直しを行うこととする。

## 付録 I 対象セクター

本セクター了解の定める信用条件は、下記の再生可能エネルギー及び水事業セクターに対し適用するものとする。但しその場合はプロジェクトが与える環境影響について「2007年改訂版・環境と公的輸出信用に関するコモンアプローチに関する OECD 閣僚理事会勧告」<sup>1</sup>に従った取組がなされることを条件とする。

- a) 風力エネルギー
- b) 地熱エネルギー
- c) 潮力・潮流発電
- d) 波力発電
- e) 太陽光発電
- f) 太陽熱発電
- g) 海洋温度差発電
- h) バイオ・エネルギー：全ての持続可能なバイオマス、埋立地発生ガス、下水処理設備ガス、バイオガスのエネルギー設備。「バイオマス」は、農業（植物性及び動物性含む）、林業及び関連産業から発生する作物、廃棄物、残滓から生分解される物質、並びに工業や自治体の廃棄物から生分解され発生するものを示す。
- i) 上水供給及び下水処理の施設に関するプロジェクト。
  - － 家庭用飲料水の供給インフラ。例：飲用水取得目的での浄水、及びその配水網（漏水防止管理を含む）。
  - － 下水の集積及び処理設備。例：生活排水と産業排水の集積及びその処理。これらの作業に直接関連のある水の再利用やリサイクル、汚泥の処理プロセスを含む。
- j) 水力発電
- k) 再生可能エネルギープロジェクトのエネルギー効率化

---

<sup>1</sup> 2007年勧告は当該信用条件の対象外となるプロジェクトにも同等に適用される旨了解されている。

## 別添 V : 通報に提供されるべき情報

下記第 I 節の情報一覧は、アレンジメント本則（及びその別添）の下で実施される全ての通報において提供されるべき情報とする。また、第 II 節には、通報の種類に応じて要求される項目を明示するものとする。

### 第 I 節 全ての通報に要する情報

#### a) 基本情報

1. 通報を行う国
2. 通報の日付
3. 通報を行う官庁／機関の名称
4. 参照番号
5. 最初の通報もしくは既存通報の修正（関連の修正番号を付す）
6. トランシェ番号（該当する場合）
7. クレジットライン参照番号（該当する場合）
8. アレンジメント上で今次通報が該当する条項
9. マッチング対象となる通報の参照番号（該当する場合）
10. マッチング対象となる支持の詳細（該当する場合）

#### b) バイヤー／借入人／保証人の情報

11. バイヤー／借入人の国
12. バイヤー／借入人の名称
13. バイヤー／借入人の所在地
14. バイヤー／借入人のステータス
15. 保証人の国（該当する場合）
16. 保証人の名称（該当する場合）
17. 保証人の所在地（該当する場合）
18. 保証人のステータス（該当する場合）

#### c) 輸出される財及び／又はサービス、並びに、プロジェクトに関する情報

19. 輸出される財及び／又はサービスに係る説明
20. プロジェクトに係る説明（該当する場合）
21. プロジェクトの所在地（該当する場合）
22. 入札締切日（該当する場合）
23. クレジットラインの失効期限（該当する場合）

24. 支持を受ける契約の金額。実額（全てのクレジットライン及びプロジェクトファイナンス取引。その他の個別取引は任意で。）、もしくは、下記表に従い百万 SDR 単位の尺度で示したもの。

カテゴリ	下限	上限
I:	0	1
II:	1	2
III:	2	3
IV:	3	5
V:	5	7
VI:	7	10
VII:	10	20
VIII:	20	40
IX:	40	80
X:	80	120
XI:	120	160
XII:	160	200
XIII:	200	240
XIV:	240	280
XV:	280	*

\*280 百万 SDR 超については 40 百万 SDR の倍数で表示。

例：410 百万 SDR はカテゴリ XV+3 とする。

## 25. 契約の通貨

### d) 公的輸出信用に係る信用条件

26. 融資承諾額。実額（全てのクレジットライン及びプロジェクトファイナンス取引を含む通報。その他の個別取引は任意で。）もしくは、SDR 尺度により表示。

27. 融資の通貨

28. 頭金（支持を受ける契約の総額に対するパーセンテージ）

29. ローカルコスト（支持を受ける契約の総額に対するパーセンテージ）

30. 起算点、及び、アレンジメント本則第 10 条のいずれのサブパラグラフを適用するか

31. 償還期間

32. ベース金利

33. 金利又はマージン

## 第Ⅱ節 所定の条項に関する通報で適宜記入すべき追加情報

### a) アレンジメント本則、第 14 条 d) 5)

1. 償還方式
2. 償還の頻度
3. 起算点から第 1 回元本償還日までの期間
4. 起算点以前に元加された金利の額
5. 償還期間の加重平均期間
6. アレンジメント本則第 14 条 a) から c) に従う支持供与をしない理由の説明

### b) アレンジメント本則、第 24 条及び 28 条

1. カントリーリスク分類 (バイヤー/借入国、あるいは、国際機関/地域機関)
2. 貸出期間
3. カントリーリスクのカバー率
4. カバーの質 (例: 標準を下回る、標準、標準を上回る)
5. バイヤー/借入国のカントリーリスク分類に基づく MPR (第三国保証、国際/地域機関の関与、及び/又はリスク緩和/排除手法がない場合の最低プレミアム料率)
6. 適用可能な MPR
7. 実際に課したプレミアム料率(元本に対するパーセンテージとして MPR 様式で表示)

### c) アレンジメント本則、第 24 条 e) 第 1 ティレ

1. 保証人国のカントリーリスク分類
2. 融資の全期間においてアレンジメント本則第 25 条 a) に列挙されているカントリーリスクの 5 要素全てが保証でカバーされることの確約
3. リスク総額 (すなわち、元本及び利子) が保証でカバーされるか否かについての表示
4. 被保証債務の規模に対して保証人が十分な信用力を保有するという確約
5. 保証が法的に有効であり、第三国の管轄下でも執行可能であるという確約
6. 保証人とバイヤー/借入人の間に財務上の関係が存在するか否かという表示
7. 保証人とバイヤー/借入人の間に関係が存在する場合には、
  - － 関係の種類 (例: 親会社と子会社、子会社と親会社、共通のオーナーシップ)
  - － 保証人の法的かつ財務的な独立性と、保証人がバイヤー/借入人の支払い義務を履行することが可能という確約
  - － バイヤー/借入人国における事象、規制、あるいは政府介入に、保証人が影響を受けないという確約

**d) アレンジメント本則、第 28 条**

1. 使用したリスク緩和／排除の技術
2. 適用したMEF (Mitigation／Exclusion Factor)
3. 個別取引でどのカントリー信用リスクが外部化／除去、又は、限定／排除されたかの詳細説明。加えて、どのように当該カントリー信用リスクの外部化／除去、又は、限定／排除が適用された MEF を正当化するのかという説明。

**e) アレンジメント本則、第 46 条及び 47 条**

1. タイド援助の形態 (例：開発援助、プレミックストクレジット、又は混合借款の区分)
2. アレンジメント本則第 37 条に従い算出したタイド援助及び部分アンタイド援助の総合的コンセッショナリティレベル
3. コンセッショナリティ算出に使用した DDR (Differentiated Discount Rate)
4. 当該コンセッショナリティレベル算出におけるキャッシュ支払分の取り扱い
5. クレジットライン使用の制限

**f) 別添Ⅱ、第 8 条**

1. 輸出契約の詳細説明 (例：新規原子力発電所、既存原子力発電所の近代化、核燃料供給及び濃縮、又は使用済核燃料の管理設備)
2. 別添Ⅱ第 3 条 a) 1)、第 3 条 a) 2) 又は第 3 条 c) に基づく元本償還及び利払い
3. 別添Ⅱ第 3 条 c) に従い公的支持が供与される場合、下記項目を記入。
  - －償還方法
  - －償還の頻度
  - －起算点から第 1 回元本償還日までの期間
  - －起算点以前に元加された金利の額
  - －償還期間の加重平均期間
  - －別添Ⅱ第 3 条 a) 及び b) に従う支持供与をしない理由の説明
4. 別添Ⅱ第 4 条に基づく最低適用金利

**g) 別添Ⅳ、第 7 条**

1. プロジェクトの詳細説明。(例：新規の再生可能エネルギー及び水事業プラント、又は、既存の再生可能エネルギー及び水事業プラントの近代化 (別添Ⅳ付録 1 の一覧に示す対象セクターを含む)、及び、水力発電プロジェクトの場合、新規の大規模水力発電プロジェクトかどうか (別添Ⅳ脚注 1 で定義)。)
2. 別添Ⅳ第 3 条 a) 1)、第 3 条 a) 2) 又は第 3 条 c) に基づく元本償還及び利払い方法
3. 別添Ⅳ第 3 条 c) に従い公的支持が供与される場合、以下の項目を記入。
  - －償還方法

- －償還の頻度
  - －起算点から第1回元本償還日までの期間
  - －起算点以前に元加された利子の総額
  - －償還期間の加重平均期間
  - －別添IV第3条 a) 及び b) に従う支持供与をしない理由の説明
4. 別添IV第4条に基づく最低適用金利

#### **h) 別添X、第5条**

1. プロジェクトファイナンス条件による信用供与の理由
2. ターンキー契約、サブコントラクト等に関連する契約額
3. 詳細なプロジェクト説明
4. 起算点以前に提供されたカバーの種類
5. 起算点以前に提供されたポリティカルリスクに対するカバーのパーセンテージ
6. 起算点以前に提供されたコマーシャルリスクに対するカバーのパーセンテージ
7. 起算点より後に提供されたカバーの種類
8. 起算点より後に提供されたポリティカルリスクに対するカバーのパーセンテージ
9. 起算点より後に提供されたコマーシャルリスクに対するカバーのパーセンテージ
10. 建設工事期間（該当する場合）
11. 貸出期間
12. 償還期間の加重平均期間
13. 償還方法
14. 償還の頻度
15. 起算点から第1回元本償還日までの期間
16. 償還期間の中間点までに償還される元本のパーセンテージ
17. 起算点以前に元加された利子の額
18. ECA が受領したその他のフィー（例：コミットメントフィー（任意記入、高所得 OECD 国バイヤーとの取引の場合を除く））
19. プレミアム料率（任意記入、高所得 OECD 加盟国でのプロジェクトの場合を除く）
20. 当該取引が下記項目を含む、もしくは下記性質をもつという確約（必要に応じて説明を付記）
  - －事業から発生するキャッシュフローと収益を借入金返済の原資とし、その事業の持つ資産を担保としていること。
  - －独自の収益をあげる投資案件に関し、独立(法的、経済的に)した事業主体（例：特別目的会社）を伴う輸出取引への融資。
  - －適切な出資を含め、プロジェクトのパートナー間で適切なリスクシェアリングがなされていること（例：民間あるいは信用力のある公的シェアホルダー、輸出者、債

- 権者、オフ・テイカー間)。
- －償還期間全体において、操業コストと債務の返済をカバーするのに十分な、プロジェクトのキャッシュ・フローがあること。
  - －操業コストと債務の元利返済がプロジェクトの収入から優先的に控除されること。
  - －非ソブリン・バイヤー／借入人であって、ソブリン保証（オフテイク契約などのパフォーマンス保証は含まない）も付与されていないこと。
  - －事業資産及び収益に関して資産担保が設定されていること（例：譲渡担保、質権設定、収益金口座への担保設定）。
  - －プロジェクト完工後は、民間出資者やスポンサーに対して債務保証は求めない（ノン・リコース）、又は限定的な保証（リミテッド・リコース）にとどまること。

**i) 別添X、第5条、高所得 OECD 加盟国でのプロジェクト**

1. プロジェクトにおけるシンジケートローン総額、公的及び民間金融機関を含む。
2. 民間金融機関によるシンジケートローン総額。
3. 参加国が供与するシンジケートローンのパーセンテージ。
4. 以下項目の確約。
  - －公的輸出信用が関わらない民間金融機関とのシンジケートローンに参加する場合、参加国は融資期間全体を通じてパリパス条件のマイノリティ・パートナーであること。
  - －本別添 h) 19 で報告されるプレミアム料率は、民間市場金融で得られる料率を下回らず、かつ、シンジケーションに参加する他の民間金融機関の課す該当料率と等価であること。



## 別添VI：最低プレミアム料率（MPR）の算出方式

輸出信用に適用する MPR の算出公式は以下の通りである。

$$\text{MPR} = (a * \text{HOR} + b) * (\text{PC} / 0.95) * \text{QPF} * \text{PCF} * (1 - \text{MEF}) * \text{BRF}$$

ここで、

- －a と b：カントリーリスク カテゴリの適用に対する定数
- －HOR：リスク対象期間（Horizon of risk）
- －PC：カバー率（Percentage of cover）
- －QPF：商品性係数（Quality of product factor）
- －PCF：カバー率係数（Percentage of cover factor）
- －MEF：カントリーリスク緩和／排除要素（Mitigation／exclusion factor）
- －BRF：バイヤーリスク カバー要素（Buyer risk cover factor）

定数 a、b の数値は以下の表から求められる：

		カントリー リスク カテゴリ							
		0	1	2	3	4	5	6	7
a	n/a	0.100	0.225	0.392	0.585	0.780	0.950	1.120	
b	n/a	0.350	0.350	0.400	0.500	0.800	1.200	1.800	

リスク対象期間（HOR）の算出は以下の通り。

標準的な償還方法の場合（元本均等半年賦償還）

$$\text{HOR} = (\text{貸出期間} * 0.5) + \text{償還期間}$$

不均等償還方法の場合、同等の償還期間（元本均等半年賦として表される）は以下の公式から算出する

$$\text{HOR} = (\text{償還期間の加重平均} - 0.25) / 0.5$$

貸出と償還期間に対して同じ単位が適用される限り、この公式において年や月を用いても計算結果に影響はない。

カバー率（PC）は小数の形で表す（95%は0.95と表示）。

商品性係数（QPF）は以下の表から求める。

	カントリー リスク カテゴリ							
商品性	0	1	2	3	4	5	6	7
標準を下回る	n/a	0.9965	0.9935	0.9850	0.9825	0.9825	0.9800	0.9800
標準	n/a	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000
標準を上回る	n/a	1.0035	1.0065	1.0150	1.0175	1.0175	1.0200	1.0200

カバー率係数（PCF）は以下のように決定する：

PC≤0.95 の場合、PCF=1

PC>0.95 の場合、PCF=1+((PC-0.95)/0.05)\*カバー係数の%

	カントリー リスク カテゴリ							
	0	1	2	3	4	5	6	7
カバー係数 (%)	n/a	0.00000	0.00337	0.00489	0.01639	0.03657	0.05878	0.08598

カントリーリスク緩和／排除要素（MEF）は以下のように決定する：

カントリーリスク緩和のない輸出信用に対しては、MEF=0

カントリーリスク緩和のある輸出信用に対しては、MEFは別添Ⅷに定められた分類に従い決定される。

バイヤーリスク カバー要素（BRF）は以下のように決定する。

バイヤーリスクに対するカバーが完全に排除された場合、BRF=0.90

バイヤーリスクに対するカバーが排除されなかった場合、BRF=1

## 別添Ⅶ：第三国保証人、国際機関又は地域機関を反映したカントリーリスク分類の適用における基準と条件

### 目的

本別添は、アレンジメント本則第 24 条 e) の第 1 及び第 2 ティレに示される項目に従って、第三国保証人、国際機関又は地域機関を反映したカントリーリスク分類の適用における基準と条件を示すものである。

### 適用されるケース

#### 第三国保証人を反映したカントリーリスク分類

##### ケース 1：リスク総額に対する保証の場合

バイヤー／借入人の所在国外に位置する機関による保証の形態を取る担保がリスク（すなわち、元本及び利子）総額に対して供与された場合、適用されるカントリーリスク分類は、下記基準が満たされる場合に限り、当該保証人の所在国のものとするができる。

- －保証が当該信用の全期間をカバーするものであること
- －保証が取消不能、無条件、かつ要求払いが可能であること
- －保証が法的に有効であり、保証人国の管轄下で執行可能であること
- －保証人が被保証債務額に照らして信用力があること
- －保証人がその所在国の金融監督及び送金規制に従うこと

保証人が、被保証機関の子会社／親会社である場合、参加国は、個別ケースに応じて以下のことを見極めるものとする。（1）子会社／親会社との関係や親会社の法的関与の程度を考慮し、当該子会社／親会社が法的かつ財務的に被保証機関から独立しているか、自身の支払い義務を果たせるかどうか、（2）当該子会社／親会社が現地の事象／規制やソブリン介入によって影響を受ける可能性があるかどうか、（3）デフォルトの際、本社が自らに支払い責任があると見なすかどうか

第 25 条 a) に定義された 5 つのカントリー信用リスクの要素全てについて保証が供与される場合、適用すべき MPR は、当該保証人所在国のカントリーリスク分類をもって、決定することとする。

第 25 条 a) に定義されたカントリーリスクのうち、初めの 3 要素に対し保証が供与される場合、適用すべき MPR は、その 50%を保証人国のカントリーリスクに基づく MPR で算出し、残りの 50%をバイヤー国のカントリーリスク分類に基づく MPR で決定するものとする。

第 25 条 a) に定義されたカントリーリスクのうち、最後の 2 要素に対し保証が供与される場合、適用すべき MPR は、その 20%を保証人国のカントリーリスク分類に基づく MPR で算出し、残りの 80%をバイヤー国のカントリーリスク分類に基づく MPR で決定するものとする。

#### ケース 2：金額に限度のある保証の場合

バイヤー／借入人の所在国外に所在する機関によってリスク総額（すなわち、元本及び利子）の一定限度額に対して保証が供与される場合、保証が供与された信用部分については、当該保証人が所在する国のカントリーリスク分類を適用することができる。上記ケース 1 に列挙された基準に加え、当該被保証額（元本及び関連利子）が、（1）原債務の元本の 10%以上及びその関連利子をカバーしている場合、又は、（2）取引額が 5,000 万 SDR を超える場合には、500 万 SDR 以上の元本及びその関連利子をカバーしている場合にのみ、保証人所在国のカントリーリスク分類を適用することができる。

無保証部分については、バイヤー国のカントリーリスク分類が適用される。

### 国際機関又は地域機関を反映したカントリーリスク分類

#### ケース 1：リスク総額に対する保証の場合

分類された国際機関又は地域機関による保証が、リスク総額（すなわち、元本及び利子）に対して供与された場合、適用されるカントリーリスク分類は、下記基準が満たされる場合、当該国際機関又は地域機関のものとすることができる。

- －保証が当該信用の全期間をカバーするものであること
- －保証が取消不能、無条件、かつ要求払いが可能であること
- －保証がバイヤー／借入人国の 5 つのカントリー信用リスク要素に対するものであること
- －保証人が当該信用総額に対して法的に責任を持つこと
- －償還が債権者に直接なされること

## ケース 2：金額に限度のある保証の場合

分類された国際機関又は地域機関によって、リスク総額（すなわち、元本及び利子）の一定限度額に対して保証が供与される場合、保証が供与された信用部分については、当該国際機関又は地域機関のカントリーリスク分類を適用することができる。上記ケース 1 に列挙された基準に加え、当該被保証額（元本及び関連利子）が、（1）原債務の元本の 10%以上及びその関連利子をカバーしている場合、又は、（2）取引額が 5,000 万 SDR を超える場合には、500 万 SDR 以上の元本及びその関連利子をカバーしている場合にのみ、国際機関及び地域機関のカントリーリスク分類を適用することができる。

無保証部分については、バイヤー国のカントリーリスク分類が適用される。

## ケース 3：国際機関又は地域機関が借入人の場合

分類された国際機関又は地域機関が借入人の場合、適用されるカントリーリスク分類は、当該国際機関又は地域機関のものとするができる。

## 国際機関又は地域機関のリスク分類

国際機関又は地域機関は、一般的に当該機関が所在国の通貨管理及び送金規制を免除される場合にカントリーリスク分類されるものとする。そのような機関は、自身に関する個々のリスク評価や下記諸点の考慮に従い、個別ケースに応じて、カントリーリスクカテゴリ 0 から 7 のいずれかに分類されるものとする。

- 機関が法令上かつ財務的に独立しているかどうか
- 機関の全資産が国有化や没収を免れるものであるかどうか
- 機関が資金の移転や交換に関して完全な自由を有するかどうか
- 機関が所在国政府の介入を受けないものであるかどうか
- 機関が免税を受けているかどうか
- 機関の全ての参加国が、機関の義務を果たすために追加的な資本を供給する義務を有しているかどうか

本リスク評価は、当該機関の所在国、又は、バイヤー／借入人国の所在国で、カントリーリスクが発現しデフォルトに陥った際の債務返済状況及び、本評価の過程で適切とみなされる他の要素についても考慮しなければならない。

リスク分類された国際機関又は地域機関のリストは限定列举ではない。参加国は、上記に列举した項目に従って、新規の機関を検討するように推薦することができる。国際機関又は地域機関の分類は、参加国によって公表されるものとする。

## 別添Ⅷ：最低プレミアム料率の計算におけるカントリーリスク緩和／排除の適用に関する基準と条件

### 目的

本別添は、アレンジメント本則第 28 条 b) に列挙するカントリー信用リスクの緩和／排除手法の利用についての詳細を規定するもので、その利用に関する基準、条件、特定の環境、適用可能な MEF（カントリーリスク緩和／排除要素）などについて述べる。

### 一般的な適用

アレンジメント本則第 28 条 b) に列挙する全てのカントリー信用リスク緩和／排除手法につき、

- －列挙された MEF は、最良の環境下で想定される最大値であり、個別の場合に応じて正当化されなければならない。
- －参加国は、担保の設定が法的／司法的環境において有効に執行できるか否かを見極めなければならない。
- －カントリー信用リスクの緩和／排除手法を用いた MPR は、同等な環境における民間市場価格を下回ってはならない。
- －取引が他のソースによって並行的にファイナンスされる場合、公的輸出信用に関連して設定されるいかなる担保も、少なくとも他のソースが設定する同じ担保と同等以上に取扱わなければならない。

### 特定の適用

#### 1. エスクロ口座を組み合わせたオフショア将来資金フロー構造

##### 定義

封印され、第三者、すなわち当該証書の当事者でない者、に配達された証書や譲渡 (release) 又は受託 (trustee) 合意のような書面で、特定の条件が満たされるまで当該第三者によって保持され、その後、当該第三者により他の当事者に配達されて効力を発揮するもの。もし、以下の基準が列挙された追加的な要素の考慮に従って充足される場合、この手法は、主にカントリーリスクがより高いカテゴリの国において、送金リスクを削減又は削除することができる。

## 基準

- －エスクロウ口座は、外貨獲得プロジェクトに関するもので、この口座への資金流入は、当該プロジェクト自体かつ／又は他のオフショア輸出売掛代金によって生じる。
- －エスクロウ口座は、送金やその他のカントリーリスクが極めて限定的なオフショア、すなわち、バイヤー／借入人国以外の地域（すなわち、カテゴリ 0 に分類される国）、に開設される。
- －エスクロウ口座は、直接又は間接にバイヤー／借入人の利益又はバイヤー／借入人国によって管理されない最も信用力のある銀行に開設される。
- －口座の資金は、長期又は他の適当な契約によって担保される。
- －口座を通じて流入するバイヤー／借入人の収入源の組み合わせ（すなわち、プロジェクト自体及び／又は他のソースによって生み出される）はハードカレンシーで行われ、全体として当該信用の期間内の債務支払いに十分な額であり、バイヤー／借入人の国よりも低リスクの国（すなわち、通常、カテゴリ 0 に分類される国）にいる、より信用力の高い、1 又はそれ以上の外国顧客からの支払いであることが当然に期待される。
- －バイヤー／借入人は、外国顧客に対し、直接に口座に支払うように取消不能の指示をする（すなわち、支払いはバイヤー／借入人又はその国が管理する口座から転送されない）。
- －口座に維持されるべき資金は、最低、債務支払いの 6 ヶ月分以上とする。プロジェクトファイナンスの構造において柔軟な支払い期間が適用される場合には、そのような柔軟な期間における 6 ヶ月間の実際の債務支払いに等しい額を、口座に維持しなければならない。この額は、債務支払い方法によって期間ごとにも変わってもよい。
- －バイヤー／借入人は、口座へのアクセスを制限される（すなわち、供与された信用に対する債務支払い後にのみアクセスできる）。
- －口座に預金される収入については、当該信用の全期間中、貸付人が直接の受益者となる。
- －口座の開設にあたっては、現地及びその他の適切な当局から全ての必要な法的認可を受ける。
- －エスクロウ口座と契約手配は、条件的、取消可能、期間限定的なものでなくともよい。

## 考慮されるべき追加的要素

- 本手法は、上で述べた個別ケースの性格、とりわけ以下の点を考慮して適用される。
- －国、バイヤー／借入人（公的又は民間を問わず）、セクター、関連する商品やサービスの脆弱性（当該信用の全期間を通じての適用性を含む）、顧客



- －法的構造、例えば、本メカニズムがバイヤー／借入人又はその所在国の影響を免れるものであるか否か
- －本手法が政府の介入、更新、撤退の影響を受ける程度
- －プロジェクト関連のリスクに対して、口座が十分に保護されるかどうか
- －口座に流入する金額と適切な見通しを維持するメカニズム
- －パリ・クラブ関連の状況（例えば、免除の可能性）
- －送金リスク以外に考えられるカントリーリスクの影響
- －口座が開設される国のリスクに対する保護
- －顧客との契約の性質や期間、及び
- －当該信用の全額に係る期待外貨収入の総額

### 適用可能な MEF

適用可能な最大の MEF は、以下の場合を除いて 0.20 とする。

特定のケース 1：以下の全ての追加的な基準が満たされた場合、適用可能な最大 MEF は 0.40 とする。

- －債権者が、エスクロウ口座と長期契約に対して第一順位の担保権を持つ場合。
- －バイヤー／借入人が、民間所有 80%超の民間機関である場合。
- －予測される平均ローン・ライフ・カバレッジ・レシオ (LLCR) が少なくとも 2.5 : 1 であるか、予測される平均 LLCR が少なくとも 2.0 : 1 であり、かつ、年間デット・サービス・カバレッジ・レシオ (ADSCR) が起算点以降全ての期間において 1.0 より小さい<sup>1</sup>。
- －エスクロウ口座に、少なくとも 12 ヶ月分の債務支払い積立資金 (debt service pre-funding) があり、当該積み立て資金に対する要求払いがあるごとに補填される場合。

特定のケース 2：以下の追加的な基準が全て満たされた場合、適用可能な最大の MEF は 0.30 とする。

- －平均 LLCR が少なくとも 1.75 : 1 であるか、エスクロウ口座に少なくとも 9 ヶ月分の債務支払い積立資金があり、当該積み立て資金に対する要求払いがあるごとに補填される場合。

## 2. オフショアのハードセキュリティ

---

<sup>1</sup> ファイナンシャルクローズ、あるいはそれに近い時点において合意された（セントラルシナリオ）融資のケースを、（技術的及び経済面での）十分な審査を経た後に確定する際、LLCR と ADSCR は、慎重な国際的貸し手が通常適用する慣習に従って計算される。

## 定義

オフショアに設定された第一順位又は第二順位の担保権を持つ担保、又は、バイヤー／借入人の株主又はバイヤー／借入人自身が所有する担保の譲渡証書、オフショアの口座にある現金又は預金

## 基準

- －担保は、バイヤー／借入人国以外に位置する、より低リスク国の機関が発行した上場株や債券と定義され、カテゴリ 0 の国の取引所で取引される。
- －現金は、カテゴリ 0 に分類される国におけるハードカレンシーでの預金、又は、カテゴリ 0 に分類される国が発行したハードカレンシーによる政府証券 (treasuries) と定義される。
- －担保は、当該信用の全期間を通じて無条件であり、変更できないものとする。
- －担保所在国は、バイヤー／借入人国よりも低いリスクであり、通常、カテゴリ 0 に分類される。
- －担保は、バイヤー／借入人の管轄の範囲にない。
- －慎重に評価された担保の予測市価は、償還の全期間を通じて、当該担保によってカバーされる債務残高に対応する。
- －いかなる場合においても、現金預金又は担保の慎重な評価額（元本と利子の両方をカバーする）は、（1）元本の 10% 以上及び関連利子、（2）取引額が 5,000 万 SDR を超える場合には 500 万 SDR の元本及び関連利子、のいずれかを満たしていなければならない。
- －担保は、バイヤー／借入人国のカントリー信用リスクがデフォルトに陥った場合には、合法的にかつ無条件に実現されうる。
- －担保や現金預金の受取金は、当該信用の通貨又は他のハードカレンシーに自由に交換することができる。
- －デフォルトの際には、担保が直接債権者に移管されるか、適当な額の現金預金が債権者に対して直接支払われる。

## 考慮されるべき追加的要素

- 本手法は、通常、全ての国、バイヤー／借入人、セクターに対し、上で述べた個別ケースの性格、とりわけ以下の点を考慮して適用される。
- －担保又は現金預金の所有形態（公的又は民間を問わず）の意味、例えば、公的債務者の場合に、当該担保が実現する可能性
  - －担保価値の見通しと、当該機関、セクター、担保を設定した国のそれぞれに関連した担保実現の可能性

—法的環境

### 適用可能な MEF

適用可能な特定の MEF は、以下の条件を満たすべきものとする。

- とくに、資産の持続的価値（continuing value）と、当該担保の実現性に関連した予測される不確実性による、排除可能性の程度を反映する。
- とくに、基本的に、当該信用の元本額と当該担保の所在国に適用されるカントリーリスク分類に従って提供される担保の価値を反映すべく、個別ケースに応じて決定される。

現金担保の価値は、その慎重な評価額の 80% 超とはみなされず、株式と債券の価値は、同じく 35% 超とはみなされないものとする。

## 3. オフショアの資産担保証券

### 定義

オフショアで実物（すなわち、不動産）資産に設定された第一順位の抵当の形を取る担保。

### 基準

- 担保は、当該信用の全期間を通じて無条件かつ取消不能とする。
- 実物資産は、慎重に評価された予測市価を持ち、所有者に実質的な持ち分がある。この予測市価は、償還の全期間を通じて、バイヤー／借入人の債務残高に対応する。
- 担保は、バイヤー／借入人国のカントリー信用リスクがデフォルトに陥った際には、合法的にかつ無条件に実現されうる。
- 受取金は、当該信用の通貨又は他のハードカレンシーに変換することができる。
- デフォルトの際には、債権者に対して適切な金額が支払われるか、直接に割り当てられる。
- 担保が執行されうる国は、バイヤー／借入人国よりも低リスクのカテゴリ、すなわち、通常、最高のリスクカテゴリに分類される国とする。

### 考慮されるべき追加的要素

本手法は、通常、全ての国、バイヤー／借入人、セクターに対し、上で述べた個別ケースの性格、とりわけ以下の点を考慮して適用される。

- 担保又は現金預金の所有形態（公的又は民間を問わず）の意味、例えば、公的債務者の場合にこの担保が実現する可能性

- －担保の価値の継続性と実現の可能性に影響を与える実物資産（例えば、セクター）の性格
- －法的環境

### 適用可能な MEF

適用可能な特定の MEF は、以下の条件を満たすものとする。

- －とくに、資産の持続的価値（continuing value）と、当該担保の実現性に関連した予測される不確実性による、排除可能性の程度を反映する。
- －とくに、基本的に、当該信用の元本額と当該担保の所在国に適用されるカントリーリスク分類に従って提供される担保の価値を反映すべく、個別ケースに応じて決定される。

本手法の適用による MPR と緩和なしに適用される MPR の差は、リスク緩和なしに適用する MPR と、当該資産がある国のカントリーリスク分類の適用による MPR との差の 15% を超えてはならないものとする。

以下の状況において、適用されるプレミアム料率提示のアウトラインは、基本的に次の通りである。

- －担保（元本と利子の両方をカバーする）の一体としての金額は、当該信用の全期間を通じて、（1）元本の 10% 以上及びプラス関連利子、又は、（2）取引額が 5,000 万 SDR を超える場合、元本 500 万 SDR 及び関連利子、に限定される。この場合、プレミアム料率提示は、保証された元本又は当該信用の元本額に対する比例基準に基づいて適用される。
- －個々の担保（元本と利子の両方をカバーする）の金額は、当該信用の全期間を通じて、（1）元本の 10% 以上及び関連利子、又は、（2）取引額が 5,000 万 SDR を超える場合、元本 500 万 SDR 及び関連利子、に限定される。この場合、プレミアム料率提示は、期間概念による加重平均を利用して導かれた比例基準に基づいて適用される。

## 4. オフショア資産担保付き及びアセット・ベース融資

### 定義

オフショアのリース又は動産に入れた第一順位の抵当で、（1）カントリー信用リスクを受け入れ可能なものにするために使われるものでない（例えば、高リスクカテゴリー国において）、又は、（2）主にバイヤー／借入人又はレッサーのリスクに関連するものでないもの。

## 基準

- －資産は、典型的には、直接取引に関係する。
- －資産は、確認可能かつ可動又は持ち運び可能で、債権者、その代理人、又は、バイヤー／借入人又はレシーの国外における指名者が、物理的かつ合法的に再保有／取得することができる。
- －担保は、当該信用の全期間において取消不能かつ無条件のものである。
- －資産は、償還の全期間を通じて債務残高に対応するような、慎重に評価された予測市価を有する。
- －担保は、受け入れ可能な管轄の下で、オフショアに登録されるものとする。
- －資産は自由に売却でき、バイヤー／借入人又はレシーの国外において使用する機会を提供することができる。
- －受取金は、当該信用の通貨又はいかなる他のハードカレンシーに替えることができる。
- －担保実現の際には、受取金は債権者に直接支払われる。

## 考慮されるべき追加的要素

本手法は、第一に、例えば、航空機、船舶、石油プラットフォームに対して、主にバイヤー／借入人又はレシーの国外において使用されることを意図して適用される。しかしながら、上述の個別ケースの性格、とりわけ下記諸点を考慮する限り、全ての国、バイヤー／借入人、セクターに適用することができる。

- －資産の完全な可動性、バイヤー／借入人又はレシーの国外における再所有の可能性、予測市価に影響を与える可能性のある、当該資産の性質
- －資産の差し押さえ、輸送、修繕、再販売のコスト、再販売までに発生する利子コスト
- －適切な法的環境を提供する最高リスク国における資産差し押さえの可能性

## 適用可能な MEF

適用可能な特定の MEF は、以下の条件を満たすものとする。

- －とくに、資産の継続的価値や国際的な回収可能性に関する不確実性に起因するカウンター信用リスク緩和の程度を反映する。
- －個別ケースに応じて決定される。
- －航空機の場合には、0.10 又は 0.20 を超えない。

元本及び利子の両方をカバーする担保の一体としての金額が、当該信用の全期間中にわたって、（１）元本の 10%以上及び利子、又は、（２）取引額 5,000 万 SDR 超の場合には元本 500 万 SDR 及び関連利子、に制限される場合、MEF は、保証される元本額／当該信用の元本額と比較した担保の額を反映して計算されるものとする。

## 5. 国際金融機関（IFIs）との協調融資

### 定義

輸出信用（すなわち保険、保証、融資）は、参加国によってプレミアムのために分類された IFI と協調融資をするもの。

### 基準

- －IFI は、優先的な債権者の地位を有する。
- －IFI は、プロジェクトの手法面、経済面、金融面、当該国のリスク環境を評価する。
- －IFI は、プロジェクトの実施及び償還状況をフォローするものとする。

### 考慮されるべき追加的要素

本手法は、IFI が、上述した個別ケースの性格、とりわけプロジェクトに関する下記諸点について考慮し、その地位と政策とに沿った形で介入することのできる、全ての国／バイヤー／借入人とセクターに対して適用される。

- －参加国及び IFI が、プロジェクト及びそのファイナンスの評価やプロセスの構築において緊密な意見交換を行ってきたかどうか
- －参加国が、当該信用の全期間にわたり、IFI から同等の利益とクロスデフォルト条項を得ていたかどうか
- －参加国及び IFI の間の条項や協力が、当該2つの信用の償還スケジュールが並行的でない場合にも適用されるかどうか
- －同じ IFI の調整が、参加国からのいかなる競争力のあるオファーに対しても適用されるかどうか

### 適用可能な MEF

適用可能な最大の MEF は、0.05 を超えてはならないものとする。

## 6. 現地通貨での融資

### 定義

ハードカレンシー以外の交換可能かつ利用可能な現地通貨で、送金リスクを排除又は軽減するために現地において締結される融資。現地通貨での一次債務負担は、原理的には、カントリー信用リスクの最初の二要素の発生の影響を受けないものとする。

## 基準

- －ECA の負担と支払い請求、あるいは直接債権者への支払いは、全て現地通貨で表され、行われる。
- －ECA は一般的に送金リスクの影響を受けない。
- －通常の場合、現地通貨預金をハードカレンシーに交換する必要はない。
- －借入人の、自国通貨による、かつ所在国における償還は、ローン負担免除の有効な根拠となる。
- －借入人の収入が現地通貨の場合、借入人は為替レートの負の影響から保護される。
- －借入人国における資本移動制限は、現地通貨で行われる借入人の償還義務に影響を与えるものではない。
- －デフォルトによって現地通貨での支払請求がなされた場合、貸付契約書に明記されているように、その請求の価値は等価のハードカレンシーに転換される。支払った保険金の回収は、保険金支払時のハードカレンシーの支払額に対応するものとして、現地通貨で行われる。
- －バイヤー／借入人による現地通貨での償還のための交換責任は、現地通貨引き受けの正負の為替リスクも負っている、被保険者によって引き受けられる。（直接の融資機関は通貨価値の変動に直接晒されるが、これはカントリーリスクやバイヤー／借入人のリスクに関係するものではない。）

## 考慮されるべき追加的要素

本手法は、基礎となる経済が健全であれば、交換可能かつ送金可能な通貨に関して、選択的に適用される。参加 ECA は、責任を引き受けた後に現地通貨が「送金不能」又は「交換不能」となった場合、その負担を自国通貨によって満たさなければならない（しかしながら、直接融資機関はこれらのリスクに晒される）。

デフォルト額（ローン全額ではない）を等価のハードカレンシーに転換しても、借入人はデフォルト額と等価のハードカレンシーに関連した金額の確定していない現地通貨での支払責任から解放されない。この未払い債務の借入人による現地通貨での実際の支払いは、保険金支払時のハードカレンシーでの支払額に等しくなければならない。

## 適用可能な MEF

適用される特定の MEF は各事例に沿って決定されなければならないが、カントリー信用リスクの最初の三要素が排除された場合、最大 MEF は 0.50 である。リスクが緩和されただけの場合には、つまり明らかな排除がなかった場合には、最大 MEF は 0.35 となる。

7. 第三国保険又は条件付保証者

8. ソブリンに勝るリスクを示す債務

7.及び8.の技術の利用については参加国間での今後の議論に従う。



## 別添Ⅸ：開発の質に係るチェックリスト

### 援助信用を享受するプロジェクトの開発の質に係るチェックリスト

政府開発援助（ODA）により、全額又は一部分を融資された開発途上国でのプロジェクトが開発に寄与することを確認するため、開発援助委員会（DAC）は、近年、数多くの基準を設定した。これらの基準は、基本的に下記に示されている。

- ・『DAC プロジェクト評価原則』（1988年）
- ・『混合借款、並びにタイド及び部分アンタイドの政府開発援助（ODA）についての DAC ガイドライン原則』（1987年）
- ・『政府開発援助（ODA）に係わる優れた調達慣行』（1986年）

### 受益国全体の投資優先度とプロジェクトの整合性（プロジェクト選定）

該当プロジェクトが受益国の中央の財政・計画当局により既に承認された投資・公共支出計画の一部であるか？

（本件プロジェクトについて記載のある政策文書の明記。（例：受益国の公共投資計画書））

該当プロジェクトが国際開発金融機関との協調融資で行われているか？

該当プロジェクトには、国際開発金融機関又は他の DAC 加盟国が検討した結果、開発優先度が低いという理由で却下された事実が存在しているか？

民間部門のプロジェクトの場合、受益国政府によってプロジェクトが承認されているか？

該当プロジェクトは、資金受益国における資金供与国の広範囲に渡る援助活動を規定する政府間協定の対象であるか？

### プロジェクトの準備と評価

該当プロジェクトは、『DAC プロジェクト評価原則（以下、PPA という）』と概ね一致する基準と尺度を用い、準備、設計、評価がなされているか？

プロジェクト評価に関連する原則は以下の通り。

- a) 経済性の側面 (PPA : パラグラフ 30~38)
- b) 専門技術の側面 (PPA : パラグラフ 22)
- c) 金融・財務的側面 (PPA : パラグラフ 23~29)

収益を生むプロジェクトであり、特に競争的な市場において収益を生み出しているプロジェクトの場合、援助融資の譲許的要素は、資金のエンド・ユーザーに移転されているか？ (PPA : パラグラフ 25)

- a) 制度的評価 (PPA : パラグラフ 40~44)
- b) 社会的・分配的分析 (PPA : パラグラフ 47~57)
- c) 環境面の評価 (PPA : パラグラフ 55~57)

### 調達手続き

以下の調達方式のうち、どの方式が採用されるか？ (定義は『政府開発援助 (ODA) に係わる優れた調達慣行』に列挙される各原則を参照。)

- a) 国際競争入札 (調達原則Ⅲ及びその別添 2 : 有効な国際競争入札の最低条件)
- b) 国内競争入札 (調達原則Ⅳ)
- c) 略式入札又は直接交渉 (調達原則Ⅴの A 又は B)

調達される機器の価格と品質の確認は予め行われているか？ (PPA : パラグラフ 63)

## 別添X：プロジェクトファイナンス取引に適用する信用条件

### 第I章：一般条項

#### 第1条 適用の範囲

- a) 本別添は、参加国が付録1に示す適格基準を満たすプロジェクトファイナンス取引を支持する際の条件を規定する。
- b) 本別添に対応する規定がない場合、アレンジメント本則の規定を適用するものとする。

### 第II章：信用供与の諸条件<sup>1</sup>

#### 第2条 最長償還期間

最長償還期間は14年とする。

#### 第3条 元本償還及び利払い

輸出信用の元本額は、以下の条件を満たす場合、不均等償還を行うことができる。また、元本返済と利払いの間隔を、半年賦より長くすることができる。

- a) 1回の元本返済額あるいは6ヶ月以内に行われる一連の元本返済額は、元本総額の25%を超えないこと。
- b) 第1回の元本償還は起算点より24ヶ月以内に行われることとし、起算点から24ヶ月以内に元本総額の2%以上が返済されること。
- c) 利払いは12ヶ月に1度以上の頻度で行われ、その第1回目の利払日は起算点から6ヶ月以内とする。
- d) 償還期間の加重平均期間は7.25年を超えないものとする。
- e) 参加国は、本別添第5条に従い事前通報を行うこととする。

#### 第4条 最低固定貸出金利

---

1

- a) 2010年1月31日までにファイナルコミットメントが発出された取引については、第2条及び第3条d)に規定の信用条件を適用するものとする。
- b) 2010年1月31日以降は、第2条及び第3条d)に規定の信用条件については、参加国の別段の合意がない限り、継続しないものとする。
- c) 継続されない場合、第2条及び第3条d)の規定は下記の通りに変更するものとする。
  - 第2条：最長償還期間は14年とする。但し、参加国の供与する公的輸出信用が、高所得OECD加盟国でのプロジェクトであり、その割合がシンジケーション全体の35%以上となる場合、最長償還期間は10年とする。
  - 第3条d)：償還期間の加重平均期間は7.25年を超えないものとする。但し、参加国の供与する公的輸出信用が、高所得OECD加盟国でのプロジェクトであり、その割合がシンジケーション全体の35%以上となる場合、償還期間の加重平均期間は5.25年を超えないものとする。

参加国が固定金利で公的金融支持を供与する場合：

- a) 償還期間が 12 年以下の場合は、参加国はアレンジメント本則第 20 条に従って設定した市場貸出基準金利（CIRR）を適用するものとする。
- b) 償還期間が 12 年超の場合は、全ての通貨について CIRR に 20 ベーシスポイントを上乗せしなければならない。

### 第三章：手続き

#### 第 5 条 プロジェクトファイナンス取引の事前通報

本別添の信用条件に従い支持供与を意図する参加国は、コミットメント発出の少なくとも 10 暦日前までに、全ての参加国に対して通報を行わなければならない。通報はアレンジメント本則別添 V に従い行うものとする。同期間中に他の参加国から信用条件に関し説明が求められた場合、最初に通報を行った参加国はコミットメント発出まで、更に 10 暦日を待たなければならない。

#### 付録 1：プロジェクトファイナンス取引における適格基準

##### I 基本となる基準

当該取引が下記項目を含む、もしくは下記性質を有すること。

- a) 事業から発生するキャッシュフローと収益を借入金返済の原資とし、その事業の持つ資産を担保としていること。
- b) 独自の収益をあげる投資案件に関し、独立(法的、経済的に)した事業主体（例：特別目的会社）を伴う輸出取引への融資。
- c) 適切な出資を含め、プロジェクトのパートナー間で適切なリスクシェアリングがなされていること（例：民間あるいは信用力のある公的シェアホルダー、輸出者、債権者、オフ・テイカー間）。
- d) 償還期間全体において、操業コストと債務の返済をカバーするのに十分な、プロジェクトのキャッシュ・フローがあること。
- e) 操業コストと債務の元利返済がプロジェクトの収入から優先的に控除されること。
- f) 非ソブリン・バイヤー／借入人であって、ソブリン保証（オフテイク契約などのパフォーマンス保証は含まない）も付与されていないこと。
- g) 事業資産及び収益に関して資産担保が設定されていること（例：譲渡担保、質権設定、収益金口座への担保設定）。
- h) プロジェクト完工後は、民間出資者やスポンサーに対して債務保証は求めない（ノン・リコース）、又は限定的な保証（リミテッド・リコース）にとどまること。

## II 高所得 OECD 加盟国でのプロジェクトファイナンス取引における追加的な基準

当該取引が以下の項目を含む、もしくは下記性質を有すること。

- a) 公的輸出信用が関わらない民間金融機関とのシンジケートローンに参加する場合であつて：
  - 1) 当該参加国は融資期間全体を通じてパリパス条件のマイノリティ・パートナーであること。及び、
  - 2) 参加国の供与する公的輸出信用は、シンジケーション全体の 50%未満であること。
- b) 公的支持のプレミアム料率は、民間市場金融で得られる料率を下回らず、かつ、シンジケーションに参加する他の民間金融機関の課す該当料率と等価であること。

## 別添XI：定義一覧

本アレンジメントに際して：

- a) コミットメント：形式のいかんを問わず、受入国、バイヤー、借入人、輸出者あるいは金融機関に対して公的支給予供する旨の意志ないし意向を伝達すること。
- b) コモンライン：特定の案件又は特定の状況下における、当該公的支給予供の信用条件に関する参加国間の合意。当該コモンラインの規定は、コモンラインで特定された案件又は特定の状況下でのみ本アレンジメントの規定に優先する。
- c) タイド援助のコンセッションナリティレベル：贈与の場合には、コンセッションナリティレベルは100%である。融資の場合には、融資の額面と将来借入人が返済する額の割引現在価値との差がコンセッションナリティレベルである。この差は融資額面に対する百分率で表す。
- d) 廃炉（Decommissioning）：原子力発電所の閉鎖又は解体。
- e) 輸出契約額：輸出される財・サービスの対価としてバイヤー、又はその代理人より支払われるべき総額を指し、後段で定義するローカルコストは含まないものとする。リースの場合には、利子に相当するリース料の支払いは含まない。
- f) ファイナルコミットメント：輸出信用取引(単一取引あるいはクレジットライン形式のいずれか)においては、双務契約あるいは一方的行為にかかわらず、参加国が正確かつ完結した信用条件をコミットした時点がファイナルコミットメントとなる。
- g) 初期装荷用燃料：初期装荷用燃料とは、炉心設置時に装荷されている初期核燃料に再装荷2回分、合せて炉心の3分の2の容量を加えたものを上限とする。
- h) 利子補給：政府と銀行あるいは他の金融機関との間における取極めであって、CIRR以上の固定金利での輸出信用供与を可能にするもの。
- i) クレジットライン：いかなる形であれ、一連の取引を対象とする輸出信用の枠であり、当該取引が特定プロジェクトとの関連性をもつかどうかを問わない。
- j) ローカルコスト：バイヤー国内での財及びサービスに対する支出で、輸出者の契約履行又は当該輸出契約がその一部となっているプロジェクトの完工に必要なものをいう。なお、バイヤー国内で輸出エージェントに支払うコミッションは、これに含まない。
- k) ピュアカバー：政府あるいは政府の代理として、輸出信用保証もしくは輸出信用保険の形態で供与される公的支給予供。すなわち、公的金融支給予供（訳注：アレンジメント本則第5条 a) 2) 参照）を伴わない公的支給予供。
- l) 償還期間：本別添に定義する起算点に始まり、契約上の元本最終支払い日に終わる期間とする。
- m) 起算点：
  - 1) 部品（中間財）（関連サービスを含む）：

部品の場合、バイヤーが当該財を実際に受領した日、又は、バイヤーが当該財（該当があればサービスも）を受領する加重中間日より遅くならないこと。サービスの場合

は、顧客に請求書が送付された日又は顧客がサービスを受領した日より遅くならないこと。

2) 準資本財（関連サービスを含む）－比較的単価の低い機械又は機器設備で、産業工程上や生産目的又は商業目的での使用を意図したもの：

準資本財の場合、起算点はバイヤーが当該財を実際に受領した日又はバイヤーが当該財を受領する加重中間日より遅くならないこと。輸出者がコミショニングの責任を負っている場合、起算点はコミショニングの時点より遅くならないこと。サービスの場合は、顧客に請求書が送付された日又は顧客がサービスを受領した日より遅くならないこと。供給者がコミショニングの責任を負うサービス供給契約の場合、起算点はコミショニングの時点より遅くならないこと。

3) 資本財及びプロジェクトサービス－高価値の機械又は機器設備で、産業工程上や生産目的又は商業目的で使われることを意図したもの：

－個々の品目がそれだけで使用できるようなものからなる資本財の販売契約の場合、起算点はバイヤーが当該財を物理的に保有した日又はバイヤーが当該財を物理的に保有する加重中間日より遅くならないこと。

－供給者がコミショニングの責任を負っていないプラントや工場一式のたの資本設備の販売契約の場合、起算点はバイヤーが当該契約の下で供給される全ての設備（スペア部品を除く）を物理的に保有した日より遅くならないこと。

－輸出者がコミショニングの責任を負う場合、起算点はコミショニングの時点より遅くならないこと。

－サービスの場合は、顧客に請求書が送付された日、又は、顧客がサービスを受領した日より遅くならないこと。供給者がコミショニングの責任を負うサービス供給契約の場合、起算点はコミショニングの時点より遅くならないこと。

4) 完成プラント又は工場－資本財の大規模な投入を必要とする、高価値の生産設備一式：

－供給者がコミショニングの責任を負っていないプラントや工場一式のための資本設備の販売契約の場合、起算点はバイヤーが当該契約の下で供給される全ての設備（スペア部品を除く）を物理的に保有した日より遅くならないこと。

－契約者がコミショニングの責任を負っていない建設契約の場合、起算点は建設完了日。

－供給者又は契約者がコミショニングの責任を負う契約の場合、起算点は据付あるいは建設し、稼働状態にあることを確認する予備テストが終了した日より遅くならないこと。これは、その時に契約条件に従ってバイヤーにプラントが引き渡された否か、また、供給者や契約者が負う継続的義務（例：有効に機能することの保証もしくは現地要員の研修）にかかわらず適用される。

－契約上プロジェクトが個別のパート毎に別々に実施される場合、起算点は個別の履

行日又は複数の履行日の中間日より遅くならないこと。また、供給者がプロジェクト全体ではないがその主要部分について契約している場合には、起算点はプロジェクト全体として適切な日とすることができる。

ーサービスの場合は、顧客に請求書が送付された日又は顧客がサービスを受領した日より遅くならないこと。供給者がコミショニングの責任を負うサービス供給契約の場合、起算点はコミショニングの時点より遅くならないこと。

- n) タイド援助：実際に（法的又は事実上）資金供与国及び／又は限定された数の国からの財及び／又はサービスの調達にひもついている援助。コンセッションナリティレベル0%を超える融資、贈与、又は混合借款パッケージを含む。この定義は、「ひもつき (tying)」が資金受益国と資金供与国間の公式の合意によるか、非公式の了解によるかにかかわらず、又は、アレンジメント本則第 31 条に定められている、資金受益国、事実上全ての発展途上国及び参加国からの調達につき資金を全額かつ自由に利用することが出来ない形態の援助パッケージを含むか否かにかかわらず、又は DAC（開発援助委員会）もしくは参加国がそのような結びつきに等しいと認定する手法を含むか否かにかかわらず、適用される。
- o) アンタイド援助：あらゆる国からの調達につき全額を自由に利用することが出来る融資又は贈与を含む援助。
- p) 償還期間の加重平均期間：信用元本の半分を回収するのにかかる期間。起算点から各償還日までの期間（単位：年）につき、各償還期日までに回収される元本金額の割合を加重し、（訳注：元本回収額が半分に至るまでの）合計年を算出する。